

独立行政法人農林漁業信用基金の
平成29年度に係る業務の実績に関する評価書

財 務 省
農 林 水 産 省

様式 1－1－1 中期目標管理法人 年度評価 評価の概要様式

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人農林漁業信用基金	
評価対象事業年度	年度評価	平成 2 9 年度（第 3 期）
	中期目標期間	平成 2 5 ～ 2 9 年度

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣		農林水産大臣	
法人所管部局	経営局	担当課、責任者	金融調整課長 河村 仁
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	広報評価課長 前田 剛志
主務大臣		財務大臣（農業信用保険事業、林業信用保証事業及び漁業信用保険事業に関する評価を農林水産大臣と共管）	
法人所管部局	大臣官房	担当課、責任者	政策金融課長 水野 敦
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	文書課政策評価室長 渡部 保寿

3. 評価の実施に関する事項	
・ 7 月 2 3 日：年度実績に係る自己評価について理事長及び監事からのヒアリング ・ 7 月 3 0 日：年度実績に係る自己評価及び大臣評価案について農林水産省独立行政法人評価有識者会議農林漁業信用基金部会からの意見聴取	

4. その他評価に関する重要事項	
・ 平成 2 5 年度の業務実績評価は、財務省及び農林水産省それぞれの独立行政法人評価委員会において、評価を実施 ・ 平成 2 6 年度から平成 2 9 年度までの業務実績評価は、財務大臣及び農林水産大臣合同で評価を実施	

様式 1－1－2 農林漁業信用基金 年度評価 総合評価様式

1. 全体の評価					
評価 (S、A、B、C、D)	B：中期目標における所期の目標を達成していると認められる。	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評価の状況			
		25年度	26年度	27年度	28年度
		A	B	B	B
評価に至った理由	項目別評価は71項目のうち、Aが1項目、Bが60項目、Cが3項目、評価の対象外が7項目となっており、全体として中期目標における所期の目標を達成している。 また、全体の評価を引き下げる事象もなかったためBとした。 ※ 平成25年度の評価にあつては、農林水産省独立行政法人評価委員会及び財務省独立行政法人評価委員会の評価結果であり、A評価が標準。平成26年度以降の評価にあつては、主務大臣の評価結果であり、B評価が標準。				

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	農業信用保険業務、林業信用保証業務、漁業信用保険業務、農業災害補償関係業務、漁業災害補償関係業務の実施に当たり、理事長のリーダーシップの下、業務の進捗や予算執行の把握に努め、業務運営の効率化を図りつつ的確に業務運営が遂行されており、特に重大な業務運営上の課題は検出されておらず、計画どおり順調に業務が実施されていると評価する。
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	特に全体の評価に影響を与える事象はなかった。

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	① 林業信用保証業務における業務収支の黒字化に向けた保証料収入の増については、保証料収入の増加に向け、事業者等や金融機関への制度の普及や利用拡大の取組を進めたものの、保証料収入が所期の目標を下回っており、保証料収入を増加させるための取組をこれまで以上に積極的に実施する必要がある。 ② 農業信用保険業務及び林業信用保証業務における回収金の実績については、回収金収入が所期の目標を下回っており、回収実績向上のための取組を着実に実施する必要がある。
その他改善事項	該当なし
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	該当なし

4. その他事項	
監事等からの意見	(理事長からの意見) 特になし
その他特記事項	(有識者会議委員からの意見) 特になし

年度評価 項目別評定総括表

評 価 項 目		評 価 年 度					項目別 No	備考
		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		
第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置								
1 事業の効率化								
事業費の削減度合（24年度対比5％以上）	A	A	B	B	B	1－(1)	P 1	
事業費の削減に向けての取組（農業信用保険業務）	A	B	B	B	B	1－(2)	P 4	
事業費の削減に向けての取組（林業信用保証業務）	A	B	B	B	B	1－(3)	P 6	
事業費の削減に向けての取組（漁業信用保険業務）	A	B	B	B	B	1－(4)	P 8	
共済団体等に対し、民間金融機関から融資を受けるよう促すための取組	A	B	B	B	B	1－(5)	P10	
林業寄託業務の見直しの着実な実施	A	B	B	B	B	1－(6)	P12	
「民でできることは民で」の検討（農業・漁業信用保険業務）	A	B	B	B	B	1－(7)	P14	
2 信用リスクに応じた保証・保険料率に係る信用リスク評価の精緻な計測に向けた与信上のデータの蓄積及び本格的な実施に向けての検討（農業信用保険業務）	A	A	B	B	B			P16
3 業務運営体制の効率化								
組織体制・人員配置の見直し	B	B	B	B	B	3－(1)	P18	
効果的な研修の実施	A	B	B	B	B	3－(2)	P19	
4 経費支出の抑制								
支出の要否を検討し、一般管理費を24年度比で15％以上の削減	A	A	B	B	A	4－(1)	P21	
業務の見直し及び効率化	A	B	B	B	B	4－(2)	P23	
政府の総人件費削減の取組を踏まえた適切な対応	A	B	B	B	B	4－(3)	P25	
ラスパイレス指数を中期目標期間中は100を上回らない水準とする	A	B	B	B	B	4－(4)	P26	
5 業務実施体制の強化								
内部監査の適切な実施と改善状況のフォローアップの実施	A	B	B	B	B	5－(1)	P28	
役員会による理事長の意思決定の補佐	－	－	B	B	B	5－(2)	P30	
内部統制委員会による適切なモニタリングの実施	－	－	B	B	B	5－(3)	P31	
外部有識者の専門的知見を活用したコンプライアンスの推進に向けた取組並びに取組状況のチェック及びフォロー	A	B	B	B	B	5－(4)	P33	

評 価 項 目		評 価 年 度					項目別 No	備考
		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		
5 業務実施体制の強化								
リスク管理委員会による統合的なリスク管理の的確な実施	－	－	B	B	B	5－(5)	P36	
事務リスク自主点検等を実施し業務改善へ反映	A	B	B	B	B	5－(6)	P38	
目標管理の導入による適切な人事評価、業績及び勤務成績等の給与・退職金等への一層の反映	A	B	B	B	B	5－(7)	P40	
評価・分析の実施、その結果の業務運営への着実な反映	A	B	B	B	B	5－(8)	P42	
情報セキュリティに配慮した業務運営の情報化・電子化の取組	B	B	B	B	B	5－(9)	P44	
6 業務運営の効率化等を踏まえた情報システムの整備	A	B	B	B	B			P47
7 調達方式の適正化								
調達等合理化計画に基づく一般競争入札等の着実な実施	A	B	B	B	B	7－(1)	P49	
契約監視委員会において事後点検及び契約審査委員会の活用等による適正な契約の実施	A	B	B	B	B	7－(2)	P52	
取組状況の公表	A	B	B	B	B	7－(3)	P54	
監事及び会計監査人による監査の実施	A	B	B	B	B	7－(4)	P55	
第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置								
1 事務処理の迅速化								
保険引受審査等業務に応じた標準処理期間の達成（案件の85％以上の処理）	A	B	B	B	B	1－(1)	P57	
保険引受や支払審査等について、関係機関との情報共有・意見交換	A	B	B	B	B	1－(2)	P60	
業務処理の方法の見直し	A	B	B	A	B	1－(3)	P64	
2 情報の提供・開示								
情報開示の充実を促進	A	B	B	B	B	2－(1)	P65	
業務内容等に応じたセグメント情報の開示を徹底	A	B	B	B	B	2－(2)	P69	
利用者意見の業務運営への適切な反映、苦情への適切な対応	A	B	B	B	B	2－(3)	P70	
職員の勤務条件の公表	A	B	B	B	B	2－(4)	P74	

※ 25年度評価は、農林水産省独立行政法人評価委員会における小項目評価である。なお、平成25年度においてはAが、平成26年度以降についてはBがそれぞれ標準。

評 価 項 目		評 価 年 度					項目別 No	備考
		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		
第3 財務内容の改善に関する事項								
1 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定								
保険料率算定委員会における保険料率水準の点検及び必要に応じた見直し(農業信用保険業務)		A	B	B	A	B	1－(1)	P75
保証料率算定委員会における保証料率水準の点検及び必要に応じた見直し(林業信用保証業務)		A	B	B	B	B	1－(2)	P77
保険料率算定委員会における保険料率水準の点検及び必要に応じた見直し(漁業信用保険業務)		A	B	B	B	B	1－(3)	P79
業務収支の黒字化に向けた保証料収入の増(平成24年度対比1.6%増)等(林業信用保証業務)		A	C	C	C	C	1－(4)	P81
適切な貸付金利の設定(農業・漁業信用保険業務)		A	B	B	B	B	1－(5)	P84
適切な貸付金利の設定(農業・漁業災害補償関係業務)		A	B	B	B	B	1－(6)	P86
2 引受審査の厳格化等								
基金協会との事前協議の実施及び事前協議対象の拡大への取組(農業信用保険業務)		A	A	B	B	B	2－(1)	P88
基金協会との事前協議の実施及び事前協議対象の拡大への取組(漁業信用保険業務)		A	A	B	B	B	2－(2)	P90
保証審査や求償権管理回収に係る研修会の開催		A	B	B	B	B	2－(3)	P92
信用基金の相談機能の強化		A	B	B	B	B	2－(4)	P94
審査の厳格化、債務保証先のフォローアップ(林業信用保証業務)		A	B	B	B	B	2－(5)	P98
3 モラルハザード対策								
モラルハザード防止対策の導入効果の検証及び部分保証等の拡充の検討(農業信用保険業務)		A	B	B	B	B	3－(1)	P100
モラルハザード防止対策の導入効果の検証及び部分保証等の拡充の検討(漁業信用保険業務)		A	B	B	B	B	3－(2)	P102
部分保証の拡充などの収支均衡に向けた取組(林業信用保証業務)		A	A	B	B	B	3－(3)	P104

評 価 項 目		評 価 年 度					項目別 No	備考
		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		
4 求償権の管理・回収の強化等								
回収金の実績及び回収実績向上のための取組(農業信用保険業務)		A	C	C	C	C	4－(1)	P106
回収金の実績及び回収実績向上のための取組(林業信用保証業務)		A	C	C	C	C	4－(2)	P109
回収金の実績及び回収実績向上のための取組(漁業信用保険業務)		A	A	B	B	B	4－(3)	P111
サービサー等の活用による回収策について費用対効果の検証及び回収委託基準の明確化等(林業信用保証業務)		A	B	B	B	B	4－(4)	P113
保険料・保証料、貸付金利息の確実な徴収		A	C	C	C	B	4－(5)	P115
5 代位弁済率・事故率の低減								
事故率の低減(農業信用保険業務)		A	B	B	B	B	5－(1)	P117
代位弁済率の低減(林業信用保証業務)		A	B	B	B	B	5－(2)	P119
事故率の低減(漁業信用保険業務)		A	B	B	B	B	5－(3)	P121
6 基金協会及び共済団体等に対する貸付金の適正な審査及び回収		A	B	B	B	B		P123
7 宿舍の廃止に関する計画		A	B	B	B	B		P125
8 農業融資資金業務に係る国庫納付		A	－	－	－	－		P126
第4 その他の業務運営に関する重要事項		A	－	B	－	－		P127
第5 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画		A	B	B	B	B		P129
第6 短期借入金の限度額		A	－	B	－	－		P132
第7 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画		A	－	－	－	－		P134
第8 重要な財産の譲渡等に関する計画		－	－	－	－	－		P136
第9 剰余金の使途		A	－	－	－	－		P137
第10 その他主務省令で定める業務運営に関する事項								
1 施設及び設備に関する計画		－	－	－	－	－		P138
2 人員に関する指標								
人員に係る指標		A	B	B	B	B	2－(1)	P139
人材の確保		A	B	B	B	B	2－(2)	P141
人材の養成		A	B	B	B	B	2－(3)	P142
3 積立金の処分に関する事項		A	－	－	B	B		P144
別紙	1. 平成29事業年度予算及び決算		2. 平成29事業年度収支計画及び実績					
	3. 平成29事業年度資金計画及び実績		平成29事業年度業務収支					
	「財務内容の改善に関する事項」の参考情報							

※ 25年度評価は、農林水産省独立行政法人評価委員会における小項目評価である。なお、平成25年度においてはAが、平成26年度以降についてはBがそれぞれ標準。

年度評価項目別評定調書（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1－1	事業の効率化（事業費の削減度合（24年度対比5％以上））

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	(参考)		25年度 (第3期)	26年度 (第3期)	27年度 (第3期)	28年度 (第3期)	29年度 (第3期)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
		予算	決算						
事業費（百万円）	—	15,823	8,885	8,252	6,385	6,919	9,036	4,383	34,975百万円
うち保険金（農業）	—	10,437	4,628	5,131	3,926	3,749	5,441	2,291	20,538百万円
保険金（漁業）	—	2,689	1,850	1,639	1,810	1,926	2,854	1,363	9,592百万円
代位弁済費	—	2,602	2,344	1,425	581	1,177	687	673	4,543百万円
求償権管理回収助成（農業）	—	28	28	28	28	28	28	28	140百万円
求償権回収事業委託費（林業）	—	45	13	14	21	20	13	14	82百万円
回収奨励金（漁業）	—	22	22	14	19	20	13	14	80百万円
削減率（計画値）	中期目標期間最終年度までに24年度予算対比5％以上削減	—	—	1％	2％	3％	4％	5％	
24年度予算に対する削減率（実績値）	—	—	—	47.9％	59.7％	56.3％	42.9％	72.3％	55.8％（単純平均）
（参考）24年度決算に対する削減率（実績値）	—	—	—	7.1％	28.1％	22.1％	1.8％の増加	50.7％	21.2％（単純平均）

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
第2 業務運営の効率化に関する事項 1 事業の効率化 ① 事業費（保険金、代位弁済費、回収奨励金、求償権管理回収助成及び求償権回収事業委託費）については、中期目標の期間中に、平成24年度比で5％以上削減する。この場合、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1 事業の効率化 (1) 事業費（保険金、代位弁済費、回収奨励金、求償権管理回収助成及び求償権回収事業委託費）については、その支出の可否を検討し、効率化を期するため、中期目標の期間中に、平成24年度比で5％以	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1 事業の効率化 (1) 事業費（保険金、代位弁済費、回収奨励金、求償権管理回収助成及び求償権回収事業委託費）については、以下の点など支出の可否及び支出方法等について検討し、効率化を期する。この場合、経済情	<主な定量的指標> 事業費削減率 <その他の指標> なし <評価の視点> 事業費の削減が図られているか	<主要な業務実績> 第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1 事業の効率化 (1) 事業費の削減度合（24年度対比5％以上） ○ 事業費（保険金、代位弁済費、回収奨励金、求償権管理回収助成及び求償権回収事業委託費）の29年度の支出実績は43億83百万円（28年度90億36百万円）であり、事業費トータルで見ても24年度予算対比で72.3％の削減（削減目標5％）（28年度42.9％の削減）となった（24年度決算対比では、50.7％の削減（28年度1.8％の増加）となった）。 また、保険金及び代位弁済費のうち、東日本大震災を起因とするもの（下記（注））を除いた事業費総額は、43億49百万円であり、24年度予算対比で72.5％の削減となった（24年度決算対比では51.0％の削減となった）。	<自己評価> 評定：B 年度毎の削減率目標を大幅に上回る削減を達成しており、定量評価ではAであるものの、保険及び保証の引受残高の減少による保険金及び代位弁済費の減少の影響等もあることを勘案して、Bとす

の変更等外的要因により影響を受けることについて配慮する。

上削減する。この場合、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等外的要因により影響を受けることについて配慮する。

・農業・漁業の信用基金協会（以下「基金協会」という。）との事前協議の徹底、部分保証の実施による保険金支払いの低減

・引受審査の厳格化等による代位弁済の抑制

・サービスの活用等による求償権回収については、費用対効果を検証し、求償権回収事業委託費を効率的に支出

勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等外的要因により影響を受けることについて配慮する。

○ このような大幅な削減率となった要因としては、農業・漁業の信用基金協会との事前協議の徹底、部分保証の実施による保険金支払いの低減、厳格な引受審査の実施等による代位弁済の抑制を図るとともに、林業の求償権回収事業委託費の効率的な支出に取り組んだ一方で、農林漁業者への貸付けが減少基調にあることを背景とした保険及び保証の引受けの減少等により引受残高が減少し、結果として、事業費の大宗を占める保険金及び代位弁済費の支出が、中期計画策定時で想定したよりも大幅に減少したことが考えられる。

る。

<課題と対応>
引き続き、厳格な引受審査及び金融機関との適切なリスク分担の実施等により、事業費の削減に向けた取組を着実に実施する。

(単位：百万円)

区分	24年度 予算(A)	29年度 実績(B)			増減率 (B-A)/A		(参考)		
							24年度 決算(C)	増減率 (B-C)/C	除く東日本 大震災分
			うち東日本 大震災分除 く	うち東日本 大震災分 (注)	除く東日本 大震災分				
事業費総額	15,823	4,383	4,349	34	△ 72.3%	△ 72.5%	8,885	△ 50.7%	△ 51.0%
うち保険金(農業)	10,437	2,291	2,258	34	△ 78.0%	△ 78.4%	4,628	△ 50.5%	△ 51.2%
(漁業)	2,689	1,363	1,363	-	△ 49.3%	△ 49.3%	1,850	△ 26.3%	△ 26.3%
代位弁済費(林業)	2,602	673	673	-	△ 74.1%	△ 74.1%	2,344	△ 71.3%	△ 71.3%
求償権管理回収助成(農業)	28	28	28	-	0.0%	0.0%	28	0.0%	0.0%
求償権回収事業委託費(林業)	45	14	14	-	△ 68.9%	△ 68.9%	13	5.5%	5.5%
回収奨励金(漁業)	22	14	14	-	△ 37.3%	△ 37.3%	22	△ 37.3%	△ 37.3%

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	B
<評価に至った理由> 事業費は、24年度予算対比で72.3%の削減となっており、29年度目標削減率を大幅に上回る削減率となったことは高く評価できるものの、基金協会の事前協議の徹底等の取組による結果だけでなく、農林漁業者への貸付けが減少基調にあることを背景とした保険及び保証の引受けの減少等により引受残高が減少し、事業費の大宗を占める保険金及び代位弁済費の支出が、結果として大幅に減少したことによる影響もあることを踏まえ、評価をBとする。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、事業費削減に向けた取組を着実に実施する必要がある。 <その他事項>	

年度評価項目別評定調査（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1－1	事業の効率化（事業費の削減に向けての取組（農業信用保険業務））

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
大口保険引受事前協議 (条件変更を含む)	－	357件	320件	332件	438件	476件	537件	2,103件
うち取り下げ件数	－	15件	11件	5件	11件	10件	11件	48件
大口保険引受事前協議 (条件変更を除く)	－	－	279件	264件	374件	415件	489件	1,821件 (注) 24年度は集計していない。
うち部分保証件数	－	－	25件	36件	20件	13件	36件	130件
大口保険金請求事前協議	－	21件	23件	14件	14件	16件	9件	76件

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
② 農業・漁業信用保険業務及び林業信用保証業務については、「第4 財務内容の改善」に記載している引受審査の厳格化等、モラルハザード対策の取組を着実に実施する。	(2) 農業・漁業信用保険業務及び林業信用保証業務については、「第3 財務内容の改善に関する事項」に記載している引受審査の厳格化等、モラルハザード対策の取組を着実に実施する。	(2) 農業・漁業信用保険業務及び林業信用保証業務については、「第3 財務内容の改善に関する事項」に記載している引受審査の厳格化等、モラルハザード対策の取組を着実に実施する。	<主な定量的指標> 引受事前協議等実績件数 <その他の指標> なし <評価の視点> 事業費の削減を図るための取組を着実に実施しているか	<主要な業務実績> (2) 事業費の削減に向けての取組（農業信用保険業務） ○ 厳格な引受審査の実施 ・ 大口保険引受案件（注1）537件（条件変更を含む）について、基金協会からの提出資料又は対面により全て事前協議を実施した（28年度476件）。このうち、基金協会との対面での協議は13件であった（28年度16件）。 ・ 事前協議については、被保証者の財務内容、償還可能性等を総合的に勘案した協議を実施した。 ・ 大口保険引受案件事前協議537件（条件変更を含む）のうち、取り下げは11件であった（28年度10件）。 ○ 金融機関に対するモラルハザード対策の実施 ・ 畜特資金、農業経営負担軽減支援資金、営農維持資金及び農業再生資金については、既存債務の返済に充てるための資金であり事故率が高いことから、モラルハザード防止対策として基金協会の債務保証に部分保証が実施されており、29年度は88件であった（28年度58件）。 ・ 事故率の高い資金を中心に、代位弁済時に金融機関に対して負担措置を求めるペナルティー方式が導入されている。 ・ 大口保険引受案件事前協議489件（条件変更を除く）のうち部分保証の対象となる畜特資金35件、農業経営負担軽減支援資金1件について部分保証が実施されていることを確認した（営農維持資金及び農業再生資金の実績はなし）（28年度は畜特資金12件、農業経営負担軽減支援資金1件、営農維持資金及	<自己評価> 評定：B 大口保険引受案件及び大口保険金請求案件に係る事前協議による厳格な引受審査並びにモラルハザード対策を着実に実施したことから、Bとする。 <課題と対応> 引き続き、大口保険引受案件及び大口保険金請求案件に係る事前協議並びに金融機関との適切なリスク分担の取組を着実に実施する。

				び農業再生資金 0 件)。 ○ 大口保険金請求案件（注 2）の事前協議 大口保険金請求案件 9 件について、基金協会からの提出資料により全て事前協議を実施した（28年度16件）。 具体的には、記載事項の検証や保険金請求をしようとする額の妥当性等の審査を行った。なお、免責に該当するものはなかった。 （注 1）大口保険引受案件とは、次に該当するものをいう。 既に大口保険被保証者（※）である者に対する農業近代化資金等の元本額（極度貸付の場合は、極度額）（以下「元本額等」という。）につき保険価額が10百万円以上の保険関係が成立する保証及び農業近代化資金等の元本額等につき保険価額が10百万円以上の保険関係が成立する保証であって、当該保証をすることにより、その被保証者が大口保険被保証者に該当するもの。 （※）大口保険被保証者とは、次に該当するものをいう。 保険関係が成立している保証に係る農業近代化資金等の元本額等の合計額が1億円以上である者、保険関係が成立している保証に係る金融公庫資金の元本額等の合計額が50百万円以上である者又は保険関係が成立している保証に係る畜産特別資金、農家負担軽減支援特別資金、農業経営負担軽減支援資金、畜産経営維持緊急支援資金、家畜飼料特別支援資金、営農維持資金及び農業再生資金の元本額等の合計額が50百万円以上である者。 （注 2）大口保険金請求案件とは、次に該当するものをいう。 保険金額が30百万円以上の代位弁済及び一の被保証者について同時又は関連する一定の期間内に行う複数の代位弁済であって、これらの代位弁済の保険金額の合計額が30百万円以上となるもの。	
--	--	--	--	---	--

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	B
<評価に至った理由> 大口保険引受案件及び大口保険金請求案件に係る事前協議による厳格な引受審査並びにモラルハザード対策を着実に実施しており、中期目標を達成していると認められることから、評価をBとする。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、大口保険引受案件及び大口保険金請求案件に係る事前協議並びに融資機関との適切なリスク分担等の取組を着実に実施する必要がある。 <その他事項>	

年度評価項目別評価調査（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-1	事業の効率化（事業費の削減に向けての取組（林業信用保証業務））

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
保証引受審査件数 (条件変更を含む)	—	1,765件	1,800件	1,680件	1,547件	1,417件	1,395件	7,839件（A）
うち審査協議件数	—	632件	466件	385件	420件	427件	355件	2,053件（B） B/A=26.2%
うち取り下げ等 件数	—	93件	93件	74件	46件	12件	11件	236件（C） C/B=11.5%
保証引受件数 (条件変更を除く)	—	1,359件	1,380件	1,235件	1,203件	1,121件	1,047件	5,986件
うち部分保証件数 部分保証割合	—	277件 20.4%	315件 22.8%	321件 26.0%	346件 28.8%	364件 32.5%	351件 33.5%	1,697件 28.3%

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
② 農業・漁業信用保険 業務及び林業信用保証 業務については、「第 4 財務内容の改善」 に記載している引受審 査の厳格化等、モラル ハザード対策の取組を 着実に実施する。	(2) 農業・漁業信用保険 業務及び林業信用保証 業務については、「第3 財務内容の改善に関 する事項」に記載して いる引受審査の厳格化 等、モラルハザード対 策の取組を着実に実施 する。	(2) 農業・漁業信用保険 業務及び林業信用保証 業務については、「第3 財務内容の改善に関 する事項」に記載して いる引受審査の厳格化 等、モラルハザード対 策の取組を着実に実施 する。	<主な定量的指標> 引受事前協議等実績件数 <その他の指標> なし <評価の視点> 事業費の削減を図るための 取組を着実に実施している か	<主要な業務実績> (3) 事業費の削減に向けての取組（林業信用保証業務） ○ 厳格な引受審査の実施 ・ 全体の審査件数1,395件（条件変更を含む）のうち新規・増額・財務内容不良案件等355件について、総括調整役（林業担当）等を構成員とする債務保証審査協議会に付議した（28年度は全体の審査件数1,417件のうち427件）。この結果、財務内容不良等による取り下げ等は11件であった（28年度12件）。また、債務保証審査協議会に付議した案件以外についても、チェックリストに基づき確実に審査を行った。 ・ 保証引受審査に当たっては、定量要因について、当該申請企業等の財務諸表等を詳細に分析するとともに、必要に応じて当該申請企業等の保証取扱金融機関へのヒアリングを行いながら、信用基金が保有する資産査定データ等も活用して的確に評価した。 ・ 定性要因については、林業者等の特性を踏まえ、規模・生産性・経営体制・品質管理・金融機関の融資姿勢及び事業の発展性等の分析を行った。 ○ 金融機関に対するモラルハザード対策の実施 ・ 29年度の保証引受1,047件（条件変更を除く）のうち351件について、部分保証（80%保証）を実施した（28年度の保証引受1,121件のうち部分保証364件）。 ・ 26年10月から開始した部分保証である「木材安定供給保証（ウッド・サポート5000）」（注1）については、29年度の引受実績は25件7億30百万円（28	<自己評価> 評定：B 事業費の削減に向けて、厳格な引受審査、債務保証先のフォローアップ、モラルハザード対策としての部分保証の拡大を進めて保証先の代位弁済のリスク軽減を図るなどの取組を実施したことから、Bとする。 <課題と対応> 引き続き、厳格な引受審査及び金融機関との適切なリスク分担の実施等により、事業費の削減に向けた取組を着実に実施する。

				年度22件 6 億34百万円) となった。 また、28年 4 月から開始した部分保証である「素材生産推進保証（ログ・プロダクツ3000）」(注 2) については、29年度の引受実績は19件 2 億47百万円（28年度24件 3 億26百万円) となった。 ○ 適切な期中管理と専門家を交えた経営診断・指導等 保証先全般について、財務諸表等を定期的に徴求するなどの取組を行い、経営状況が悪化した保証先に対して、専門家を交えたバンクミーティングや事業再生計画の策定及び策定した事業再生計画の進捗等を話し合う再生支援協議会等主催の会議14件に出席した（28年度23件）。さらに、金融機関協調支援の場合には保証機関として協調する等、保証先の経営健全化への支援に向けた管理も行った。また、実質管理案件（注 3）について管理表を作成し、半年毎に金融機関を通じて収集した財務状況や借入金の弁済状況等をチェックし、的確な期中管理を行った。 （注 1）木材安定供給保証（ウッド・サポート5000）とは、木材の安定的な取引を信用保証の面から積極的にサポートするため、協定等を締結し安定的な木材取引を行う者を対象に、無担保かつ既存借入（与信額）とは別枠で50百万円を貸付限度額とする80%保証資金である（26年10月取扱開始）。 （注 2）素材生産推進保証（ログ・プロダクツ3000）とは、素材生産の安定供給・量的拡大を推進するため、立木の購入等素材生産に必要な運転資金を対象に、無担保かつ既存借入（与信額）とは別枠で30百万円を貸付限度額とする80%保証資金である（28年 4 月取扱開始）。 （注 3）実質管理案件とは、被保証者の状況から代位弁済の可能性が高いと判断されるなど、個別の案件毎に、より厳格な期中管理に努めなければならない案件である。	
--	--	--	--	---	--

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価 ＜評価に至った理由＞ 事業費の削減に向けて、厳格な引受審査、債務保証先のフォローアップ、モラルハザード対策としての部分保証の拡大を進めて保証先の代位弁済のリスク軽減を図るなどの取組を実施しており、中期目標を達成していると認められることから、評価をBとする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 引き続き、適正な引受審査及び融資機関との適切なリスク分担の実施等により、事業費の削減に向けた取組を着実に実施する必要がある。 ＜その他事項＞	B

年度評価項目別評定調査（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1－1	事業の効率化（事業費の削減に向けての取組（漁業信用保険業務））

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
大口保険引受事前協議	—	58件	81件	88件	76件	68件	52件	365件
大口保険金請求事前協議	—	33件	48件	45件	51件	38件	26件	208件

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
② 農業・漁業信用保険業務及び林業信用保証業務については、「第4 財務内容の改善」に記載している引受審査の厳格化等、モラルハザード対策の取組を着実に実施する。	(2) 農業・漁業信用保険業務及び林業信用保証業務については、「第3 財務内容の改善に関する事項」に記載している引受審査の厳格化等、モラルハザード対策の取組を着実に実施する。	(2) 農業・漁業信用保険業務及び林業信用保証業務については、「第3 財務内容の改善に関する事項」に記載している引受審査の厳格化等、モラルハザード対策の取組を着実に実施する。	<主な定量的指標> 引受事前協議等実績件数 <その他の指標> なし <評価の視点> 事業費の削減を図るための取組を着実に実施しているか	<主要な業務実績> (4) 事業費の削減に向けての取組（漁業信用保険業務） ○ 厳格な引受審査の実施 ・ 大口保険引受案件（注1）52件について、基金協会からの提出資料又は対面により全て事前協議を実施した（28年度68件）。このうち、基金協会との対面での協議は2件であった（28年度5件）。 ・ 事前協議については、被保証者の財務内容、償還可能性等を総合的に勘案した協議を実施した。 ・ 大口保険引受案件事前協議52件のうち、保証条件が変更された案件はなかった（28年度なし）。 ○ 金融機関に対するモラルハザード対策の実施 ・ 緊急融資資金について、金融機関に対して貸し手としての一定の責任を求めるため、代位弁済があった際に金融機関が代位弁済額の5～15%を基金協会に対し出資する「特別出資」（29年度5件13百万円）を実施した（28年度6件22百万円）。 また、20年4月から事故率の高い経営安定資金に部分保証（保証割合80%）を導入している。これらの資金については、既存債務の返済に充てるための資金であり事故率が高い又は高くなると見込まれることから、モラルハザード対策として実施されたものである。 ・ 緊急融資資金及び経営安定資金については、20年4月から年度当初に基金協会と締結する漁業保証保険契約の対象から原則として除外し、該当案件が生じた際に、個別に基金協会と協議の上、保証保険契約金額を変更した（29年度契約変更3件）。 ○ 大口保険金請求案件（注2）の事前協議 大口保険金請求案件26件について、基金協会からの提出資料により全て事前協議を実施した（28年度38件）。 具体的には、記載事項の検証、代位弁済の妥当性及び回収見込み等の審査を行った。なお、免責に該当するものはなかった。	<自己評価> 評定：B 大口保険引受案件及び大口保険金請求案件に係る事前協議による厳格な引受審査並びにモラルハザード対策を着実に実施したことから、Bとする。 <課題と対応> 引き続き、大口保険引受案件及び大口保険金請求案件に係る事前協議並びに金融機関との適切なリスク分担の取組を着実に実施する。

				(注1) 大口保険引受案件とは、次のいずれかに該当するものをいう ア 保証の額が次の額を超えるもの ① 遠洋かつお・まぐろ漁業 2億円 ② その他 1億円 ③ 水産業協同組合 3億円 ただし、借替緊急融資資金については、30百万円を超えるもの イ 保証を行った後の被保証者に係る保証残高が次の額を超えるもの ① 遠洋かつお・まぐろ漁業 6億円 ② その他 3億円 ③ 水産業協同組合 6億円 (注2) 大口保険金請求案件とは、次のいずれかに該当するものをいう。 ア 代位弁済額が50百万円以上であるもの イ 基金協会が事務処理の困難性が高いと判断したもの	
--	--	--	--	--	--

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	B
<評価に至った理由> 大口保険引受案件及び大口保険金請求案件について、基金協会からの提出資料又は対面により全て事前協議を実施している。 また、特別出資制度の活用、事故率が高い緊急融資資金及び経営安定資金については、年度当初に基金協会と締結する漁業保証保険契約の対象から原則として除外し、該当案件が生じた際に個別に基金協会と協議の上、保証保険契約金額を変更する等の取組により厳格な引受審査を実施しており、中期目標を達成していると認められることから、評価をBとする。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、大口保険引受案件及び大口保険金請求案件に係る事前協議並びに融資機関との適切なリスク分担等の取組を着実に実施する必要がある。 <その他事項>	

年度評価項目別評価調査（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-1	事業の効率化（共済団体等に対し、民間金融機関から融資を受けるよう促すための取組）

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
③ 共済団体等に対する貸付業務については、信用基金の貸付けがセーフティネットであることを踏まえ、大災害時等の緊急的な対応を除き、信用基金から共済団体等に対して、民間金融機関から融資を受けるよう促す。	(3) 共済団体等に対する貸付業務については、信用基金の貸付けがセーフティネットであることを踏まえ、大災害時等の緊急的な対応を除き、信用基金から共済団体等に対して、民間金融機関から融資を受けるよう促す。	(3) 共済団体等に対する貸付業務については、信用基金の貸付けがセーフティネットであることを踏まえ、大災害時等の緊急的な対応を除き、信用基金から共済団体等に対して、民間金融機関から融資を受けるよう促す。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 共済団体等に対して、民間金融機関から融資を受けるよう促す取組がされているか	<主要な業務実績> (5) 共済団体等に対し、民間金融機関から融資を受けるよう促すための取組（農業災害補償関係業務） ○ 農業共済団体等が信用基金に借入申込みを行う際、 ① 当該借入申込みが大災害時等の緊急的な対応かどうか ② 緊急的な対応ではない場合、民間金融機関からの融資を検討した上で信用基金から借入を行うこととした理由 を内容とする調書を徴求した（29年度は1件の借入申込みがあり、貸付実績は1件であった（29年5月））。 なお、本取組内容について、（公社）全国農業共済協会が農業共済団体に対する情報等の提供のために運営管理しているNOSA Iイントラネットを活用して引き続き周知するとともに、30年2月に開催された運営委員会において説明を行った。 （漁業災害補償関係業務） ○ 漁業共済団体が信用基金に借入申込みを行う際、 ① 当該借入申込みが大災害時等の緊急的な対応かどうか ② 緊急的な対応ではない場合、民間金融機関からの融資を検討した上で信用基金から借入を行うこととした理由 を内容とする調書を徴求することとしている（29年度の借入申込みなし）。 なお、本取組内容について、29年9月に共済組合に対し実施したアンケート調査時に、信用基金の貸付業務は「民間金融機関から融資を受けることが困難なときのセーフティネット」である旨を周知するとともに、30年2月に開催された運営委員会において説明を行った。	<自己評価> 評価：B 民間金融機関から融資を受けるよう促す取組として、共済団体に対する周知を行い、借入申込時に調書により確認していることから、Bとする。 <課題と対応> 引き続き、借入申込みにあたっては民間金融機関からの融資を受けるよう促すとともに、借入申込時の調書で確認を行う。

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	B

< 評定に至った理由 >

農業共済団体等からの借入申込みは、大災害時等の緊急的な対応か、緊急的な対応ではない場合は、民間金融機関からの融資を検討したかを確認する調書を徴求している。

また、イントラネット等を活用して農業共済団体等へ民間金融機関からの調達について周知することで、着実に当該取組が農業共済団体等に認識されていると考えられ、中期目標を達成していると認められることから、評定をBとする。

< 指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策 >

引き続き、借入申込みにあたっては民間金融機関からの資金調達を促すとともに、借入申込時の調書で確認を行う必要がある。

< その他事項 >

年度評価項目別評価調査（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1－1	事業の効率化（林業寄託業務の見直しの着実な実施）

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標 （単位：百万円）	達成目標	（参考） 24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
（寄託業務の状況）								
寄託額 A	—	880	580	320	580	580	400	2,460百万円
うち政府出資金	—	880	580	320	—	—	—	900百万円
うち手持ち資金 （公庫からの返還金）	—	—	—	—	580	580	400	1,560百万円
公庫からの返還金 B	—	1,397	5,588	1,248	824	1,320	1,252	10,232百万円
年度末寄託残高 C（前年度末残高+A-B）	—	36,499	31,491	30,563	30,319	29,579	28,726	28,726百万円（29年度末）
年度末政府出資金残高	—	27,655	28,235	28,555	28,555	28,555	28,555	28,555百万円（29年度末）
年度末長期借入金残高	—	9,055	6,890	6,291	4,244	2,761	2,000	2,000百万円（29年度末）
利子補給金	—	62	30	17	9	5	2	63百万円

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
④ 林業寄託業務については、貸付枠の縮減及び民間からの長期借入方式から政府の出資方式への段階的な移行について、着実に実施する。	(4) 林業寄託業務については、貸付枠の縮減及び民間からの長期借入方式から政府の出資方式への段階的な移行について、着実に実施する。	(4) 林業寄託業務については、貸付枠を引き続き17億円とするとともに、寄託原資については、償還のあった寄託金を充てる。また、当該寄託金の一部を長期借入金の償還財源に充てることにより、長期借入金（借り換え）の抑制を図る。	<主な定量的指標> 長期借入金、政府出資金 <その他の指標> なし <評価の視点> 長期借入金を抑制しているか	<主要な業務実績> (6) 林業寄託業務の見直しの着実な実施 ○ 日本政策金融公庫等による森林整備活性化資金の貸付枠は29年度も17億円であり、貸付に必要な寄託原資については、新たな長期借入金や政府出資金によらず、返還のあった寄託金（以下「寄託返還金」という。）で賄うこととし、29年度計画5億80百万円に対し、日本政策金融公庫から求めのあった4億円（上期分2億90百万円、下期分1億10百万円）（28年度5億80百万円）全額を寄託返還金から確保した。 ○ 民間からの長期借入金については、29年下期以降の寄託見込額等を考慮しつつ可能な限り寄託返還金を償還財源として充当することにより長期借入金（借り換え）を抑制することとし、29年6月に償還した7億61百万円については、新たな借入れを行わず、全額を寄託返還金から確保したことにより長期借入金残高を圧縮し、利払額を28年度比2百万円削減した。 ○ 民間からの長期借入金（30年3月末現在残高20億円）に対する29年度の利払い（2百万円）については、全額、政府からの利子補給金により充当した。	<自己評価> 評定：B 29年度の寄託原資に寄託返還金を充当するとともに、当該寄託返還金の一部を長期借入金の償還財源に充当して長期借入金の圧縮、利払いの抑制を図ったことから、Bとする。 <課題と対応> 引き続き、長期借入金残高の抑制に努める。

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	

評価 評価	B
<評価に至った理由> 29年度の寄託原資については、新たな長期借入金や政府出資金によらず、寄託返還金により賄っている。 また、寄託返還金の一部を長期借入金の償還財源に充当して長期借入金を圧縮するとともに、利払いも抑制されており、中期目標を達成していると認められることから、評価をBとする。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、寄託に係る償還額を踏まえ、長期借入金残高等の抑制に努める必要がある。 <その他事項>	

年度評価項目別評定調査（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1－1	事業の効率化（「民でできることは民で」の検討（農業・漁業信用保険業務））

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
⑤ 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務の対象資金については、「民でできることは民で」という考え方を踏まえつつ、引き続き、検討を行う。	(5) 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務の対象資金については、「民でできることは民で」という考え方を踏まえつつ、これまでの検討結果を踏まえ、引き続き、検討を行う。	(5) 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務の対象資金については、「民でできることは民で」という考え方を踏まえつつ、検討会において、これまでの検討結果を踏まえ、引き続き、検討を行う。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 過去の検討結果を踏まえた検討が行われているか	<主要な業務実績> (7) 「民でできることは民で」の検討（農業・漁業信用保険業務） （農業信用保険業務） ○ 29年度が第3期中期目標期間の最終年度に当たることから、これまでの検討状況の取りまとめを行うに際しての参考とするため、29年8月から9月にかけて「農業者に対する貸出に係る保証機関の利用状況」に関するアンケート調査を実施し、29年11月に調査結果の取りまとめを行った。 ○ 29年12月に農業信用保証保険業務あり方検討会を開催した。 対象資金については、農業は自然条件に左右されやすく不安定といった面から民間では十分な対応ができない部分を補完する観点で、民間との棲み分けは行われており、今後も役割分担を図りながら対応していくことが必要とした。 また、28年11月に改訂された「農林水産業・地域の活力創造プラン」では、高齢化や人口減少が都市に先駆けて進行している農山漁村において、人口減少社会における農山漁村の活性化を図るため、古民家等空き家・廃校・耕作放棄地等の地域資源を活用した交流等を推進するなど魅力ある農山漁村づくり等の取組を進めることとされた。さらに、今後増加が見込まれる訪日外国人旅行者の受入れも含めた農山漁村への旅行者の拡大を図るための持続的なビジネスとしての「農泊」の取り込みが掲げられている。 こうした取組に対して、今後、農業信用保証保険制度の果たす役割が益々期待されると考えられるところであり、農山漁村の活性化に必要な資金が円滑に融通されるよう、農業信用保証保険制度を適切に運営し対応していく必要があるとした。 （漁業信用保険業務） ○ 29年12月に漁業信用保険業務あり方検討会を開催した。 漁業信用保険業務については、収支均衡に向けた保険料率の設定を行うに当たり、中小漁業者等の負担が過度に大きくなることのないよう政府の交付金助成措置による低廉な保険料の維持等の政策が依然として不可欠であり、対象資金の見直しを行える状況にはないとした。しかしながら、今後とも漁業経営の	<自己評価> 評定：B 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務とも、「民でできることは民で」という考え方を踏まえつつ検討したことから、Bとする。 <課題と対応> 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務については、今後も制度を適切に運営していく。

				動向に注視しつつ、漁業信用保険業務の収支の状況を精査し、状況の変化を踏まえた対応をしていく必要があるとした。 (農業信用保険業務・漁業信用保険業務) ○ 30年1月に開催したリスク管理委員会において、上記のあり方検討会の検討結果を報告したが、意見はなかった。	
--	--	--	--	--	--

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	B
<評価に至った理由> 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務については「民でできることは民で」という考え方を踏まえ、業務のあり方を検討し取り組んでおり、中期目標を達成していると認められることから、評価をBとする。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 農業信用保険業務においては、農業信用保証保険制度が民間融資を補完する制度であることを基本として、農業者等の円滑な資金調達が図られるよう、引き続き、本制度を適切に運営していく必要がある。 また、漁業信用保険業務においては、漁業関係資金は概していずれの資金もリスクが高く政策的支援措置がとられていることを踏まえ、信用基金の漁業信用保証保険収支の推移、漁業経営の動向等に注視しつつ、引き続き、漁業信用保証保険制度を適切に運営していく必要がある。 <その他事項>	

年度評価項目別評価調査（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1－2	信用リスクに応じた保証・保険料率に係る信用リスク評価の精緻な計測に向けた与信上のデータの蓄積及び本格的な実施に向けての検討（農業信用保険業務）

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
2 信用リスクに応じた保証・保険料率の導入 農業信用保証保険業務について、借入者の信用リスクに応じた保証・保険料率の中期目標期間内の速やかな導入に向けて、検討する。	2 信用リスクに応じた保証・保険料率の導入 農業信用保証保険業務について、農業における事業の特性を踏まえつつ、借入者の信用リスクに応じた保証・保険料率の中期目標期間内の速やかな導入に向けて、検討する。 検討に当たっては、農業信用基金協会等と連携を図りつつ、与信上のデータの収集・整理及びシステム構築等を計画的、着実にを行う。	2 信用リスクに応じた保証・保険料率の導入 農業信用保証保険業務について、今後の信用リスク評価の精緻な計測に向けて、平成28年度から開始した与信上のデータの蓄積を引き続き行うとともに、借入者の信用リスクに応じた保証・保険料率の本格的な実施（デフォルト率による段階別料率の導入）に向け、農業信用基金協会等と連携を図りつつ、引き続き検討を行う。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> - 基金協会等と連携し、信用リスクに応じた保証・保険料率の運用がされているか - 信用リスク評価の精緻な計測に向けた検討が行われているか	<主要な業務実績> 2 信用リスクに応じた保証・保険料率に係る信用リスク評価の精緻な計測に向けた与信上のデータの蓄積及び本格的な実施に向けての検討（農業信用保険業務） - 信用リスクに応じた保険料率の対象資金の29年度の引受件数40,999件のうちスコアリングを行ったのは12,097件（29.5%）、そのうち低い保険料率を適用したのは9,568件（79.1%）となった（引受件数のうち、低い保険料率を適用した割合は23.3%）。 信用リスクに応じた保険料率を導入した27年度からの累計は、引受件数109,108件のうちスコアリングを行ったのは28,268件（25.9%）、そのうち低い保険料率を適用したのは20,340件（72.0%）となった（引受件数のうち、低い保険料率を適用した割合は18.6%）。 - 信用リスク評価の精緻な計測に向けて、上記スコアリング対象案件に係る決算書等のデータについて、28年4月からデータベース化を開始し、与信上のデータの蓄積を進めた。 - 借入者の信用リスクに応じた保証・保険料率の本格的な実施（デフォルト率による段階別料率の導入）に向けて、財務情報を元にした統計的手法によりデフォルト率を算出するためのスコアリングモデルを構築する必要があることから、外部専門家に相談しながら検討を行った。 29年度は、基金協会を交えて以下の検討会を開催し、デフォルト率による信用リスク評価システムの運営方法や料率のあり方について検討を行った。 11月1日 基金協会の参事・事務局長クラスを構成員とする全国専門部会を開催 12月1日 保証業務電算運営検討会（基金協会の参事・事務局長クラス）において、デフォルト率による信用リスク評価システムの運営についての報告 12月7日 基金協会の専務理事クラスを構成員とする事業・組織問題検討会を開催	<自己評価> 評定：B 信用リスクに応じた保険料率の適用・運用を着実に行ったこと、また、信用リスク評価の精緻な計測に向けて、与信上のデータの蓄積を行うとともに、基金協会を交えて、デフォルト率による信用リスク評価システムの運営方法や料率の在り方について検討を行ったことから、Bとする。 <課題と対応> 借入者の信用リスク評価の精緻化に向け、平成27年度から開始した借入者の与信上のデータの蓄積を引き続き行うとともに、基金協会等と連携を図りながら検討・取りまとめを行

				・12月25日 全国常勤役職員会議（基金協会の役職員クラス）において、全国専門部会及び事業・組織問題検討会での検討結果を報告 ・12月26日 保証業務電算運営検討会における意見を踏まえ、デフォルト率算定のための定量（財務）データの入力項目について、各基金協会にアンケートを実施 ・1月24日 基金協会の参事・事務局長クラス並びに制度及び電算に関する実務精通者を構成員とする全国専門部会を開催 ・2月1日 デフォルト率による信用リスク評価のランク区分及び保証・保険料率について（案）に係る意見等を各基金協会に照会 ・2月28日 全国専門部会（基金協会の参事・事務局長クラス並びに制度及び電算に関する実務精通者）において、「デフォルト率算定のための定量（財務）データの入力項目について」及び「デフォルト率による信用リスク評価システムの導入に係る保証・保険料率のあり方について（案）」の取りまとめ ・3月27日 事業・組織問題検討会（基金協会の専務理事クラス）において、全国専門部会取りまとめ（案）を了承	い、システム構築に向けて取り組む。
--	--	--	--	--	-------------------

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	B
<評価に至った理由> 信用リスクに応じた保険料率の適用・運用を着実に行ったこと、また、信用リスク評価の精緻な計測に向けて、与信上のデータの蓄積を行うとともに、基金協会を交えて、デフォルト率による信用リスク評価システムの運営方法や料率の在り方について検討を行っており、中期目標を達成していると認められることから、評価をBとする。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、信用リスク評価の精緻化に向け、借入者の与信上のデータの蓄積を進めるとともに、基金協会等と連携を図りながら検討・取りまとめを行い、より農業者の経営努力に報いる信用リスクに応じた保険料率の本格的実施に向けて検討をしていく必要がある。 <その他事項>	

年度評価項目別評価調査（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1－3	業務運営体制の効率化（組織体制・人員配置の見直し）

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
3 業務運営体制の効率化 ① 業務の質や量に対応した組織体制・人員配置の見直しを行い、業務運営の効率化を行う。	3 業務運営体制の効率化 (1) 業務の質や量に対応した組織体制・人員配置の見直しを行い、業務運営の効率化を行う。	3 業務運営体制の効率化 (1) 業務の質や量に対応した組織体制・人員配置の見直しを行い、業務運営の効率化を行う。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 組織体制や業務運営の効率化を踏まえた人員配置がされているか	<主要な業務実績> 3 業務運営体制の効率化 (1) 組織体制・人員配置の見直し ○ 各部門における業務の実施状況を踏まえ、併任発令等を行うことにより複数部署の業務を担う職員を配置する（29年度末11名）など、業務運営体制の効率化を勘案した人員配置を行った。 ○ 適正な人員配置に加えて、日常の業務及び研修等による専門的知識の取得や能力向上に努め、業務の適性を見極め、勤務実績等を踏まえた適材適所の人事配置を行った。 ○ 幅広い業務に対応できる人材育成を図るため、21年度以降の新規採用者においては、採用から概ね2～3年後には他部門へ異動させた。	<自己評価> 評価：B 業務体制の効率化を勘案して、人員配置を行ったことから、Bとする。 <課題と対応> 引き続き、組織体制や業務運営の効率化を踏まえた人員配置に努める。

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	B
<評価に至った理由> 業務体制の効率化を勘案して人員配置を行っており、中期目標を達成していると認められることから、評価をBとする。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、組織体制や業務運営の効率化を踏まえた人員配置をする必要がある。 <その他事項>	

年度評価項目別評定調査（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第 1－3	業務運営体制の効率化（効果的な研修の実施）

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価																																																																					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価																																																																	
				業務実績	自己評価																																																																
② 職員の能力の向上を図るため、各種研修を効果的に実施する。	(2) 職員の能力の向上を図るため、各種研修を効果的に実施する。	(2) 職員の能力の向上を図るため、研修計画に基づき各種研修を効果的に実施する。 ア. 養成研修 ・新規採用研修 ・一般職員研修 ・課長級研修 イ. 能力開発研修 ・専門研修 ウ. 法令遵守意識啓発研修	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ 職員の能力の向上を図るための研修計画を策定し、研修を実施しているか	＜主要な業務実績＞ (2) 効果的な研修の実施 ○ 29年度は以下のとおり研修計画を策定し、研修を実施した。 なお、実施に当たっては、内部講師（信用基金職員）も活用し、費用の節減も考慮した。	＜自己評価＞ 評定：B 職員の能力の向上を図るための研修計画を策定し、各種研修を実施したことから、Bとする。 ＜課題と対応＞ 引き続き、職員の能力の向上を図るため、各種研修を実施する。																																																																
				<table><tr><th colspan="3">29年度研修計画</th><th colspan="3">29年度研修実施状況</th></tr><tr><th>種別</th><th>内容</th><th>対象</th><th>内容</th><th>受講者</th><th>受講者数</th></tr><tr><td rowspan="10">養成研修</td><td rowspan="10">階層別に必要な基礎知識を習得</td><td rowspan="10">採用者、一般職員、課長級別を実施</td><td>採用者研修（半日×2回）※</td><td>採用者等</td><td>10名</td></tr><tr><td>初級職員研修（3日）※</td><td>採用者等</td><td>4名</td></tr><tr><td>財務会計研修（半日）※</td><td>課長・補佐・一般職員</td><td>7名</td></tr><tr><td>契約事務研修（2日）</td><td>一般職員</td><td>2名</td></tr><tr><td>長期派遣研修（3ヶ月）</td><td>一般職員</td><td>1名</td></tr><tr><td>給与システム研修（2日）</td><td>補佐</td><td>1名</td></tr><tr><td>内部監査業務研修（5日）</td><td>室長</td><td>1名</td></tr><tr><td>給与実務研修（1日）</td><td>補佐</td><td>1名</td></tr><tr><td>会計事務職員研修（32日）</td><td>一般職員</td><td>2名</td></tr><tr><td>管理職研修（1日）</td><td>課長</td><td>1名</td></tr><tr><td rowspan="5">能力開発研修</td><td rowspan="5">業務に必要な専門的知識の習得</td><td rowspan="5">各部被推薦者</td><td>財務会計基礎研修（4日）</td><td>21年度以降の採用者</td><td>5名</td></tr><tr><td>融資法務基本研修（6日）</td><td>21年度以降の採用者</td><td>7名</td></tr><tr><td>融資審査実践研修（3日）</td><td>21年度以降の採用者</td><td>5名</td></tr><tr><td>債権管理・回収基礎研修（3日）</td><td>21年度以降の採用者</td><td>1名</td></tr><tr><td>債権管理・回収実践研修（3日）</td><td>補佐</td><td>1名</td></tr><tr><td>法令遵守意識啓発研修</td><td>コンプライアンス</td><td>全役職員</td><td>ハラスメント防止研修、情報セキュリティ・個人情報保護研修（半日） コンプライアンス研修（eラーニング）</td><td>全役職員</td><td>107名、101名 全役職員 117名</td></tr></table> ※ 内部講師の活用により実施したもの 上記の他、第3の2の（3）「保証審査や求償権管理回収に係る研修会の開催」に記載の研修を実施した。 ○ 研修の実効性の確保及び今後の研修を充実させる観点から、研修受講者から		29年度研修計画			29年度研修実施状況			種別	内容	対象	内容	受講者	受講者数	養成研修	階層別に必要な基礎知識を習得	採用者、一般職員、課長級別を実施	採用者研修（半日×2回）※	採用者等	10名	初級職員研修（3日）※	採用者等	4名	財務会計研修（半日）※	課長・補佐・一般職員	7名	契約事務研修（2日）	一般職員	2名	長期派遣研修（3ヶ月）	一般職員	1名	給与システム研修（2日）	補佐	1名	内部監査業務研修（5日）	室長	1名	給与実務研修（1日）	補佐	1名	会計事務職員研修（32日）	一般職員	2名	管理職研修（1日）	課長	1名	能力開発研修	業務に必要な専門的知識の習得	各部被推薦者	財務会計基礎研修（4日）	21年度以降の採用者	5名	融資法務基本研修（6日）	21年度以降の採用者	7名	融資審査実践研修（3日）	21年度以降の採用者	5名	債権管理・回収基礎研修（3日）	21年度以降の採用者	1名	債権管理・回収実践研修（3日）	補佐	1名	法令遵守意識啓発研修
29年度研修計画			29年度研修実施状況																																																																		
種別	内容	対象	内容	受講者	受講者数																																																																
養成研修	階層別に必要な基礎知識を習得	採用者、一般職員、課長級別を実施	採用者研修（半日×2回）※	採用者等	10名																																																																
			初級職員研修（3日）※	採用者等	4名																																																																
			財務会計研修（半日）※	課長・補佐・一般職員	7名																																																																
			契約事務研修（2日）	一般職員	2名																																																																
			長期派遣研修（3ヶ月）	一般職員	1名																																																																
			給与システム研修（2日）	補佐	1名																																																																
			内部監査業務研修（5日）	室長	1名																																																																
			給与実務研修（1日）	補佐	1名																																																																
			会計事務職員研修（32日）	一般職員	2名																																																																
			管理職研修（1日）	課長	1名																																																																
能力開発研修	業務に必要な専門的知識の習得	各部被推薦者	財務会計基礎研修（4日）	21年度以降の採用者	5名																																																																
			融資法務基本研修（6日）	21年度以降の採用者	7名																																																																
			融資審査実践研修（3日）	21年度以降の採用者	5名																																																																
			債権管理・回収基礎研修（3日）	21年度以降の採用者	1名																																																																
			債権管理・回収実践研修（3日）	補佐	1名																																																																
法令遵守意識啓発研修	コンプライアンス	全役職員	ハラスメント防止研修、情報セキュリティ・個人情報保護研修（半日） コンプライアンス研修（eラーニング）	全役職員	107名、101名 全役職員 117名																																																																

				受講報告を提出させ、次回以降の研修実施に際しての検討事項とするとともに、研修内容の理解度や効率的な業務運営に資する内容か否かを確認することにより、職員の能力向上や業務運営の効率化等に資する研修か否かの検証を行った。 この結果、業務能力やコンプライアンスに係る理解の向上が図られていることを確認した。	
--	--	--	--	---	--

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	B
<評価に至った理由> 職員の能力向上を図るために必要な各種研修を研修計画に基づき実施しており、中期目標を達成していると認められることから、評価をBとする。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、職員の能力向上を図るため、各種研修を実施する必要がある。 <その他事項>	

年度評価項目別評定調査（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1－4	経費支出の抑制（支出の要否を検討し、一般管理費を24年度比で15%以上の削減）

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 24年度		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報)
		予算	決算						
一般管理費（百万円）	－	582	412	335	390	489	497	370	2,081百万円
削減率（計画値）	中期目標期間最終年度までに24年度予算対比15%以上削減	－	－	3%	6%	9%	12%	15%	
24年度予算に対する削減率（実績値）	－	－	－	42.5%	33.0%	16.0%	14.6%	36.5%	28.5%（単純平均）
（参考）24年度決算に対する削減率（実績値）	－	－	－	18.7%	5.2%	18.8%の増加	20.8%の増加	10.2%	1.1%の増加（単純平均）

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
4 経費支出の抑制 ① 業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費（人件費、租税公課及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、中期目標の期間中に、平成24年度比で15%以上抑制する。	4 経費支出の抑制 (1) 業務の見直し及び効率化を進め、すべての支出について、当該支出の要否を検討するとともに、以下の措置を講じること等により、一般管理費（人件費、租税公課及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、中期目標の期間中に、平成24年度比で15%以上の節減を行う。 ・ 役職員に対し、費用対効果等のコスト意識を徹底させる。 ・ 業務実施方法を見直す。 ・ 予算執行状況の期中管理を徹底する。	4 経費支出の抑制 (1) 業務の見直し及び効率化を進め、すべての支出について、当該支出の要否を検討するとともに、以下の措置を講じること等により、一般管理費（人件費、租税公課及び特殊要因により増減する経費を除く。）の節減を行う。 ① 役職員に対し、費用対効果などのコスト意識を徹底させる。 ② 外部委託の推進を図るなど業務実施方法を見直す。 ③ 部署別の予算配分、予算執行の期中管理など予算の適正な執行管理を徹底する。	<主な定量的指標> 一般管理費削減率 <その他の指標> なし <評価の視点> 一般管理費の削減が図られているか	<主要な業務実績> 4 経費支出の抑制 (1) 支出の要否を検討し、一般管理費を24年度比で15%以上の削減 ○ 経費支出の抑制に繋がるものとして、以下の取組を行った。 ・ 契約については、原則として一般競争入札等（企画競争及び公募を含む）の競争性の高い契約方式によるものとした。 ・ 定期購読物について、年度末までに翌年度における購読の必要性等を検討し、29年度においては重複して購読する新聞1紙について4部を1部に削減した。 ・ 出張経費に係る割引制度（パック商品等）の利用、消耗品・備品（パソコン）の一括調達及びコピーの両面印刷等を実施した。 ・ 出張先でレンタカーを利用せざるを得ない場合で、有料道路を通行する場合はETCカードを利用した。 ・ OA機器及び照明のこまめなスイッチオフに加えて、事務室内蛍光灯の間引きや昼休み時間における消灯などを実施した。 ・ 会計監査人については、これまで毎年度、候補者の選定を行ってきたが、事務の効率化及び監査費用節減の観点から、当該選定に係る対象年度を27年度から29年度までの3年間の複数年度とした。 ○ 上記の取組の結果、一般管理費（人件費、租税公課及び特殊要因により増減する経費を除く）の29年度の支出実績は3億70百万円（28年度4億97百万円）であり、24年度予算対比で36.5%（削減目標15%）（28年度14.6%の削減）の削減となった（24年度決算対比では10.2%の削減（28年度20.8%の増加）となった。	<自己評価> 評定：B 削減目標を大幅に上回る削減を達成しており、定量評価ではAであるものの、本来29年度に支出を予定していたもの（ファイルサーバの更新、総合文書システムの更新、会議システムの導入）が、更新等における調整が長引いたため翌年度に繰り越したことからBとする。 <課題と対応> 引き続き、業務の見直しや効率化を進めるとともに、役職員のコスト意識の徹底及び予算

					の適正な執行管理の実施により、一般管理費の節減に向けた取組を着実に実施する。
--	--	--	--	--	--

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	A
<評価に至った理由> 一般管理費は、法人の自己評価では、予定した支出が翌期にずれたため、削減率目標を大幅に上回る削減を達成したとしてB評価としているが、主務大臣による評価では、仮に当該支出が平成29年度に行われたとしても、定量評価で見ればA評価となることから、評価をAとする。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、業務の見直しや効率化を進めるとともに、役職員のコスト意識の徹底及び予算の適正な執行管理の実施により、一般管理費の節減に向けた取組を着実に実施する必要がある。 <その他事項>	

年度評価項目別評価調査（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
第1－4	経費支出の抑制（業務の見直し及び効率化）							

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
4 経費支出の抑制 ① 業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費（人件費、租税公課及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、中期目標の期間中に、平成24年度比で15%以上抑制する。	4 経費支出の抑制 (1) 業務の見直し及び効率化を進め、すべての支出について、当該支出の要否を検討するとともに、以下の措置を講じること等により、一般管理費（人件費、租税公課及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、中期目標の期間中に、平成24年度比で15%以上の節減を行う。 ・ 役職員に対し、費用対効果等のコスト意識を徹底させる。 ・ 業務実施方法を見直す。 ・ 予算執行状況の期中管理を徹底する。	4 経費支出の抑制 (1) 業務の見直し及び効率化を進め、すべての支出について、当該支出の要否を検討するとともに、以下の措置を講じること等により、一般管理費（人件費、租税公課及び特殊要因により増減する経費を除く。）の節減を行う。 ① 役職員に対し、費用対効果などのコスト意識を徹底させる。 ② 外部委託の推進を図るなど業務実施方法を見直す。 ③ 部署別の予算配分、予算執行の期中管理など予算の適正な執行管理を徹底する。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 一般管理費の削減を図るための取組を着実に実施しているか	<主要な業務実績> (2) 業務の見直し及び効率化 ○ 役職員のコスト意識の徹底 支出の無駄を削減するための自律的な取組を推進する「支出点検プロジェクトチーム」の第13回会合を29年4月に開催し、28年度の取組目標に対する取組状況について報告を行うとともに、29年度の取組目標を設定した。 また、取組状況のモニタリングにより内部統制を推進する観点から、支出点検プロジェクトチームにおいて審議した上記事項について、内部統制委員会において審議を行い、その内容を承認した。 29年度の具体的な取組目標については、以下のとおり掲げ、この内容については役職員専用情報サイトに掲載することで役職員に効率的な予算執行・無駄な支出の削減への取組を周知しコスト意識の徹底を図った。 ・ 契約については、原則として一般競争入札等（企画競争及び公募を含む）の競争性の高い契約方式によるものとする。 ・ 定期購読物について、年度末までに翌年度における購読の必要性等を検討し、効率化に努める。 ・ 出張経費に係る割引制度（パック商品等）の利用、消耗品・備品（パソコン）の一括調達及びコピーの両面印刷等を実施する。 ・ 出張先でレンタカーを利用せざるを得ない場合で、有料道路を通行する場合はE T Cカードを利用する。 ・ O A機器及び照明のこまめなスイッチオフに加えて、事務室内蛍光灯の間引きや昼休み時間における消灯などを行う。 ・ 少額随意契約の改善を図るため、より競争性や透明性に配慮した取組として、また、中小企業者、障害者就労施設等の積極的活用の取組として、可能な範囲で調達に参加を希望する者から広く見積書の提出を募るオープンカウンター方式による調達を試行実施した。 ○ 業務実施方法の見直し ・ 電報について、これまでF A Xにより申込みをしていたが、29年度よりインターネットにより申し込む方法に改め、F A X通信費用の削減を図った。	<自己評価> 評価：B 無駄な支出の削減に向けた取組目標を設定し、役職員に周知を図った。 また、業務実施方法を見直すとともに、予算の適正な執行管理を行った。 以上により、経費の節減に努めたことから、Bとする。 <課題と対応> 引き続き、業務の見直しや効率化を進めるとともに、役職員のコスト意識の徹底及び予算の適正な執行管理の実施により、一般管理費の節減に向けた取組を着実に実施する。

				・ 会計検査院の計算証明規則が29年4月に改正され、政府出資法人等の計算証明をオンラインにより提出することができるとされたことを受け、29年9月からオンラインによる提出を実施し、経費削減を図った。 ○ 予算の適正な執行管理 予算の効率的かつ適正な執行を図るため、各勘定毎に業務計画や過去の支出実績等を勘案した「予算執行見込」を策定し、支出実績を勘案しつつ、必要に応じて契約等実施計画示達書の変更を行うなど、適正な期中管理を行い、必要最小限の支出に努めた。	
--	--	--	--	---	--

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	B
<評価に至った理由> 無駄な支出の削減に向けた取組目標を設定し、役職員に周知を図り、また、業務実施方法を見直すとともに、予算の適正な執行管理を行っており、中期目標を達成していると認められることから、評価をBとする。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、業務実施方法の見直しを行い、効率化による経費削減、役職員のコスト意識の徹底及び予算の適正な執行管理の実施等により、一般管理費削減に向けた取組を着実に実施する必要がある。 <その他事項>	

年度評価項目別評価調査（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1－4	経費支出の抑制（政府の総人件費削減の取組を踏まえた適切な対応）

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
② 人件費（退職手当及び法定福利費を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）については、政府における総人件費削減の取組を踏まえつつ、適切に対応する。	(2) 人件費（退職手当及び法定福利費を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）については、政府における総人件費削減の取組を踏まえつつ、適切に対応する。	(2) 人件費（退職手当及び法定福利費を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）については、政府における総人件費削減の取組を踏まえつつ、適切に対応する。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 政府における総人件費削減の取組を踏まえた対応がされているか	<主要な業務実績> (3) 政府の総人件費削減の取組を踏まえた適切な対応 ○ 人事院勧告を受けた国家公務員の給与改定を基礎として、関係規程等を改正している。 ・ 55歳以上の職員について、26年1月から引き続き、昇給を抑制している。	<自己評価> 評価：B 国家公務員の給与改定を基礎として給与改定を行っていることから、Bとする。 <課題と対応> 引き続き、国家公務員の給与改定を基礎として、関係規程等の改正を行う。

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	B
<評価に至った理由> 国家公務員の給与改定を基準として給与改定を行っており、中期目標を達成していると認められることから、評価をBとする。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、政府における総人件費削減の取組を踏まえつつ、適切に対応する必要がある。 <その他事項>	

年度評価項目別評定調査（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1－4	経費支出の抑制（ラスパイレース指数を中期目標期間中は100を上回らない水準とする）

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
対国家公務員地域・学歴別指数	100以下	96.0	97.0	98.9	97.3	97.4	96.4	
(参考)対国家公務員指数	－	112.8	113.1	115.6	113.4	114.4	113.2	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
③ 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、対国家公務員地域・学歴別指数（地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレース指数）が中期目標期間中は、毎年度100を上回らない水準とし、給与水準の適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表し、国民に対して納得が得られる説明を行う。	(3) 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、対国家公務員地域・学歴別指数（地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレース指数）が中期目標期間中は、毎年度100を上回らない水準とし、給与水準の適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表し、国民に対して納得が得られる説明を行う。	(3) 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、対国家公務員地域・学歴別指数（地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレース指数）が中期目標期間中は、毎年度100を上回らない水準とし、給与水準の適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表し、国民に対して納得が得られる説明を行う。	<主な定量的指標> 対国家公務員地域・学歴別指数（地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレース指数） <その他の指標> なし <評価の視点> 給与水準の適正化を確保する取組がされているか	<主要な業務実績> (4) ラスパイレース指数を中期目標期間中は100を上回らない水準とする ○ 人事院勧告を受けた国家公務員の給与改定を基礎として、関係規程等を改正している。 ・ 55歳以上の職員について、26年1月から引き続き、昇給を抑制している。 ○ 国家公務員の地域手当に相当する特別都市手当の引上げについては、国家公務員の引上げ水準よりも抑制している。 - 国家公務員20%（18年度以前 12% → 現行20%（8%引上げ）） - 信用基金 12%（18年度以前 6% → 現行12%（6%引上げ）） ○ 29年度の対国家公務員指数（地域・学歴勘案）は、96.4であった。 ○ 対国家公務員指数（地域・学歴勘案）等については、信用基金ウェブサイト で公表した（毎年6月末）。	<自己評価> 評定：B 様々な取組により、地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレース指数は100を下回ったことから、Bとする。 <課題と対応> 引き続き、適正な給与水準を確保する取組を行う。 公表にあつては、期限にあわせて確実に行う。

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評定	B
<評定に至った理由> 様々な取組により、地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレース指数は100を下回っており、中期目標を達成していると認められることから、評定をBとする。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、給与水準の適正水準を確保する取組を行う必要がある。	

<その他事項>

年度評価項目別評定調査（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1－5	業務実施体制の強化（内部監査の適切な実施と改善状況のフォローアップの実施）

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価																	
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価													
				業務実績	自己評価												
5 業務実施体制の強化 内部統制の実施状況について、監事監査の重点事項として監査を受けた上で、その結果等を踏まえてガバナンスを改善するとともに、業務実施体制の強化のため、次の事項を実施する。 ① 内部監査の充実 業務の適正化を図るため、信用基金の各業務を横断的に監査する内部監査体制を充実・強化する。	5 業務実施体制の強化 内部統制の実施状況について、監事監査の重点事項として監査を受けた上で、その結果等を踏まえてガバナンスを改善するとともに、業務実施体制の強化のため、次の事項を実施する。 (1) 内部監査の充実 業務の適正化を図るため、信用基金の各業務を横断的に監査する内部監査体制を充実・強化する。	5 業務実施体制の強化 内部統制の実施状況について、監事監査の重点事項として監査を受けた上で、その結果等を踏まえてガバナンスを改善するとともに、業務実施体制の強化のため、次の事項を実施する。 (1) 内部監査の充実 業務の適正化を図るため、内部監査規程及び内部監査マニュアルに基づき、監事と連携しつつ、内部監査年度計画に従い信用基金の各業務について内部監査を適切に実施する。 また、内部監査の実施にあたっては、内部監査チェックリストを準備するとともに、指摘事項（要改善事項）の改善が速やかに図られるようフォローアップを適切に実施する。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 内部監査及びフォローアップを適切に実施しているか	5 業務実施体制の強化 (1) 内部監査の適切な実施と改善状況のフォローアップの実施 ○ 監事監査の実施状況 <table><tr><th></th><th>期末監査</th><th>期中監査</th></tr><tr><th>実施期間</th><td>29年4月～6月</td><td>29年10月～12月</td></tr><tr><th>実施内容</th><td>現物実査立会 予備調査、本調査 意見交換、講評（理事長等） 意見交換、監査報告会（会計監査人）</td><td>現物実査立会 本調査 意見交換、講評（理事長等） 意見交換、監査計画説明会（会計監査人）</td></tr><tr><th>監査報告等</th><td>28事業年度監査報告（6月23日理事長宛提出・6月30日主務大臣宛提出、7月3日信用基金ウェブサイトにて公表）</td><td>監査報告（中間とりまとめ）（12月25日理事長宛提出）</td></tr></table> 上記定例監査の他に、以下のとおり実施している。 ① 役員会その他重要な会議への監事の出席 ② 決裁書類の閲覧等による日常監査 ③ 理事長（5回）、内部監査部署（5回）及び内部統制部署（2回）との定期的な打ち合わせ - 監事監査の重点事項項目の一つに内部統制に関する取組状況を設定し、監事は役員会その他重要な会議への出席や決裁文書等の閲覧等により、信用基金の業務が法令等に従い適正に実施されていることを確認した。また、理事長等役員の職務の遂行状況について、不正行為又は法令等に違反する事実がないことを確認した。 - 内部監査チェックリストの整備及び内部監査の実施 - 内部監査の実施に当たり、内部監査計画を策定し、計画的な監査を実施するとともに、監査項目のリスク度合に応じて具体的な監査のポイントを確認できるよう、事前に監査項目毎にチェックリストを整備したことにより効率的かつ効果的な実施を図った。 29年度においては、以下の業務に係る監査を実施した。実施に当たってはチェックリストの検討・見直しを行った上で内部監査を実施した。その結果、		期末監査	期中監査	実施期間	29年4月～6月	29年10月～12月	実施内容	現物実査立会 予備調査、本調査 意見交換、講評（理事長等） 意見交換、監査報告会（会計監査人）	現物実査立会 本調査 意見交換、講評（理事長等） 意見交換、監査計画説明会（会計監査人）	監査報告等	28事業年度監査報告（6月23日理事長宛提出・6月30日主務大臣宛提出、7月3日信用基金ウェブサイトにて公表）	監査報告（中間とりまとめ）（12月25日理事長宛提出）	<自己評価> 評定：B 事前通知を行わない内部監査や改善事項のフォローアップなど、実効性のある内部監査を実施したことから、Bとする。 <課題と対応> 引き続き、業務の適正化に資する内部監査体制の充実・強化を図るとともに、実効性のある内部監査を実施する。
	期末監査	期中監査															
実施期間	29年4月～6月	29年10月～12月															
実施内容	現物実査立会 予備調査、本調査 意見交換、講評（理事長等） 意見交換、監査報告会（会計監査人）	現物実査立会 本調査 意見交換、講評（理事長等） 意見交換、監査計画説明会（会計監査人）															
監査報告等	28事業年度監査報告（6月23日理事長宛提出・6月30日主務大臣宛提出、7月3日信用基金ウェブサイトにて公表）	監査報告（中間とりまとめ）（12月25日理事長宛提出）															

				8 件の改善指摘を行った。 ① 林業信用保証業務（寄託業務及び貸付業務）（29年 4 月実施） ② コンプライアンスに係る事務（29年 4 月実施） ③ 契約に係る事務（29年 6 月実施） ④ 金庫現物（現金・郵便切手類等）実査（29年 7 月実施） ⑤ 林業信用保証業務（債務保証、代位弁済及び出資）（29年 8 ～ 9 月実施） ⑥ 預金・有価証券・借入金残高確認（29年10月実施） ⑦ リスク管理態勢の確認（29年11～12月実施） ⑧ 法人文書の管理状況（29年12月実施） ⑨ 情報セキュリティ対策及び保有個人情報の管理状況（30年 2 ～ 3 月実施） - 内部監査の実効性を高めるため、上記④、⑥及び⑨については事前通知を行わずに実施した。 30年 3 月に、29年度に実施した内部監査で改善指摘をした案件について、フォローアップを行った結果、全ての指摘事項について改善措置がなされていることを確認した。	
--	--	--	--	--	--

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	B
<評価に至った理由> 無予告の内部監査や改善事項のフォローアップなど、実効性のある内部監査を実施しており、中期目標を達成していると認められることから、評価をBとする。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、業務の適正化に向け内部監査体制の充実・強化を図り、実効性ある内部監査を実施する必要がある。 <その他事項>	

年度評価項目別評価調査（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1－5	業務実施体制の強化（役員会による理事長の意思決定の補佐）

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
内部統制の実施状況について、監事監査の重点事項として監査を受けた上で、その結果等を踏まえてガバナンスを改善するとともに、業務実施体制の強化のため、次の事項を実施する。 ② 内部統制機能の強化	内部統制の実施状況について、監事監査の重点事項として監査を受けた上で、その結果等を踏まえてガバナンスを改善するとともに、業務実施体制の強化のため、次の事項を実施する。 (2) 内部統制機能の強化	内部統制の実施状況について、監事監査の重点事項として監査を受けた上で、その結果等を踏まえてガバナンスを改善するとともに、業務実施体制の強化のため、次の事項を実施する。 (2) 内部統制機能の強化 ア 理事長の意思決定を補佐するための役員会を開催する。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 理事長の意思決定を補佐するための役員会を開催しているか	<主要な業務実績> (2) 役員会による理事長の意思決定の補佐 ○ 役員会を毎月開催した（12回開催）。 役員会においては、各業務に係る業務実績の報告を受け、年度計画の進捗管理を行ったほか、業務方法書の変更や業務実績等報告書の提出等、業務運営に関する重要事項について意見交換を行い、理事長の意思決定を補佐した。 ○ 法人の長たる理事長が29年4月に示した①次期中期計画策定への取組、②農林漁業の保証保険業務について留意すべき事項と制度の見直しを主な内容とする29年度の業務運営に向けての方針を役職員専用情報サイトに掲載し、役職員に周知した。 また、理事長が同年10月に示した①次期中期目標に対応する次期中期計画の作成への課題、②各部門における今後の課題等を主な内容とする29年度下半期に向けての方針を役職員専用情報サイトに掲載し、役職員に周知した。	<自己評価> 評価：B 役員会を開催し、理事長の意思決定を補佐したことから、Bとする。 <課題と対応> 引き続き、理事長の意思決定を補佐するため、役員会を着実に開催する。

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	B
<評価に至った理由> 理事長の意思決定を補佐するための役員会を定期的に開催しており、中期目標を達成していると認められることから、評価をBとする。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、理事長の意思決定を補佐するため、役員会を着実に開催する必要がある。 <その他事項>	

年度評価項目別評価調査（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
第1－5	業務実施体制の強化（内部統制委員会による適切なモニタリングの実施）							

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価				
				業務実績		自己評価		
内部統制の実施状況について、監事監査の重点事項として監査を受けた上で、その結果等を踏まえてガバナンスを改善するとともに、業務実施体制の強化のため、次の事項を実施する。 ② 内部統制機能の強化	内部統制の実施状況について、監事監査の重点事項として監査を受けた上で、その結果等を踏まえてガバナンスを改善するとともに、業務実施体制の強化のため、次の事項を実施する。 (2) 内部統制機能の強化	内部統制の実施状況について、監事監査の重点事項として監査を受けた上で、その結果等を踏まえてガバナンスを改善するとともに、業務実施体制の強化のため、次の事項を実施する。 (2) 内部統制機能の強化 イ 理事長をトップとする内部統制委員会を開催し、モニタリングを実施するなど内部統制を推進する。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 内部統制委員会によるモニタリング等内部統制を推進しているか	<主要な業務実績> (3) 内部統制委員会による適切なモニタリングの実施 ○ 29年度は内部統制委員会を4回開催（4月、7月、8月及び30年1月）し、内部統制に関する事項を審議する各種委員会から、委員会の取組状況について報告を受け、モニタリングを実施した。 ○ 29年7月のリスク管理委員会に報告した農業信用保険業務の保険引受リスク量について、29年11月から12月にかけて実施したリスク管理態勢の確認に係る内部監査において誤りが判明した。 本件に関しては、30年1月に開催した内部統制委員会において対応状況を承認するとともに、対応策を承認した。		<自己評価> 評価：B 内部統制委員会を開催し、各種委員会からの報告や内部監査結果等の報告を受けるとともに、対応状況の確認及び今後の対応策の検討を行い、モニタリングを実施したことから、Bとする。 <課題と対応> 内部統制委員会を開催し、内部統制の推進に必要な事項の報告を受け、モニタリングを実施し、内部統制の推進を図る。		

開催時期	報告元	報告事項
29年4月	コンプライアンス委員会	・ 28年度コンプライアンス・チェックの実施結果 ・ 29年度コンプライアンス・プログラムの策定
	支出点検プロジェクトチーム	・ 28年度取組目標に係る取組状況 ・ 29年度取組目標（案）について
	－	28年度の事故発生・対応状況等報告について
29年7月	情報化推進委員会及び個人情報管理委員会	・ 情報セキュリティに関する規程の制定等について ・ 情報セキュリティ対策自己点検の結果概要 ・ 保有個人情報管理チェックリストの点検結果 ・ 特定個人情報管理の点検結果
29年8月	懲戒委員会	※ 議事は非公開とする。
30年1月	業務改善委員会	29年度事務リスク自主点検結果
	個人情報管理委員会、情報化推進委員会及び情報セキュリティ委員会	・ 最高情報セキュリティアドバイザー及び情報化統括責任者補佐官業務に関するスケジュールについて ・ 内部規程等の制定について
	－	リスク管理態勢の確認に係る内部監査結果（農業信用保険業務における保険引受リスクを算出する際の基礎データである「保険金支払データ」の誤り）

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	B
<評価に至った理由> 内部統制委員会を開催し、各種委員会からの報告や内部監査結果等の報告を受けるとともに、対応状況の確認及び今後の対応策の検討を行い、モニタリングを実施しており、中期目標を達成していると認められることから、評価をBとする。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、内部統制委員会において、モニタリングを実施するとともに、問題事案の対応状況の管理を行う等、内部統制の推進を図る必要がある。 <その他事項>	

年度評価項目別評定調書（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1－5	業務実施体制の強化（外部有識者の専門的知見を活用したコンプライアンスの推進に向けた取組並びに取組状況のチェック及びフォロー）

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
内部統制の実施状況について、監事監査の重点事項として監査を受けた上で、その結果等を踏まえてガバナンスを改善するとともに、業務実施体制の強化のため、次の事項を実施する。 ② 内部統制機能の強化 ア 業務の適正な執行を図るため、コンプライアンス委員会において外部の有識者の専門的知見を活用するなどコンプライアンス（法令等遵守）への取組を充実・強化する。	内部統制の実施状況について、監事監査の重点事項として監査を受けた上で、その結果等を踏まえてガバナンスを改善するとともに、業務実施体制の強化のため、次の事項を実施する。 (2) 内部統制機能の強化 ア 業務の適正な執行を図るため、コンプライアンス委員会において外部の有識者の専門的知見を活用するなどコンプライアンス（法令等遵守）への取組を充実・強化する。	内部統制の実施状況について、監事監査の重点事項として監査を受けた上で、その結果等を踏まえてガバナンスを改善するとともに、業務実施体制の強化のため、次の事項を実施する。 (2) 内部統制機能の強化 ウ 業務の適正な執行を図るため、コンプライアンス・プログラムに基づき、外部の有識者の専門的知見も活用しつつ、コンプライアンス委員会を中心にコンプライアンスの推進に向けた取組を適切に実施する。 特にコンプライアンス・マニュアルの役職員への一層の周知を実施するとともに、コンプライアンス・チェック及びそのフォローを適切に実施する。	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ コンプライアンスの推進に繋がる取組がなされているか	＜主要な業務実績＞ (4) 外部有識者の専門的知見を活用したコンプライアンスの推進に向けた取組並びに取組状況のチェック及びフォロー ○ 役職員からの法令違反行為等の通報又は相談をし易くするための役職員専用情報サイトの3本の窓口「コンプラホットライン」（①～③参照）を常時開設して対応している。 ① 法令違反行為等に関する相談又は通報窓口【通報窓口・相談窓口】 ② 職員個人情報の処理等に関する苦情及び相談窓口【職員個人情報受付窓口】 ③ 業務処理方法の効率化、経費の節減等に関する提案窓口【業務改善提案窓口】 29年度において、①及び②については相談・通報等はなかった。③については、29年8月に業務改善提案を1件（チャイム機能付き時計の設置）、30年1月に2件（役職員のメールアドレス等を共有するためのグループウェアの導入、コピー機の印刷物放置対策）受け付けた。 当該業務改善提案に対する回答については、「チャイム機能付き時計の設置」については29年9月、「役職員のメールアドレス等を共有するためのグループウェアの導入」及び「コピー機の印刷物放置対策」については30年3月に開催した業務改善委員会において審議・承認し、役職員専用情報サイトに掲載するとともに、メールにより全役職員に通知し、周知を図った。 ○ コンプライアンスの推進に向けて、29年度コンプライアンス・プログラムに基づき、以下のとおり計画的に取り組むとともに、取組状況のチェック及びフォローを行った。 ① コンプライアンスの推進体制 ・ 内部統制委員会への報告（29年4月） 取組状況のモニタリングにより内部統制を推進する観点から、28年度コンプライアンス委員会において審議した28年度コンプライアンス・チェック（全役職員で実施するチェック項目（役員23項目、職員37項目）に対する回答）の実施結果及び29年度コンプライアンス・プログラム（コンプライアンスを推進するための実施計画）の策定等について、内部統制委員会	＜自己評価＞ 評定：B コンプラホットラインを的確に運用するとともに、29年度コンプライアンス・プログラムに基づき、コンプライアンス推進に向けた取組を着実に実施したことから、Bとする。 ＜課題と対応＞ 引き続き、外部有識者を含むコンプライアンス委員会を開催するとともに、コンプライアンス・プログラムに基づきコンプライアンス推進に向けた取組を着実に実施する。

において審議し、その内容を了承した。

- ・ 外部有識者の専門的知見を活用したコンプライアンス委員会の開催（30年3月）

コンプライアンス・チェックの実施結果・分析結果・改善策の提案、29年度コンプライアンス取組状況及び30年度コンプライアンス・プログラムの策定並びにコンプライアンス規程、コンプライアンス・マニュアル等の一部改正について報告、審議した。

② コンプライアンス研修の実施

- ・ 新規職員研修会（29年4月）

コンプライアンス・マニュアル及びコンプライアンス基本方針等を記載した印刷物を配付して説明を行い、コンプライアンスの理解・促進を図った。また、信用基金の情報セキュリティ担当者による情報セキュリティ対策に関する研修を実施し、情報セキュリティ対策の重要性について、意識付けを行った。

- ・ コンプライアンス研修（30年1月、2月～3月）

信用基金の全役職員を対象に集合研修（30年1月）のほか、eラーニングによるコンプライアンス研修（30年2月～3月）を階層別実施し、コンプライアンスの理解・促進を図った。また、集合研修においては、個人情報保護及び情報セキュリティについても併せて研修を実施し、情報セキュリティ対策の重要性について、意識付けを行った。

③ コンプライアンスの推進に向けた取組

- ・ コンプライアンスの推進についての周知（29年4月）

「平成28年度コンプライアンス・チェック集計結果を踏まえた更なるコンプライアンスの推進について」を役職員専用情報サイトに掲載するとともに、メールにより全役職員に通知し、コンプライアンスの向上に取り組むよう注意を促した。

- ・ コンプライアンス・マニュアル等の改正（30年3月）

コンプライアンス・マニュアル及びコンプライアンスに関するQ&A集については、29年4月以降に改正・制定された法令等の内容を反映し、内容を拡充することを目的とした一部改正（案）を、30年3月開催のコンプライアンス委員会で審議し、承認された。改正後のコンプライアンス・マニュアル等は、30年4月に役職員専用情報サイトに掲載するとともに、メールにより全役職員に通知し、周知を図った。

- ・ コンプライアンス・プログラムの策定（30年3月）

コンプライアンス研修については役職員の理解と認識を高めるため、29年度に導入したeラーニングの導入効果の検証を含めて引き続き検討することとし、30年度コンプライアンス・プログラムを策定し、30年4月に役職員専用情報サイトに掲載するとともに、メールにより全役職員に通知し、周知を図った。

- ・ コンプライアンス・チェックの実施（30年2月）

コンプライアンスの推進状況を点検するため、コンプライアンス・チェックを実施し、その結果を30年4月に役職員専用情報サイトに掲載するとともに、メールにより全役職員に通知し、周知を図った。

				・ 情報セキュリティ対策自己点検（29年5月） 29年5月に、全役職員を対象に情報セキュリティ対策自己点検を行い、改善の必要があった者には個別に改善指示を行うとともに、それらの結果を6月に開催した情報化推進委員会において報告し、情報共有を図った。 ・ 保有個人情報の管理状況点検（29年5月） 29年5月に保有個人情報の保護管理者を対象とした保有個人情報の管理状況点検を行い、その結果を6月に開催した個人情報管理委員会において報告し、情報共有を図った。 ・ 特定個人情報の管理状況点検（29年5月） 29年5月に特定個人情報の事務取扱担当者を対象とした特定個人情報の管理状況点検を行い、その結果を6月に開催した個人情報管理委員会において報告した。 ・ 諸規程改正内容の役職員への周知（29年4月～30年3月） 諸規程の改正及び変更内容等について、役職員専用情報サイトに掲載するとともに、メールにより全役職員に通知し、周知を図った。	
--	--	--	--	--	--

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	B
<評価に至った理由> コンプラホットラインを的確に運用するとともに、29年度コンプライアンス・プログラムに基づき、コンプライアンス推進に向けた取組を着実に実施しており、中期目標を達成していると認められることから、評価をBとする。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、外部有識者を含むコンプライアンス委員会を開催し、コンプラホットラインを的確に運用するとともに、コンプライアンス・プログラムに基づいた取組を着実に実施する必要がある。 <その他事項>	

年度評価項目別評価調査（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1－5	業務実施体制の強化（リスク管理委員会による統合的なリスク管理の的確な実施）

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
内部統制の実施状況について、監事監査の重点事項として監査を受けた上で、その結果等を踏まえてガバナンスを改善するとともに、業務実施体制の強化のため、次の事項を実施する。 ② 内部統制機能の強化	内部統制の実施状況について、監事監査の重点事項として監査を受けた上で、その結果等を踏まえてガバナンスを改善するとともに、業務実施体制の強化のため、次の事項を実施する。 (2) 内部統制機能の強化	内部統制の実施状況について、監事監査の重点事項として監査を受けた上で、その結果等を踏まえてガバナンスを改善するとともに、業務実施体制の強化のため、次の事項を実施する。 (2) 内部統制機能の強化 エ 外部有識者を委員に含むリスク管理委員会を開催するとともに、金融業務に固有のリスクについては、できる限り計量化した上で統合的なリスク管理を的確に実施する。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> リスク管理委員会による統合的なリスク管理を実施しているか	<主要な業務実績> (5) リスク管理委員会による統合的なリスク管理の的確な実施 ○ 29年3月末及び29年9月末時点の業務実績に基づき各種リスクの計量化を行い、業務毎に算出したリスク量が資本の範囲に収まっていることを確認した。 このリスク計量結果を含むリスク管理に係る対応状況等を29年7月及び30年1月に開催した外部有識者を含むリスク管理委員会に報告し、統合的なリスク管理を実施した。 ○ 29年7月のリスク管理委員会に報告した農業信用保険業務の保険引受リスク量について、29年11月から12月にかけて実施したリスク管理態勢の確認に係る内部監査において誤りが判明した。 本件に関しては、30年1月に開催したリスク管理委員会において報告したが、意見はなかった。	<自己評価> 評価：B 外部有識者を含むリスク管理委員会を開催するとともに、計量したリスクと資本金額を比較し、統合的なリスク管理を実施したことから、Bとする。 <課題と対応> 引き続き、リスク管理委員会を開催するとともに、計量したリスクと資本金額を比較し、統合的なリスク管理を実施する。

開催時期		議事
第1回	29年7月	・ 29年度リスク管理対応方針 ・ 28年度リスク対応状況 28年度事業実績、28年度決算の概要、28年度末業務実績に基づくリスク計量結果
第2回	30年1月	・ 29年度リスク対応状況 29年度リスク管理対応状況、29年度事業実績、29年9月末実績に基づくリスク計量結果 ・ 料率算定委員会及びあり方検討会における検討結果 ・ リスク管理態勢の確認に係る内部監査結果

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	B
<評価に至った理由> 外部有識者を含むリスク管理委員会を開催するとともに、計量化したリスク量と資本金額を比較する等の手法により統合的なリスク管理を実施しており、中期目標を達成していると認められることから、評価をBとする。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、リスク管理委員会において、リスク量の定期的な把握を行い、統合的なリスク管理手法を用いた管理を実施する必要がある。 <その他事項>	

年度評価項目別評価調査（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1－5	業務実施体制の強化（事務リスク自主点検等を実施し業務改善へ反映）

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
内部統制の実施状況について、監事監査の重点事項として監査を受けた上で、その結果等を踏まえてガバナンスを改善するとともに、業務実施体制の強化のため、次の事項を実施する。 ② 内部統制機能の強化 イ 業務の適正化を図るため、事務リスク自主点検等事務改善への取組を着実に実施する。	内部統制の実施状況について、監事監査の重点事項として監査を受けた上で、その結果等を踏まえてガバナンスを改善するとともに、業務実施体制の強化のため、次の事項を実施する。 (2) 内部統制機能の強化 イ 業務の適正化を図るため、事務リスク自主点検等事務改善への取組を着実に実施する。	内部統制の実施状況について、監事監査の重点事項として監査を受けた上で、その結果等を踏まえてガバナンスを改善するとともに、業務実施体制の強化のため、次の事項を実施する。 (2) 内部統制機能の強化 オ 業務の適正化を図るため、部長が実施する事務リスク自主点検及び職員からの業務改善提案への対応を適切に実施する。 なお、平成28年度に発生した事務処理上のミスを踏まえ、各部室で見直した事務の検証方法を着実に実施し、その再発防止を図る。	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ 事務リスク自主点検等業務改善への取組を着実に実施しているか	＜主要な業務実績＞ (6) 事務リスク自主点検等を実施し業務改善へ反映 ○ 事務リスク自主点検等の実施 29年8月に各部署において作成した「点検実施計画」に従い、9月に各部署において事務リスク自主点検（過去の主務省検査や内部監査の指摘事項等を踏まえた、押印漏れ、書類の添付漏れ等の確認）を実施した。 29年11月に業務改善委員会を開催し、各部署の点検管理者から事務リスク自主点検の結果の報告を受け、事務ミス防止に関する改善策の検討・審議を行った。 また、同委員会において、事務リスク自主点検実施結果のほか、事故発生報告事項及び内部監査指摘事項も含めて、事務ミス再発防止の教訓となる内容について整理し、役職員専用情報サイトに掲載するとともに、メールにより全役職員に通知し、周知を図った。 なお、取組状況のモニタリングにより内部統制を推進する観点から、業務改善委員会において審議した上記事項について、30年1月に開催した内部統制委員会において審議を行い、その内容を承認した。 ○ 業務改善への反映及び取組状況 ① 業務改善委員会の実施結果概要 29年9月 業務改善提案に対する回答（チャイム機能付き時計の設置）について審議・承認 29年11月 事務リスク自主点検結果及び改善策の検討 30年3月 業務改善提案に対する回答（役職員のメールアドレス等を共有するためのグループウェアの導入、コピー機の印刷物放置対策）について審議・承認 ② 業務改善提案及びその他業務改善への取組事例 29年4月、7月、10月及び30年1月の各初旬に、業務改善提案及び業務改善への取組事例の募集を役職員専用情報サイトに掲載し、メールにて全役職員に通知した。 ・ 29年8月に業務改善提案を1件（チャイム機能付き時計の設置）、30年1	＜自己評価＞ 評価：B 事務リスク自主点検や事故発生・対応状況等報告制度の運用等を通じて、業務の適正化を着実に図ったことから、Bとする。 ＜課題と対応＞ 引き続き、事務リスク自主点検を実施するとともに、役職員に対して、事務リスクの軽減、事故発生の未然防止について注意喚起を行う。 また、業務改善への取組事例を募集し、役職員に周知する等して業務改善への取組を着実に実施する。

				月に2件（役職員のメールアドレス等を共有するためのグループウェアの導入、コピー機の印刷物放置対策）受け付けた。 当該業務改善提案に対する回答については、「チャイム機能付き時計の設置」については29年9月、「役職員のメールアドレス等を共有するためのグループウェアの導入」及び「コピー機の印刷物放置対策」については30年3月に開催した業務改善委員会において審議・承認し、役職員情報サイトに掲載するとともに、メールにより全役職員に通知し、周知を図った。 29年7月に事務の効率化及び経費の節減に係る業務改善への取組事例1件（インターネットを利用した電報の申込み）の提供があった。 当該取組事例については、役職員専用情報サイトに掲載するとともに、メールにより全役職員に通知し、周知を図った。 ○ 事故発生・対応状況等報告 29年度には以下の報告があり、理事長に対し事故の内容を速やかに報告し、事後対応及び再発防止策を検討することにより、基金の業務の適正かつ健全な運営を図った。 また、事故対応状況・再発防止策については、業務改善委員会及び内部統制委員会へ報告したほか、今後の事務ミス防止において教訓となる事例をとりまとめ、役職員専用情報サイトに掲載するとともに、メールにより全役職員に周知し、注意喚起を行った。 なお、事故対応及び再発防止策の取組状況について、内部監査等により事後確認を実施している。 - 職員給与計算額の誤り - 住民税の誤納付 - 公印押印漏れ文書の送付 - 出資金払戻手続きの誤り - 起案文書の紛失 - 旅費振込額の誤り	
--	--	--	--	--	--

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価 ＜評価に至った理由＞ 事務リスク自主点検や事故発生・対応状況等報告制度の運用等を通じて、業務の適正化を着実に図っており、中期目標を達成していると認められることから、評価をBとする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 引き続き、事務リスク自主点検の実施や役職員に対する事務リスクの軽減、事故発生の未然防止及び再発防止についての注意喚起を行うとともに、業務改善への取組事例を募集し、役職員に周知する等して業務改善への取組を着実に実施する必要がある。 ＜その他事項＞	B

年度評価項目別評価調査（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1－5	業務実施体制の強化（目標管理の導入による適切な人事評価、業績及び勤務成績等の給与・退職金等への一層の反映）

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
内部統制の実施状況について、監事監査の重点事項として監査を受けた上で、その結果等を踏まえてガバナンスを改善するとともに、業務実施体制の強化のため、次の事項を実施する。 ② 内部統制機能の強化 ウ 役職員に対して、目標管理を取り入れた適切な人事評価を定着させるとともに、その業績及び勤務成績等を給与・退職金等に確実に反映させることにより業務遂行へのインセンティブを向上させる。	内部統制の実施状況について、監事監査の重点事項として監査を受けた上で、その結果等を踏まえてガバナンスを改善するとともに、業務実施体制の強化のため、次の事項を実施する。 (2) 内部統制機能の強化 ウ 役職員に対して、目標管理を取り入れた適切な人事評価を定着させるとともに、その業績及び勤務成績等を給与・退職金等に確実に反映させることにより業務遂行へのインセンティブを向上させる。	内部統制の実施状況について、監事監査の重点事項として監査を受けた上で、その結果等を踏まえてガバナンスを改善するとともに、業務実施体制の強化のため、次の事項を実施する。 (2) 内部統制機能の強化 カ 目標管理を取り入れた適切な人事評価を定着させるとともに、業務遂行へのインセンティブの向上を目指して、業績及び勤務成績等を給与・退職金等に確実に反映させる。	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ 業績及び勤務成績等を給与・退職金等に反映しているか	＜主要な業務実績＞ (7) 目標管理の導入による適切な人事評価、業績及び勤務成績等の給与・退職金等への一層の反映 ○ 目標管理の導入による人事評価制度については、人事評価実施規程に基づき、24年4月から実施している。 人事評価の方法については、能力評価（判断力、業務への取り組み方等）及び業績評価（年度計画に則した業務目標の達成状況等）並びにこれらを総合した総合評価により実施し、直属の課長等による一次評価の後に、理事・部長等が一次評価についての事実とのくい違いや甘辛の偏りなど、不均衡の有無について調整を行い、理事長が最終評価することとし、公正、効率的な業務運営等に資するものとなるよう実施している。 ○ 人事評価の結果は、職員の勤勉手当、昇格・昇給の基礎資料として活用し、給与等に反映した。 ○ 役員の期末特別手当については、役員給与規程により、主務大臣が行う業績評価の結果を参考として、その者の業績を勘案して支給した。	＜自己評価＞ 評定：B 人事評価実施規程に基づき、人事評価を着実に実施し、結果について給与等に反映したことから、Bとする。 ＜課題と対応＞ 引き続き、人事評価を確実に実施し、結果については給与等に反映させる。

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評定	B
＜評定に至った理由＞ 人事評価実施規程に基づき、人事評価を着実に実施し、結果については給与等に反映しており、中期目標を達成していると認められることから、評定をBとする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 引き続き、人事評価を確実に実施し、結果については給与等に反映する必要がある。	

<その他事項>

年度評価項目別評定調査（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1－5	業務実施体制の強化（評価・分析の実施、その結果の業務運営への着実な反映）

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
内部統制の実施状況について、監事監査の重点事項として監査を受けた上で、その結果等を踏まえてガバナンスを改善するとともに、業務実施体制の強化のため、次の事項を実施する。 ③ 評価・分析の実施 事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析を四半期毎に実施し、その結果を着実に業務運営に反映させる。	内部統制の実施状況について、監事監査の重点事項として監査を受けた上で、その結果等を踏まえてガバナンスを改善するとともに、業務実施体制の強化のため、次の事項を実施する。 (3) 評価・分析の実施 事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析を四半期毎に実施し、その結果を理事長のリーダーシップの下、着実に業務運営に反映させる。	内部統制の実施状況について、監事監査の重点事項として監査を受けた上で、その結果等を踏まえてガバナンスを改善するとともに、業務実施体制の強化のため、次の事項を実施する。 (3) 評価・分析の実施 事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析を四半期毎に実施し、その結果を着実に業務運営に反映させる。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 評価結果を業務運営に反映するよう、評価・分析を実施しているか	<主要な業務実績> (8) 評価・分析の実施、その結果の業務運営への着実な反映 ○ 28年度評価及び見込評価の実施 29年4月から6月にかけて、28年度業務実績評価及び第3期中期目標期間業務実績評価（見込評価）を取りまとめ、5月及び6月に開催した役員会において意見交換を行い、7月に信用基金ウェブサイト公表した。 ○ 29年度評価・分析の実施等 29年7月及び10月並びに30年1月に評価・分析を実施し、中期計画や29年度年度計画の進捗管理を行うとともに、これまでの信用基金における評価・分析の結果並びに主務省から指摘された課題及び改善事項を着実に業務運営に反映した。 なお、評価・分析結果については、理事長、理事等が出席する役員会において意見交換を行い、今後の対応方針等を理事長が最終決定しており、決定事項については、着実に業務運営に反映させるため、メールにより職員へ通知し共有した。	<自己評価> 評定：B 自己評価並びに主務省から指摘された課題及び改善事項を踏まえ、評価・分析を実施し、進捗状況管理を適切に行うとともに、業務運営に反映したことから、Bとする。 <課題と対応> 四半期毎に評価・分析を実施し、引き続き、中期目標等の達成に向けた適切な進捗管理を通じて、主務省から指摘された課題及び改善事項等を着実に業務運営に反映するよう取り組む。

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	

評価	B
<評価に至った理由> 自己評価や主務省から指摘された課題及び改善事項を踏まえ、評価・分析を実施し、その結果については理事長等が出席する役員会において意見交換し、対応方針を決定した上で業務運営に反映しており、中期目標を達成していると認められることから、評価をBとする。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、評価・分析を実施し、中期目標等の達成に向けた適切な進捗管理を通じて、主務省から指摘された課題及び改善事項等を着実に業務運営に反映するよう取り組む必要がある。 <その他事項>	

年度評価項目別評価調査（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1－5	業務実施体制の強化（情報セキュリティに配慮した業務運営の情報化・電子化の取組）

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
内部統制の実施状況について、監事監査の重点事項として監査を受けた上で、その結果等を踏まえてガバナンスを改善するとともに、業務実施体制の強化のため、次の事項を実施する。 ④ 情報セキュリティに配慮した業務運営の情報化・電子化に取り組み、業務運営の効率化と情報セキュリティ対策の向上を図る。	内部統制の実施状況について、監事監査の重点事項として監査を受けた上で、その結果等を踏まえてガバナンスを改善するとともに、業務実施体制の強化のため、次の事項を実施する。 (4) 情報セキュリティに配慮した業務運営の情報化・電子化の取り組みについて、業務運営の効率化と情報セキュリティ対策の向上を図るため、次の事項を推進・実施する。 ア 政府機関統一基準群を含む政府機関における一連の対策を踏まえ、適宜、独立行政法人農林漁業信用基金情報セキュリティ規程等の見直し等を行うこととし、情報セキュリティ対策に係るPDCAサイクルを構築するための取組を推進する。 イ 緊急時を含め、農林水産省・財務省との実効性のある連絡体制を	内部統制の実施状況について、監事監査の重点事項として監査を受けた上で、その結果等を踏まえてガバナンスを改善するとともに、業務実施体制の強化のため、次の事項を実施する。 (4) 情報セキュリティに配慮した業務運営の情報化・電子化の取り組みについて、業務運営の効率化と情報セキュリティ対策の向上を図るため、次の事項を推進・実施する。 ア 政府機関統一基準群を含む政府機関における一連の対策を踏まえ、適宜、信用基金の情報セキュリティ規程等の見直し等を行う。 イ セキュリティインシデントの発生を防止するため、必要な技術的対策等を行う。 ウ 役職員が情報セキュリティ対策の重要性を理解し実践していくため、情報セキュリティ	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ 情報セキュリティ対策の向上に繋がる取組を実施しているか	＜主要な業務実績＞ (9) 情報セキュリティに配慮した業務運営の情報化・電子化の取組 ○ 政府機関統一基準群を含む一連の対策や指針等を踏まえた情報セキュリティに関する規程の整備等 情報セキュリティ対策に関する外部による監査結果（政府機関統一基準遵守事項について、内部規程で規定されていないものがあるとの指摘事項）に対応するため、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群（平成28年度版）に準拠した情報セキュリティ規程及び当該規程に基づく関係18要領の制定について29年6月に開催した情報化推進委員会及び7月に開催した内部統制委員会において審議を行い、8月に制定、10月に施行した。 また、全部署を対象として、10月に制定内容についての説明会を行ったほか、当該説明会資料を役職員専用情報サイトに掲載し、周知を図った。 ○ 最高情報セキュリティアドバイザーの設置 29年11月に政府統一基準を踏まえたPDCAサイクルを構築するための取組の強化に関して支援・助言を得るため、最高情報セキュリティアドバイザー（情報化統括補佐官を兼務。以下「CIO補佐官」という。）を設置した。 ○ 情報化推進委員会、個人情報管理委員会及び情報セキュリティ委員会の開催 ・ 29年6月に情報化推進委員会及び個人情報管理委員会を開催し、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群（平成28年度版）に準拠した情報セキュリティ規程及び当該規程に基づく関係18要領の制定について審議を行った。また、独立行政法人等個人情報保護法等の改正に伴う個人情報取扱規程の改正について審議を行った。この他、情報セキュリティ対策自己点検結果等について報告を行い、情報共有を図った。 ・ 29年12月に情報化推進委員会、個人情報管理委員会及び情報セキュリティ委員会を開催し、①CIO補佐官業務に関するスケジュール（予定）について、②非識別加工情報に関する内規の制定についてCIO補佐官を交え審議を行った。この他、29年度に実施する情報セキュリティ対策についての進捗状況、情報セキュリティインシデントに係る報告・対処手順、情報システム	＜自己評価＞ 評価：B 政府機関統一基準群に準拠したセキュリティ関係規程を制定し、周知を図るとともに、CIO補佐官を設置する等、セキュリティ対策の向上に努めていることから、Bとする。 ＜課題と対応＞ 政府の方針等を踏まえ、サイバー攻撃等の脅威への対処に万全を期するとともに、29年度に設置したCIO補佐官の専門的な知見の活用を通じて情報セキュリティ対策を総合的に推進する。

整備し、情報セキュリティ上の課題について、農林水産省・財務省との情報交換を積極的に行う。

特に、事故・障害等が発生した場合は、速やかに農林水産省・財務省の情報セキュリティ責任者に連絡して適切な対策を実施する。

に関する研修を行う。
エ 情報セキュリティに関する監査及び点検を引き続き実施し、結果についてフォローアップを行う。

オ 緊急時を含め、農林水産省・財務省との実効性のある連絡体制を整備し、情報セキュリティ上の課題について、農林水産省・財務省との情報交換を積極的に行う。

特に、事故・障害等が発生した場合は、速やかに農林水産省・財務省の情報セキュリティ責任者に連絡して適切な対策を実施する。

の現況評価及び今後の在り方についてのＣＩＯ補佐官からの提言について情報共有を図った。

- ・ 30年3月に情報セキュリティ委員会を開催し、平成30年度の情報セキュリティ対策を総合的に推進するための計画について、ＣＩＯ補佐官を交え審議を行った。

○ 情報セキュリティに関する研修等の実施

- ・ 29年4月に新規職員を対象として情報セキュリティ対策に関する研修を、全役職員を対象として30年1月に情報セキュリティ・個人情報保護研修をそれぞれ開催し、情報セキュリティ対策の重要性について、意識付けを行った。
- ・ 29年7月、10月、30年1月に開催されたＮＩＳＣ主催の勉強会にセキュリティ担当者を9名派遣し、政府機関統一基準群（平成28年度版）、情報セキュリティ監査について理解を深めた。
- ・ 29年7月、8月、10月、30年1月、3月に開催されたＮＩＳＣ主催の独立行政法人向けＣＳＩＲＴ研修（情報セキュリティインシデントが発生した場合の、被害の拡大防止、迅速な復旧支援等のための研修）に、システム管理課職員2名を派遣し、セキュリティインシデント対応について理解を深めた。
- ・ 29年8月、9月、12月、30年1月に開催された総務省主催の実践的サイバー防御演習ＣＹＤＥＲ（初級編及び応用編）に、ＣＳＩＲＴ構成員16名を派遣し、セキュリティインシデント対応について理解を深めた。
- ・ 29年11月、30年2月に開催された農林水産省主催のセキュリティインシデント対応演習に、システムセキュリティ担当者5名を派遣し、セキュリティインシデント対応について理解を深めた。
- ・ 標的型攻撃メールに対する役職員の意識向上のため、28年3月に予告無しで標的型攻撃メール訓練を実施し、その結果について供覧を行うとともに、役職員専用情報サイトに掲載し、注意喚起を図った。

○ 情報セキュリティ対策自己点検及び内部監査

- ・ 29年5月に、全役職員を対象に情報セキュリティ対策自己点検を行い、改善の必要があった者には個別に改善指示を行うとともに、それらの結果を6月に開催した情報化推進委員会において報告し、情報共有を図った。
- ・ 30年2月～3月に、全部署を対象に、情報セキュリティ対策及び保有個人情報の管理状況に関する内部監査を実施するとともに、28年度に実施した内部監査で改善指摘した事項についてフォローアップを実施し、全ての指摘事項について改善措置がなされていることを確認した。

○ 主務省との連絡体制の整備と情報共有

- ・ 29年度においても、農林水産省経営局金融調整課との間で、情報セキュリティに関する緊急時の連絡網を整備した。

- ・ 主務省からの情報セキュリティに関する注意喚起情報については、役職員に対してメールにより通知するとともに、役職員専用情報サイトに掲載して、信用基金内での情報共有を適切に行った。また、主務省から提供を受けたMic

				rosoft社Windows OS等に関する脆弱性情報と当該脆弱性対応のための修正プログラム情報について、情報システムの状況に照らし適切に対応を行った。	
--	--	--	--	--	--

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	B
<評価に至った理由> 政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を含む一連の対策や指針等を踏まえた情報セキュリティに関する規程の整備を図るとともに、情報セキュリティ対策の点検の実施や、情報セキュリティに係る連絡体制を整備したほか、情報セキュリティ体制の一層の強化を図るため最高情報セキュリティアドバイザーを設置するなど、情報セキュリティ対策の向上に努めており、中期目標を達成していると認められることから、評価をBとする。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、サイバー攻撃等の脅威への対処に万全を期するとともに、最高情報セキュリティアドバイザーの専門的な知見を活用して、情報セキュリティの強化に向けて適切な対策を実施する必要がある。 <その他事項>	

年度評価項目別評価調査（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1－6	業務運営の効率化等を踏まえた情報システムの整備

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
6 情報システムの整備 主要な情報システムについて、コストの削減、調達における透明性の確保及び業務運営の効率化・合理化を図る観点から、システムの改善に努める。	6 情報システムの整備 主要な情報システムについて、コストの削減、調達における透明性の確保及び業務運営の効率化・合理化を図る観点から、システムの改善に努める。	6 情報システムの整備 主要な情報システムについて、コストの削減、調達における透明性の確保及び業務運営の効率化・合理化を図る観点から、システムの改善に努める。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> システムの改善がコスト削減、調達における透明性、業務運営の合理化・効率化を確保するものであるか	<主要な業務実績> 6 業務運営の効率化等を踏まえた情報システムの整備 ○ 情報システム整備計画 29年度中に予定する各情報システムの改修計画等を内容とする情報システム整備計画について、29年6月に開催した情報化推進委員会において審議し、改正した。 29年11月に設置したCIO補佐官の助言に基づき、システム最適化に向けた方針を情報システム整備計画に盛り込み、30年3月に開催した情報化推進委員会において審議し、改正した。 ○ 業務運営の合理化・効率化を確保するため、改正した情報システム整備計画に基づき、下表のプログラム改修等を行った。 プログラム改修等に当たっては、コストの削減、調達における透明性の確保を図る観点から、一般競争入札や複数の業者による見積合わせにより業者の選定を行った。 なお、システムの著作権を有する開発業者でないと業務を遂行できない場合等には、競争性のない随意契約により業者の選定を行っており、その場合には契約審査会（29年11月から「契約審査委員会」に改称）に諮り、当該契約の適正性の点検を受けている。 また、29年11月のCIO補佐官の設置に伴い、29年10月にCIO補佐官業務要領を制定し、情報システムの調達を行う場合、当該調達に係る起案の前に仕様書、費用の見積等について、CIO補佐官の承認を要することとし、当該調達内容の適正性やコストの妥当性について検証を行っている。	<自己評価> 評価：B システム整備計画を改正し、当該計画に基づき業務運営の合理化、効率化に繋がるシステム改善を図ったことから、Bとする。 <課題と対応> 各システムの稼働状況を踏まえシステム整備計画を改正するとともに、当該計画に基づき業務運営の合理化、効率化を確保するシステム改善を図る。

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価 ＜評価に至った理由＞ システム整備計画を改正し、当該計画に基づき業務運営の合理化、効率化に繋がるシステム改善を図ったほか、最高情報セキュリティアドバイザーを設置し、システム調達の適正性やコストの妥当性について検証を行っており、中期目標を達成していると認められることから、評価をBとする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 引き続き、各システムの稼働状況を踏まえシステム整備計画を改正するとともに、当該計画に基づき業務運営の合理化、効率化を確保するシステム改善を適宜行う必要がある。 ＜その他事項＞	B

年度評価項目別評価調査（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1－7	調達方式の適正化（調達等合理化計画に基づく一般競争入札等の着実な実施）

2. 主要な経年データ															
評価対象となる指標		達成目標	(参考)	25年度		26年度		27年度		28年度		29年度		(参考情報)	
				実績	構成比	実績	構成比	実績	構成比	実績	構成比	実績	構成比	当該年度までの累積値等、必要な情報	
一般競争 入札等	件数	—	—	12件	100%	18件	95%	14件	93%	9件	90%	8件	73%	61件	構成比 91%
	金額(百万円)	—	—	65	100%	187	99%	297	99%	122	92%	44	63%	715百万円	94%
随意契約	件数	—	—	—	—	1件	5%	1件	7%	1件	10%	3件	27%	6件	9%
	金額(百万円)	—	—	—	—	3	1%	3	1%	11	8%	26	37%	43百万円	6%
合計	件数	—	—	12件	100%	19件	100%	15件	100%	10件	100%	11件	100%	67件	100%
	金額(百万円)	—	—	65	100%	190	100%	300	100%	133	100%	69	100%	757百万円	100%

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
7 調達方式の適正化 調達に係る契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）及び国における取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知））等を踏まえ、次の事項を着実に実施する。	7 調達方式の適正化 調達に係る契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）及び国における取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知））等を踏まえ、次の事項を着実に実施する。	7 調達方式の適正化 調達に係る契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）及び国における取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知））等を踏まえ、次の事項を着実に実施する。	＜主な定量的指標＞ 一般競争入札等の割合 ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ 調達等合理化計画に基づき一般競争入札等が実施されているか	＜主要な業務実績＞ 7 調達方式の適正化 (1) 調達等合理化計画に基づく一般競争入札等の着実な実施 ○ 29年6月に「平成29年度独立行政法人農林漁業信用基金調達等合理化計画」を制定し、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、一般競争入札の着実な実施、1者応札・1者応募の改善、調達に関するガバナンスの徹底に取り組んだ。なお、当該計画は、信用基金ウェブサイトで公表した。 ○ 29年度に締結した契約（少額随意契約を除く。）は、11件69百万円で、一般競争入札等8件44百万円、随意契約（競争性なし）3件26百万円であった。 なお、随意契約3件のうち2件は、財務会計システム（ソフトウェア）における運用・保守業務及び林業信用保証業務における情報系システムのメンテナンス業務であり、同システムの著作権を有する開発業者でないと業務を遂行できないことから、契約審査会に諮ったうえで、随意契約を行った。また、残る1件は、27年度に企画競争により複数年度（27～29年度の3事業年度）で締結した監査契約の平成29事業年度分に係るもので、3年目の契約継続にあたり、28年度業務実績及び29年度の監査計画について契約審査会で審査を行い、適正と認められたことから、継続することとし、主務大臣による選任を受けて、随意契約を行ったものである。 ○ 1者応札・1者応募の改善の取組事項については、以下のとおり実施した。 - 過去に信用基金と契約をし、業務等を行ったことのある者しか応札できないような参加要件や仕様となっていないかの確認 - 公告時期の前倒し及び実施時期が明らかな契約について発注予定の事前公表（29年4月）による準備期間の十分な確保 - 信用基金ウェブサイト等で公告したほか過去に入札参加したことのある業	＜自己評価＞ 評定：B 11件中8件が一般競争入札等となっており、1者応札・1者応募の改善に向けた取組も着実に実施したことから、Bとする。 ＜課題と対応＞ 引き続き、一般競争入札等を実施するとともに、1者応札・1者応募の改善に向けた取組を実施する。
① 調達等合理化計画に基づき、一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募）を着実に実施する。	(1) 調達等合理化計画に基づき、一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募）を着実に実施する。	(1) 調達等合理化計画に基づき、一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募）を着実に実施する。			

者等に対する声がけの実施

- ・ 入札説明資料の交付を受けたが応札しなかった業者等に対して、電話によるヒアリングや任意のアンケート調査を実施することによる不参加の原因の究明及び改善方策の検討

以上の取組を行ったところ、29年度の1者応札・1者応募の契約は1件（自動車運行管理業務）であった（28年度5件）。

この自動車運行管理業務が1者応札・1者応募となったのは、一度公告したものの応札者がいなかったために再公告をすることとなったことに伴い、自動車運航管理業務開始までの期間が短くなり、再公告期間も短く設定（8日）せざるを得なかったことのほか、5者が入札説明書を受領したものの、運行管理者の確保が困難等の事情により4者が入札に参加しなかったことが理由として挙げられる。

○ 調達に関するガバナンスの徹底

- ・ オープンカウンター方式の試行実施

少額随意契約の改善を図るため、より競争性や透明性に配慮した取組として、また、中小企業者、障害者就労施設等の積極的活用取組として、可能な範囲で調達に参加を希望する者から広く見積書の提出を募るオープンカウンター方式による調達を29年7月から30年3月末まで試行実施し、11件の調達を行い、このうち、新規参入業者とは5件の契約を締結した。

なお、オープンカウンター方式による調達について、30年4月より本格実施することとした。

- ・ 契約事務担当者以外の職員の立会いによる検収の徹底

不祥事等の発生を未然に防止するため、調達対象物品等の納品時の検査に際しては、当該契約の事務に直接関係しない担当者が立会い、検査調書に記名した。（29年度の検査調書は20件）

- ・ 随意契約に関する内部統制の確立

契約審査会（29年11月から「契約審査委員会」に改称）において、以下の随意契約の適正性の点検を行い、了承された。

- ① 29年4月 林業信用保証業務における「情報系システム」のメンテナンス業務
- ② 7月 財務会計システムのプログラム改修
- ③ 9月 29事業年度会計監査業務その他2件
- ④ 11月 漁業保証保険システムに係る月次更新プログラム改修業務
- ⑤ 30年1月 基幹LANシステムのファイアウォール等におけるファームウェアアップグレード作業
- ⑥ 3月 漁業保証保険システム及び貸付金管理システムに係る保守業務その他3件

- ・ 調達担当者に対する、調達に関する外部研修への参加

官公需確保対策地方推進協議会において実施された新規中小企業者等の活用のための措置等の研修に、担当職員が参加した（29年9月1名）。

グリーン購入法基本方針及び環境配慮契約法基本方針説明会において実施された環境物品の調達の推進に係る研修に、担当職員が参加（30年2月1名）

				した。 これらの研修で受講した内容については、物品購入を行う場合の事前確認に活用したほか、契約担当部署と情報を共有することで、中小企業者等との契約や環境物品の調達に資した。 ・ 調達担当者に対する、調達に関する内部研修の実施 適正な契約方法の実施を図るため、総務課による「平成29年度契約事務説明会」を各部室課の調達担当者に対して29年6月に開催し、 ① 少額随意契約におけるオープンカウンター方式による調達に係る事務手続き ② 中小企業者及び障害者就労施設からの受注、調達の推進を図ること、また、ワークライフバランス等を推進する企業を評価する取組を行うこと ③ 環境への負荷の少ない物品等の調達推進 ④ 入札談合の防止に向けての取組 等の説明を行い、37名が参加した。 ・ 調達に関する事務処理マニュアル等の整備・周知 各部署の調達担当者が適正な契約方法の実施を図るため、「契約事務手続きマニュアル」を29年4月に作成し、煩雑な契約事務手続きについて書式を定める等、統一的に事務を遂行できるようにするとともに、メールにより役職員に通知し、周知を図った。	
--	--	--	--	--	--

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	B
<評価に至った理由> 調達等合理化計画に基づき、27年度に企画競争により複数年度（27～29年度の3事業年度）で締結した監査契約及び財務会計システムにおける運用・保守業務及び林業信用保証業務における情報系システムのメンテナンス業務を除き、一般競争入札が行われており、随意契約に当たっては契約審査会に諮った上で契約が行われていることから、契約の適正化に向けた取組が行われている。 実績としては、29年度に締結した11件の契約のうち8件が一般競争入札となっている。このうち1件が一者応札となったが、一者応札の解消に向けた取組も実施されており、目標の水準を満たしている。中期目標を達成していると認められることから、評価をBとする。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、一般競争入札等を実施するとともに、一者応札の解消に向けた取組を実施していく必要がある。 <その他事項>	

年度評価項目別評価調査（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1－7	調達方式の適正化（契約監視委員会において事後点検及び契約審査委員会の活用等による適正な契約の実施）

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
調達に係る契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）及び国における取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知））等を踏まえ、次の事項を着実に実施する。 ② 契約監視委員会において、調達等合理化計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、個々の契約案件の事後点検を行う。 また、契約審査委員会の活用等により、一般競争入札等が真に競争性・透明性が確保される方法により実施されているか等契約の適正な実施を図る。	調達に係る契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）及び国における取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知））等を踏まえ、次の事項を着実に実施する。 (2) 契約監視委員会において、調達等合理化計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、個々の契約案件の事後点検を行う。 また、契約審査委員会の活用等により、一般競争入札等について、真に競争性・透明性が確保される方法により実施されているか等契約の適正な実施を図る。	調達に係る契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）及び国における取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知））等を踏まえ、次の事項を着実に実施する。 (2) 契約監視委員会において、調達等合理化計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、個々の契約案件の事後点検を行う。 また、契約審査委員会の活用等により、一般競争入札等について、真に競争性・透明性が確保される方法により実施されているか、随意契約の理由が妥当か等契約の適正な実施を図る。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 契約監視委員会等により、契約の適正化が図られているか	<主要な業務実績> (2) 契約監視委員会において事後点検及び契約審査委員会の活用等による適正な契約の実施 ○ 29年4月に契約監視委員会（注1）を開催し、①28年度調達等合理化計画の自己評価（案）、②29年度調達等合理化計画（案）について、点検・検討を実施した。 その際、委員から以下のとおり意見・質問が出された。 ① 情報システムの1者応札・1者応募の改善策として「公告期間の更なる長期化を図る」としているが、直接的な改善になっていないのではないか。外部有識者（例えばC I O補佐官）を入れる等の検討をして欲しい。 ② 情報システムの1者応札・1者応募の改善策として「公告期間の更なる長期化を図る」としているが、契約締結日が29年3月となっている1者応札案件もあり、年度中で必要なシステム修正は事前想定されていると思うので、もっと早期から準備をして公告期間をとる等の対応はできなかったのか。 これに対して、以下のとおり説明した。 ① 「C I O補佐官」については、現在契約をしていないが、仕様書の作成に対する支援を受ける等改善策として必要であるので前向きに検討する。また、公告期間中に入札参加希望者が来たら、仕様書等をすぐに閲覧できるような体制を整える。 ② 前回の契約期限が年度末ということもあり、今回も年度末となってしまったが、改修業務については、早い時期から準備して公告期間を長くとりれば別の事業者が参加しやすかった可能性があった。 ○ 29年度は契約審査会（29年11月から「契約審査委員会」に改称。注2）を10回開催し、以下のとおりいずれも了承された。 ① 29年4月 林業信用保証業務における「情報系システム」のメンテナンス業務の随意契約の適正性の点検 ② 5月 少額随意契約におけるオープンカウンター方式の試行実施及び29年4月に開催された第9回契約監視委員会の議事概要についての報告	<自己評価> 評定：B 契約監視委員会及び契約審査委員会の活用等により、契約の適正化を図ったことから、Bとする。 <課題と対応> 引き続き契約監視委員会及び契約審査委員会の活用等による契約の適正化を図るとともに、契約監視委員会においてなされた提案について、検討の上実施する。

				③ 7月 財務会計システムのプログラム改修の随意契約の適正性の点検 ④ 9月 C I O補佐官の設置に伴う調達手続きの見直し及び少額随意契約におけるオープンカウンター方式の試行実施状況の報告並びに29事業年度会計監査業務に係る随意契約他2件の適正性の点検 ⑤ 11月 漁業保証保険システムに係る月次更新プログラム改修業務の随意契約の適正性の点検 ⑥ 30年1月 契約事務取扱細則等の改正について及び基幹L A Nシステムのファイアウォール等におけるファームウェアアップグレード作業の随意契約の適正性の点検 ⑦～⑩ 3月 オープンカウンター方式の平成30年4月からの本格実施について及び平成29年度調達等合理化計画に対する取組状況と平成30年度調達等合理化計画の策定について報告並びに漁業保証保険システム及び貸付金管理システムに係る保守業務に係る随意契約他3件の適正性の点検 (注1) 契約監視委員会は、弁護士、公認会計士、税理士及び信用基金監事をもって構成し、調達等合理化計画の策定及び同計画の自己評価の点検を行うとともに、個々の契約案件の競争性が確保されているかの事後点検を行うもので、年1回以上開催することとしており、その構成委員名、議事結果を信用基金ウェブサイトで公表している。 (注2) 契約審査会(29年11月から「契約審査委員会」に改称)は、総括理事(総務担当)、財務会計担当理事、総括調整役及び参事をもって構成し、調達等合理化計画の推進及び随意契約(少額随意契約及び公募による随意契約を除く)の審査を行うものである。 なお、11月以降「契約審査委員会」と改称し、情報システムに係る契約審査については、C I O補佐官とシステム管理課長が参加して意見を聴取している。	
--	--	--	--	---	--

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価 ＜評価に至った理由＞ 契約監視委員会及び契約審査委員会の活用等により、契約手続きの適正化は図られており、中期目標を達成していると認められることから、評価をBとする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 引き続き、契約監視委員会及び契約審査委員会の活用等による契約の適正化を図るとともに、契約監視委員会においてなされた提案について、検討の上実施していく必要がある。 ＜その他事項＞	B

年度評価項目別評価調査（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1－7	調達方式の適正化（取組状況の公表）

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
調達に係る契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）及び国における取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知））等を踏まえ、次の事項を着実に実施する。	調達に係る契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）及び国における取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知））等を踏まえ、次の事項を着実に実施する。	調達に係る契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）及び国における取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知））等を踏まえ、次の事項を着実に実施する。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 公表すべき契約を公表し、契約状況のフォローアップが行われているか	<主要な業務実績> (3) 取組状況の公表 ○ 契約情報取扱公表要領に基づき、予定価格が以下の額を超える29年度に契約締結した11件69百万円について、信用基金ウェブサイトで公表した。 また、各個別案件については、改善状況取組状況表による1者応札・1者応募の改善項目毎の取組状況の確認、契約監視委員会による事後点検を行うことによりフォローアップを実施している。 【公表する契約】（消費税相当分を含む。） 工事又は製造・・・・・・・・予定価格250万円超 財産の購入・・・・・・・・予定価格160万円超 賃借・・・・・・・・予定価格 80万円超 その他の役務・・・・・・・・予定価格100万円超 ○ 29年7月に、28年度調達等合理化計画の進捗状況に関する自己評価結果及び29年度調達等合理化計画を信用基金ウェブサイトで公表した。	<自己評価> 評価：B 公表すべき契約を全て公表し、調達等合理化計画を踏まえた取組状況についてフォローアップを実施したことから、Bとする。 <課題と対応> 公表すべき契約を公表し、取組状況についてフォローアップを着実に実施する。
③ 調達等合理化計画を踏まえた取組状況をウェブサイト公表し、フォローアップを実施する。	(3) 調達等合理化計画を踏まえた取組状況をウェブサイト公表し、フォローアップを実施する。	(3) 調達等合理化計画を踏まえた取組状況をウェブサイト公表し、フォローアップを実施する。			

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	B
<評価に至った理由> 公表すべき契約をすべて公表するとともに、調達等合理化計画を踏まえた取組状況についてフォローアップを実施しており、中期目標を達成していると認められることから、評価をBとする。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、公表すべき契約を公表し、取組状況のフォローアップを着実に行う必要がある。 <その他事項>	

年度評価項目別評価調査（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1－7	調達方式の適正化（監事及び会計監査人による監査の実施）

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
調達に係る契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）及び国における取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知））等を踏まえ、次の事項を確実に実施する。 ④ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける。	調達に係る契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）及び国における取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知））等を踏まえ、次の事項を確実に実施する。 (4) 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける。	調達に係る契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）及び国における取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知））等を踏まえ、次の事項を確実に実施する。 (4) 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 監事や会計監査人による入札・契約の適正なチェックを受けているか	<主要な業務実績> (4) 監事及び会計監査人による監査の実施 (監事による監査の実施) ○ 監事による監査の実施 契約に関する文書は、監事監査規程に基づき、決裁文書を施行前に監事に回付することにより、契約の適正性について事前チェックを受けた（予定価格が少額である場合の随意契約に関する文書を除く）が、指摘はなかった。 このほか、定例監査（期末監査（29年4月～6月）及び期中監査（29年10月～12月））において、契約の適正性について事後チェックを受けたが、指摘はなかった。 (会計監査人による監査の実施) ○ 会計監査人による監査の実施 会計監査人により、期末監査、期中監査、理事長とのディスカッション及び監事に対する監査計画説明等が実施された。 ① 期末監査（29年4月～6月） 資産の実在性を確かめるため、各勘定毎に現金、預金通帳・証書、有価証券、切手印紙類について、現物の実査が実施されるとともに、相手方に対する残高確認が行われ、実在性が確認された。 また、各勘定毎に29年3月の期中取引及び決算整理事項について、各種証憑類の金額突合等により、取引の実在性、帳簿記入の正確性、内部統制の有効性等についての検証が行われた。 それらの結果、信用基金の28年度財務諸表等については、適正に表示しているものと認められ、29年6月に監査法人より監査結果報告書が発出された。 ② 期中監査（29年10月、30年2月～3月） 農業、林業、漁業、農災及び漁災の5勘定並びに各勘定共通経費を対象に、期中取引に関する内部統制の整備・運用状況の評価、期中取引の検証が行われたが、指摘はなかった。 ③ 理事長とのディスカッション（29年11月20日） 会計監査の実施に際しての監査リスクの特定・評価に役立てること及び効	<自己評価> 評定：B 監事及び会計監査人により、入札・契約の適正な実施、内部統制の有効性及び資産の実在性等について監査を受けたことから、Bとする。 <課題と対応> 引き続き、監事及び会計監査人による監査を受ける。

				率的な会計監査の実施につなげることを目的として、信用基金の運営方針及び内部統制に対する取組や運営上の課題、財務諸表に重要な影響を与える不正及び誤謬等の発生状況とその未然防止に係る取組状況等について、理事長とのディスカッションが行われた。 ④ 監事に対する監査計画説明等（29年12月8日） 監事に対して29事業年度監査計画の概要説明が行われたほか、期中監査及び期末監査の実施結果を踏まえたディスカッションが行われた。	
--	--	--	--	---	--

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	B
<評価に至った理由> 監事による契約に係る事前事後チェックが行われ、会計監査人による期中・期末監査や理事長とのディスカッションも実施されており、中期目標を達成していると認められることから、評価をBとする。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、監事及び会計監査人による適正な監査を受ける必要がある。 <その他事項>	

年度評価項目別評価調査（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第2－1	事務処理の迅速化（保険引受審査等業務に応じた標準処理期間の達成（案件の85%以上の処理））

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報【標準期間処理率】								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	第3期 達成目標	(参考) 第2期目標	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	指標	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
(農業信用保険業務)													
保険通知・保険料徴収	85%以上	80%以上	99.7%	99.9%	99.8%	99.9%	99.9%						
保険金支払審査	85%以上	80%以上	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%						
納付回収金受納	85%以上	80%以上	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%						
長期貸付金審査	85%以上	80%以上	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%						
短期貸付金審査	85%以上	80%以上	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%						
(林業信用保証業務)													
保証審査	85%以上	80%以上	90.7%	92.9%	91.8%	96.4%	98.8%						
代位弁済審査	85%以上	80%以上	100.0%	100.0%	100.0%	86.8%	100.0%						
貸付審査	85%以上	80%以上	100.0%	100.0%	97.6%	100.0%	100.0%						
(漁業信用保険業務)													
保険通知・保険料徴収	85%以上	80%以上	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%						
保険金支払審査	85%以上	80%以上	97.9%	100.0%	100.0%	99.0%	100.0%						
納付回収金受納	85%以上	80%以上	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%						
長期貸付金審査	85%以上	80%以上	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%						
短期貸付金審査	85%以上	80%以上	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%						
(農業災害補償業務)													
貸付審査	85%以上	80%以上	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%						
(漁業災害補償業務)													
貸付審査	85%以上	80%以上	100.0%	100.0%	—	—	—						

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	＜主な定量的指標＞ 標準期間処理率 ＜その他の指標＞ なし	＜主要な業務実績＞ 第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 事務処理の迅速化 (1) 保険引受審査等業務に応じた標準処理期間の達成（案件の85%以上の処理） ○ 標準処理期間の事務処理について、29年度の実績は以下のとおりとなった。 ○ 29年度で達成率が100%未満となった項目の理由は、全て信用基金の責めに帰さない事情（利用者から提出される書類の不備等）によるものである。	＜自己評価＞ 評価：B 各業務全て目標を達成したことから、Bとする。 ＜課題と対応＞ 引き続き目標達成に向け取り組む。
1 事務処理の迅速化 利用者の手続面での負担の軽減を図るため、次の事項を実施し、事務処理の迅速化を図る。	1 事務処理の迅速化 利用者の手続面での負担及び事務コストの軽減を図るため、以下の措置を講じて、事務処理の迅速化を図る。	1 事務処理の迅速化 利用者の手続面での負担及び事務コストの軽減を図るため、以下の措置を講じて、事務処理の迅速化を図る。	＜評価の視点＞ 質の高いサービスを提供しつつ、事務処理の迅速化が図られているか		

① 保険引受審査・保険金支払審査、納付回収金の受納、貸付審査等の業務内容に応じ、利用者の利便性の向上に資する観点から、標準処理期間内に案件の85%以上を処理する。また、保険金の支払審査、代位弁済の実行等に係る標準処理期間を5%以上短縮する。 なお、標準処理期間等の見直しに当たっては、経費の増大を招かないようにする。	速化を実現する。	速化を実現する。
(1) 保険引受審査・保険金支払審査、納付回収金の受納、貸付審査等の業務内容に応じ、利用者の利便性の向上に資する観点から、保険金の支払審査、代位弁済の実行等に係る標準処理期間を5%以上短縮し、以下の標準処理期間内に案件の85%以上を処理する。 ア 保険通知の処理・保険料徴収 37日 イ 保険金支払審査 25日 ウ 納付回収金の受納 29日 エ 保証審査 7日 オ 代位弁済 135日 カ 貸付審査 農業長期資金 償還日と同日付貸付 農業短期資金 月3回(5のつく日) 農業災害補償 4日 林業 3日 漁業長期資金 償還日と同日付貸付 漁業短期資金 8日 漁業災害補償 4日	(1) 保険引受審査・保険金支払審査、納付回収金の受納、貸付審査等の業務内容に応じ、利用者の利便性の向上に資する観点から、保険金の支払審査、代位弁済の実行等に係る標準処理期間を5%以上短縮し、以下の標準処理期間内に案件の85%以上を処理する。 ア 保険通知の処理・保険料徴収 37日 イ 保険金支払審査 25日 ウ 納付回収金の受納 29日 エ 保証審査 7日 オ 代位弁済 135日 カ 貸付審査 農業長期資金 償還日と同日付貸付 農業短期資金 月3回(5のつく日) 農業災害補償 4日 林業 3日 漁業長期資金 償還日と同日付貸付 漁業短期資金 8日 漁業災害補償 4日	(1) 保険引受審査・保険金支払審査、納付回収金の受納、貸付審査等の業務内容に応じ、利用者の利便性の向上に資する観点から、以下の標準処理期間内に案件の85%以上を処理する。 ア 保険通知の処理・保険料徴収 37日 イ 保険金支払審査 25日 ウ 納付回収金の受納 29日 エ 保証審査 7日 オ 代位弁済 135日 カ 貸付審査 農業長期資金 償還日と同日付貸付 農業短期資金 月3回(5のつく日) 農業災害補償 4日 林業 3日 漁業長期資金 償還日と同日付貸付 漁業短期資金 8日 漁業災害補償 4日

(処理状況)		(単位: 件)		
区分		29年度		
		全処理件数 (A)	標準処理期間 内の処理件数 (B)	標準処理期間 内の処理割合 (B ÷ A)
農業信用 保険業務	保険通知の処理・保険料徴収	62,322	62,267	99.9%
	保険金支払審査	886	886	100.0%
	納付回収金の受納	67,417	67,417	100.0%
	農業長期資金の貸付審査	81	81	100.0%
	農業短期資金の貸付審査	38	38	100.0%
林業信用 保証業務	保証審査	1,051	1,039	98.8%
	代位弁済	24	24	100.0%
	貸付審査	39	39	100.0%
漁業信用 保険業務	保険通知の処理・保険料徴収	49,973	49,973	100.0%
	保険金支払審査	135	135	100.0%
	納付回収金の受納	10,604	10,604	100.0%
	漁業長期資金の貸付審査	44	44	100.0%
	漁業短期資金の貸付審査	5	5	100.0%
農業災害 補償関係業務	貸付審査	1	1	100.0%
漁業災害 補償関係業務	貸付審査	-	-	-

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	B
＜評価に至った理由＞ 各業務全て目標を達成しており、中期目標を達成していると認められることから、評価をBとする。	

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

引き続き、標準処理期間内に業務を処理していく必要がある。

<その他事項>

年度評価項目別評価調査（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第2－1	事務処理の迅速化（保険引受や支払審査等について、関係機関との情報共有・意見交換）

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	(参考)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	指標	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
(農業信用保険業務)													
保証要綱等改正協議	－	－	167件	248件	225件	168件	199件						
うち東日本大震災 資金に係るもの	－	－	4件	2件	1件	3件	0件						
大口保険引受協議	－	－	320件	332件	438件	476件	537件						
大口保険金請求協議	－	－	23件	14件	14件	16件	9件						
保証保険に関する相談 件数	－	－	47件	57件	61件	43件	40件						
大口保険引受案件等現 地協議	－	－	13協会	12協会	11協会	14協会	12協会						
保険金支払・回収現地 協議	－	－	9協会	9協会	9協会	7協会	7協会						
(漁業信用保険業務)													
大口保険引受協議	－	－	81件	88件	76件	68件	52件						
大口保険金請求協議	－	－	48件	45件	51件	38件	26件						
保険金支払・回収現地 協議	－	－	13協会	13協会	13協会	13協会	13協会 (注)						

（注）29年度の漁業信用保険業務の保険金支払・回収現地協議については、29年4月に設立された全国漁業信用基金協会（42の基金協会のうち19基金協会が合併）の支所（合併前の基金協会）を含む。（下記業務実績に記載している電話による個別協議についても同じ。）

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
利用者の手続面での負担の軽減を図るため、次の事項を実施し、事務処理の迅速化を図る。 ② 基金協会等関係機関との間で、保険引受審査、保険金支払審査等に係る情報の共有、意見調整を着実にを行う。	利用者の手続面での負担及び事務コストの軽減を図るため、以下の措置を講じて、事務処理の迅速化を実現する。 (2) 農業・漁業の信用基金協会（以下「基金協会」という。）等関係機関との間で、保険引受審査、保険金支払審査等に係る情報の共有、意見調整を着実にを行う。	利用者の手続面での負担及び事務コストの軽減を図るため、以下の措置を講じて、事務処理の迅速化を実現する。 (2) 基金協会等関係機関との間で、保険引受審査、保険金支払審査等に係る情報の共有、意見調整を着実にを行う。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 基金協会等関係機関と情報の共有、意見調整を着実に実施しているか	<主要な業務実績> (2) 保険引受や支払審査等について、関係機関との情報共有・意見交換（農業信用保険業務） - 基金協会が定めている債務保証要綱等の制定・改定199件について、基金協会からの提出資料又は対面により協議を実施した（28年度168件）。このうち、基金協会との対面での協議は2件であった（28年度13件）。 - 約款、取扱要領に関する情報の共有 約款、取扱要領の変更について情報を共有するため、基金協会向けの研修会の機会を通じて変更内容について説明を行った。 - 大口保険引受案件等に関する情報の共有	<自己評価> 評定：B 基金協会等との要綱協議、事前協議、現地協議等の実施により、基金協会等との間で情報の共有、意見調整を図ったことから、Bとする。 <課題と対応>

			・ 大口保険引受案件537件（条件変更を含む）について、基金協会からの提出資料又は対面により全て事前協議を実施した（28年度476件）。このうち、基金協会との対面での協議は13件であった（28年度16件）。 ・ 大口保険引受案件の事前協議を通じて得られた情報及び知見を基金協会向けの研修会の機会を通じてフィードバックすることにより、基金協会の保証審査能力の向上、事故の未然防止を図った。 ・ 基金協会との対面を通じて事故防止等に関する情報の共有化を図るため、大口保険引受案件等に係る経営状況や期中管理状況に係る現地協議を29年9月から11月にかけて12基金協会で行った（28年度14基金協会）。このうち5基金協会については、保証保険の推進策等に係る協議も併せて実施した（28年度7基金協会）。 ○ 農業融資の活性化に向けた検討 29年6月9日に閣議決定された「未来投資戦略2017」において、「担保・保証人に依存しない融資を推進する」及び「信用保証制度が幅広く利用可能となるよう、保証制度を見直す」とされたこと、また、農業融資の活性化を図る観点から、基金協会及び金融機関からの要望を踏まえて、無担保保証の見直しや保証審査の審査項目について検討する必要があることから、29年11月から12月にかけて、基金協会を交えて以下の検討会を開催し、検討を行った。 ・ 11月1日 基金協会の参事・事務局長クラスを構成員とする全国専門部会を開催 ・ 12月7日 基金協会の専務理事クラスを構成員とする事業・組織問題検討会を開催 ・ 12月25日 全国常勤役職員会議（基金協会の役職員クラス）において、全国専門部会及び事業・組織問題検討会での検討結果を報告 その結果、無担保保証の見直しについては、無担保限度額を超える場合の担保要件を緩和すること、保証審査の審査項目については、農業運転資金について全国統一的な指針を作成し保証審査を行うことが了承された。 いずれも30年4月から適用することとした。 ○ 大口保険金請求案件に関する情報の共有 ・ 大口保険金請求案件9件について、基金協会からの提出資料により全て事前協議を実施した（28年度16件）。 ・ 事前協議については、記載事項の検証や保険金請求をしようとする額の妥当性等の審査を行っており、保険金支払審査に係る情報の共有を図ることにより、保険金支払審査の事務処理期間の短縮に寄与した。 ○ 求償権に関する情報の共有 大口求償債務者（注）の現況等の情報を共有するため、各基金協会から、29年3月末時点の「大口求償債務者の現況及び今後の回収方針等の報告書」の提出を29年7月に受け、求償債務者の現況、回収経過及び回収見込額と回収促進のための取組状況等に係る現地協議を29年9月から10月にかけて7基金協会で行った（28年度7基金協会）。	今後も基金協会等関係機関との要綱協議、事前協議、現地協議等の実施により、情報の共有、情報蓄積を図り業務に活用する。
--	--	--	--	--

				(注) 大口求償債務者とは、次に該当するものをいう。 保険金残高の合計額が30百万円以上（基金協会において求償権の償却を行った部分を除く。）である者。 （漁業信用保険業務） ○ 大口保険引受案件に関する情報の共有 - 大口保険引受案件52件について、基金協会からの提出資料又は対面により全て事前協議を実施した（28年度68件）。このうち、基金協会との対面での協議は2件であった（28年度5件）。 - 事前協議については、被保証者の財務内容、償還可能性等を総合的に勘案した協議を実施し、当該基金協会との間で被保証者の現況や当該地域・漁業の事情等に係る情報の共有、情報の蓄積に努めることにより審査の一層の効率化・厳格化を図った。 - 大口保険引受案件の事前協議を通じて得られた情報及び知見を各基金協会にフィードバックすることにより、基金協会の保証審査能力の向上、事故の回避を図った。 ○ 大口保険金請求案件に関する情報の共有 - 大口保険金請求案件26件について、基金協会からの提出資料により全て事前協議を実施した（28年度38件）。 - 事前協議については、記載事項の検証、代位弁済の妥当性及び回収見込み等の審査を行っており、代位弁済の妥当性や標準処理期間の短縮等に寄与した。 ○ 求償権に関する情報の共有 - 求償権を有する21の基金協会及び全国漁業信用基金協会（注）の17支所（合計38基金協会・支所）から、29年3月末時点の「求償権分類管理表」の提出を受け、求償債務者の現況及び求償権の回収見込額等に係る情報共有を図るとともに、13基金協会・支所に対して求償権の回収方針に係る現地協議を実施した（28年度13基金協会）。 - 求償権を有する38基金協会・支所から、29年9月末時点の「求償権回収進捗状況表」の提出を受け、求償権の年間回収見込額に対する上半期の回収実績が直近3カ年の同期回収実績の平均より算出した一定の割合（50.78%）に満たない30基金協会・支所に対して、求償権回収の一層の促進を図るための個別協議を電話により実施した（28年度30基金協会）。 (注) 将来的にも安定的かつ継続して漁業金融を支えていくことを目的に、29年4月に42基金協会のうち19基金協会が合併し、全国漁業信用基金協会が設立された。当該組織は、本所及び19支所で構成されている。	
--	--	--	--	--	--

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	B
<評価に至った理由> 基金協会との要綱協議、事前協議や現地協議等の実施により、基金協会との間で情報共有・意見交換の実施が行われており、中期目標を達成していると認められることから、評価をBとする。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、基金協会等関係機関との事前協議や現地協議等を実施して、情報共有や意見交換を行うことにより、情報の蓄積を図り、業務に活用する必要がある。 <その他事項>	

年度評価項目別評価調査（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報													
第2-1	事務処理の迅速化（業務処理の方法の見直し）												

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	（参考）	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	指標	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
利用者の手続面での負担の軽減を図るため、次の事項を実施し、事務処理の迅速化を図る。 ③ 専決権限の弾力化、意思決定や業務処理の方法の見直しを行う。	利用者の手続面での負担及び事務コストの軽減を図るため、以下の措置を講じて、事務処理の迅速化を実現する。 (3) 専決権限の弾力化、意思決定や業務処理の方法の見直しを行う。	利用者の手続面での負担及び事務コストの軽減を図るため、以下の措置を講じて、事務処理の迅速化を実現する。 (3) 事務手続の明確化・簡素化など、業務処理の方法の見直しを行う。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 利用者の負担や業務の質の向上に繋がる取組を実施しているか	<主要な業務実績> (3) 業務処理の方法の見直し ○ 林業者等の出資持分の相続手続きには、所定の相続届とともに出資名義人の除籍謄本を始め、相続人全員の戸籍謄本や住民票等多数の書類提出を求めているが、29年5月から法務省が法定相続証明制度を開始したことを受け、相続手続きに関する利用者の負担を軽減する観点から、認証文付きの法定相続情報一覧図の提出により戸籍謄本等の提出を省略できるよう相続届の様式を29年6月に改訂した。	<自己評価> 評価：B 利用者負担の軽減につながる業務処理方法の見直し等を行ったことから、Bとする。 <課題と対応> 今後も業務処理方法の見直し等を行い、利用者負担の軽減や業務の質の向上に繋がる取組を実施する。

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	B
<評価に至った理由> 利用者負担の軽減につながる業務処理方法の見直し等が行われており、中期目標を達成していると認められることから、評価をBとする。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、業務処理方法の見直し等を行い、利用者負担の軽減や業務の質の向上に繋がる取組を実施する必要がある。 <その他事項>	

年度評価項目別評価調査（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第2—2	情報の提供・開示（情報開示の充実を促進）

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	（参考）	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	指標	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
ウェブサイト更新回数	—	—	99回	113回	158回	177回	186回						
ウェブサイトアクセス件数	—	—	72, 876件	65, 531件	40, 526件	26, 375件	28, 242件						

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価																												
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価																								
				業務実績	自己評価																							
2 国民一般や利用者に対する情報開示の充実及び利用者の意見の反映 ① 信用基金の業務の必要性、役割及び農林漁業者の事業活動への効果や成果について、国民一般や利用者を対象に、図表なども含めて分かりやすい形で幅広く周知するなど情報開示の充実を促進する。	2 国民一般や利用者に対する情報開示の充実及び利用者の意見の反映 (1) 信用基金の業務の必要性、役割及び農林漁業者の事業活動への効果や成果について、国民一般や利用者を対象に、図表なども含めて分かりやすい形で幅広く周知するなど情報開示の充実を促進する。	2 国民一般や利用者に対する情報開示の充実及び利用者の意見の反映 (1) 信用基金の業務の必要性、役割及び農林漁業者の事業活動への効果や成果について、国民一般や利用者を対象に、図表なども含めて分かりやすい形で幅広く周知するなど情報開示の充実を促進する。	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ 国民や利用者に対し、適切、かつ分かりやすい情報開示がされているか	＜主要な業務実績＞ 2 情報の提供・開示 (1) 情報開示の充実を促進 ○ 29年度は信用基金ウェブサイトの更新を186回行った。主な内容は以下のとおり。 <table><tr><th>区分</th><th>事 項</th><th>掲載日</th></tr><tr><td rowspan="10">29年度</td><td>「農業信用保険、林業信用保証、漁業信用保険及び災害補償に係る業務実績」の掲載</td><td>毎月中旬</td></tr><tr><td rowspan="3">「東日本大震災に関する情報」の更新</td><td>4月5日</td></tr><tr><td>4月11日</td></tr><tr><td>4月12日</td></tr><tr><td>「林業信用保証制度のパンフレット」を更新</td><td>4月10日、5月26日</td></tr><tr><td>「独立行政法人農林漁業信用基金パンフレット」の更新</td><td>6月22日</td></tr><tr><td rowspan="2">「災害に伴う相談窓口の設置について」（林業部門）の掲載</td><td>29年 7月7日、10月31日</td></tr><tr><td>30年 2月15日、3月20日</td></tr><tr><td>「農業信用保証保険制度のご案内」及び「農業融資保険の利用について（融資機関の皆様へ）」のパンフレットの更新</td><td>8月10日</td></tr><tr><td rowspan="3">「災害による営農再開の資金に係る保険料率の特例措置の適用について」（農業部門）の掲載</td><td>8月10日</td></tr><tr><td>10月25日</td></tr><tr><td>11月27日</td></tr></table>	区分	事 項	掲載日	29年度	「農業信用保険、林業信用保証、漁業信用保険及び災害補償に係る業務実績」の掲載	毎月中旬	「東日本大震災に関する情報」の更新	4月5日	4月11日	4月12日	「林業信用保証制度のパンフレット」を更新	4月10日、5月26日	「独立行政法人農林漁業信用基金パンフレット」の更新	6月22日	「災害に伴う相談窓口の設置について」（林業部門）の掲載	29年 7月7日、10月31日	30年 2月15日、3月20日	「農業信用保証保険制度のご案内」及び「農業融資保険の利用について（融資機関の皆様へ）」のパンフレットの更新	8月10日	「災害による営農再開の資金に係る保険料率の特例措置の適用について」（農業部門）の掲載	8月10日	10月25日	11月27日	＜自己評価＞ 評定：B 国民一般や利用者に対し適切に情報開示を行った。 また、信用基金の事業概況を取りまとめた業務報告書等を関係機関に配付、信用基金ウェブサイトで公表するとともに、関係団体との情報交換会を実施し、情報提供を図った。 以上のことから、Bとする。 ＜課題と対応＞ 引き続き、適切な情報開示に努めるとともに、業務報告書等を関係機関に配付、公表し、情報提供を図る。 また、「ウェブアクセシビリティ方針」に基づき、
区分	事 項	掲載日																										
29年度	「農業信用保険、林業信用保証、漁業信用保険及び災害補償に係る業務実績」の掲載	毎月中旬																										
	「東日本大震災に関する情報」の更新	4月5日																										
		4月11日																										
		4月12日																										
	「林業信用保証制度のパンフレット」を更新	4月10日、5月26日																										
	「独立行政法人農林漁業信用基金パンフレット」の更新	6月22日																										
	「災害に伴う相談窓口の設置について」（林業部門）の掲載	29年 7月7日、10月31日																										
		30年 2月15日、3月20日																										
	「農業信用保証保険制度のご案内」及び「農業融資保険の利用について（融資機関の皆様へ）」のパンフレットの更新	8月10日																										
	「災害による営農再開の資金に係る保険料率の特例措置の適用について」（農業部門）の掲載	8月10日																										
10月25日																												
11月27日																												

○ 公表すべき事項14件の掲載状況は下表のとおりであった。

区分	事 項	掲載日
29年度	「平成29年度年度計画」の公表	4月3日
	「職員に対する給与及び退職手当の支給基準」の変更	4月3日
	「平成28年度監査報告」の公表	7月3日
	「28年度業務実績等報告書」の公表	7月7日
	「第3期中期目標期間（見込評価）業務実績等報告書」の公表	7月7日
	「平成28事業年度財務諸表及び決算報告書」の公表	8月9日
	「平成28事業年度事業報告書」の公表	8月9日
	「監査法人の監査結果」の公表	8月9日
	「役員の状況」の変更	10月2日
	「職員に対する給与の支給基準」の変更	12月11日
	「役職員の給与及び退職手当の支給基準」の公表	1月4日
	「就業規則」の変更	2月23日
	「平成27事業年度評価結果の主要な反映状況」の公表	3月5日
	「独立行政法人農林漁業信用基金の農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に関する業務方法書」の変更	3月20日

○ 29年度の信用基金ウェブサイトのトップページアクセス件数は、28,242件（28年度26,375件）であり、利用者からの要望、意見等はなかった。

○ 28年4月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づき、信用基金ウェブサイトについて、ウェブアクセシビリティ（ホームページを利用しているすべての人が、心身の条件や利用する環境に関係なく、ホームページで提供されている情報や機能に支障なくアクセスし、利用できること）に関する検証を実施し、背景と文字のコントラストが低く、弱視者が利用しづらい可能性があるページ等を洗い出すとともに該当ページの改善に取り組んでいる。

○ 今後の取組方針として、30年3月に「ウェブアクセシビリティ方針」を策定し、信用基金ウェブサイト公表した。

用基金ウェブサイト
を適切に更新する。

(2) 各業務において、保険引受等の情報・データの取りまとめ、基金協会等関係機関への提供、パンフレット等を活用したPR活動の推進などの情報提供に取り組む。

○ 各業務における関係機関等への主な情報提供は以下のとおりである。

(農業信用保険業務)

- ・ 28年度の事業概況を取りまとめた「業務報告書」を作成し、「都道府県農業信用基金協会等代表者連絡会議（29年6月開催）」で配付した。
- ・ 基金協会等が金融機関等へ行う農業信用保証保険制度の説明、普及推進に資するため、29年3月に作成したパンフレット（「農業信用保証保険制度のご案内」、「農業融資保険の利用について」）について、基金協会より追加配付の希望があったことから増刷を行い、29年4月に基金協会等に追加配付した。
- ・ 29年5月の関係法令の改正に伴い、パンフレット（「農業信用保証保険制度のご案内」）の改訂版を作成し、29年7月に基金協会等に配付するとともに、信用基金ウェブサイトに掲載した。
- ・ 基金協会が銀行等に対して行う制度説明に同行し、融資保険制度の説明及び情報収集を10基金協会で実施（うち1基金協会は2回実施）するとともに、商工組合中央金庫に対して融資保険を含む農業信用保証保険制度の説明を行った他、日本政策金融公庫（保険部門）、全国信用保証協会連合会及び農林中金総合研究所との情報交換を行った。
- ・ 財務局主催の農業融資セミナーにおいて、融資保険を含む農業信用保証保険制度の説明を2財務局で行った。また、財務事務所主催の農業融資セミナーにおいて、2基金協会が融資保険を含む農業信用保証保険制度の説明を行うにあたり、信用基金において制度説明資料を作成し、基金協会に配付した。
- ・ 28年度の農業信用保険事業の動向を取りまとめた「農業信用保険年報」を作成し、29年9月に基金協会等関係機関へ配付した。

(林業信用保証業務)

- ・ 29年4月に林業成長産業化モデル地域支援保証のリーフレットを、5月に林業信用保証制度に関する29年度版パンフレット等を作成し、信用基金ウェブサイトに掲載した他、各種会議において配付した。
- ・ 信用基金の林業信用保証制度の広告を、林業・木材産業における業界新聞及び関係団体の会報誌に掲載し、制度周知に努めた。
- ・ 金融機関担当者や事業者がどの金融機関で信用基金の保証を利用できるかを確認できるよう、29年5月に「保証をご利用できる金融機関」を更新し、ウェブサイトに掲載した。
- ・ 広く国民一般に対し保証制度を周知するため、29年5月に農林水産省・林野庁等主催の「みどりとふれあうフェスティバル」に参加し、情報提供を行った。
- ・ 林業信用保証の認知度を上げるため、保証利用者をはじめ国民一般に親しみやすいトレードマークを29年5月に設定し、名刺、パンフレット、新聞広告における利用を開始した。
- ・ 29年11月に林業機械の購入を検討している事業者向けのリーフレットを作成し、森林・林業・環境機械展示実演会において林業機械の業界団体に配布するなど情報提供を行った。

				(漁業信用保険業務) - 事業概況を取りまとめた「業務報告書」及び漁業信用保険業務の動向等を取りまとめた「業務統計年報（漁業信用保険業務）」を作成し、29年11月に基金協会等関係機関に配付した。 (農業災害補償関係業務) - NOSA I イントラネットを活用して、29年12月に信用基金の業務概要及び貸付けに係る事務手続きを、29年12月及び30年1月に農業共済団体等の財務状況調査結果を掲示した。 - 信用基金の業務統計や農業共済団体等の財務状況調査結果を収録した「農業共済財務主要統計」を作成し、30年3月に農業共済団体等関係機関に配付した。 (漁業災害補償関係業務) - 業務の概況や貸付・回収状況等を取りまとめた「業務報告書」及び漁業共済団体の概況等を取りまとめた「業務統計年報」を作成し、29年11月に漁業共済団体等関係機関に配付した。	
--	--	--	--	--	--

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	B
<評価に至った理由> 国民一般や利用者に対し適切かつ迅速に情報開示を行っている。 また、信用基金の事業概況を取りまとめた業務報告書等を関係機関に配布、ウェブサイトで公表するとともに、関係機関との情報交換会を実施し、情報提供を図っており、中期目標を達成していると認められることから、評価をBとする。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、適切かつ迅速な情報開示に努めるとともに、業務報告書等を関係機関に配布、公表し、情報提供を図る必要がある。 <その他事項>	

年度評価項目別評価調査（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報													
第2-2	情報の提供・開示（業務内容等に応じたセグメント情報の開示を徹底）												

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	（参考）	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	指標	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
② 信用基金の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示を徹底する。	(2) 信用基金の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示を徹底する。	(3) 信用基金の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、ホームページを活用して、決算情報・業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示を徹底する。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 適切な区分に基づく情報の開示を行っているか	<主要な業務実績> (2) 業務内容等に応じたセグメント情報の開示を徹底 ○ 29年8月に、勘定区分に応じた28年度財務諸表（29年8月4日主務大臣承認）を信用基金ウェブサイトに掲載した。 財務内容の一層の透明性を確保するため、上記財務諸表に加え、以下の情報を掲載した。 ① 「独立行政法人農林漁業信用基金の農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に係る財務及び会計に関する省令」（以下「財会省令」という。）に規定された区分毎の財務諸表と併せて、決算概要を説明した資料 ② 決算情報について、経年比較や財務分析指標 ③ 事業報告書について、財会省令の区分による、 ・ 事業損益の経年比較・分析 ・ 総資産の経年比較・分析 ・ 財源構造及び財務データ ・ その他業務実績等報告書と関連付けた事業説明	<自己評価> 評価：B 信用基金ウェブサイトにおいて、決算情報・業務内容に応じた情報の開示を行ったことから、Bとする。 <課題と対応> 引き続き、決算情報等を適切に開示し、財務内容の透明性を確保する。

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	B
<評価に至った理由> ウェブサイトにおいて、決算情報・業務内容に応じた適切な区分に基づく情報の開示を行っており、中期目標を達成していると認められることから、評価をBとする。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、決算情報等を適切に開示し、財務内容等の透明性を確保していく必要がある。 <その他事項>	

年度評価項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第2－2	情報の提供・開示（利用者意見の業務運営への適切な反映、苦情への適切な対応）

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	（参考）	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	指標	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価														
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価										
				業務実績	自己評価									
③ 信用基金の利用者の意見募集を幅広く定期的に行い、業務運営に適切に反映させる。	(3) アンケート調査等の実施により、信用基金の利用者の意見募集を幅広く定期的に行い、業務運営に適切に反映させる。また、苦情への適切な対応を行う。	(4) アンケート調査等の実施により、信用基金の利用者の意見募集を幅広く定期的に行い、業務運営に適切に反映させる。また、独立行政法人農林漁業信用基金苦情対応要領に基づき、苦情への適切な対応を行う。	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ 信用基金の利用者から意見募集を行い、業務運営に反映させているか	＜主要な業務実績＞ (3) 利用者意見の業務運営への適切な反映、苦情への適切な対応（運営委員会関連） ○ 29年度は、以下のとおり運営委員会を開催し、審議事項について原案のとおり了承された。	＜自己評価＞ 評定：B 運営委員会等の各種会議における意見交換及びアンケート調査により、利用者等から意見を収集し、業務運営に反映したことから、Bとする。 ＜課題と対応＞ 引き続き、運営委員会等の各種会議やアンケート調査における利用者等からの意見を業務運営に適切に反映させるよう取り組む。また、苦情等が寄せられた場合には、苦情対応要領に基づき適切な対応を行う。									
				<table><tr><th colspan="2">開催時期</th><th>主な議事</th></tr><tr><td>第4回（※） （5業務）</td><td>29年9月～10月</td><td>・平成28年度に係る業務の実績に関する評価及び決算等についての報告 ・中期目標期間（平成25年度～平成29年度）に見込まれる業務の実績に関する評価についての報告 ・その他 中期目標期間終了時における業務・組織全般の見直しについての報告</td></tr><tr><td>第5回（※） （5業務）</td><td>30年2月</td><td>・第4期中期計画（案）についての審議 ・平成30年度年度計画（案）についての審議 ・災害補償関係業務に関する業務方法書の一部変更（案）についての審議（農業災害補償関係業務） 農業災害補償法の一部を改正する法律（平成29年法律第74号）の成立により、農業経営収入保険業務に係る貸付業務等が追加されたこと及び業務名の変更により、所用の変更を行うもの。 ・運営規程の一部改正（案）について やむを得ない事情により会議を開く余裕がないと認められるときの議決の方法について、新たに定めるもの。</td></tr></table>		開催時期		主な議事	第4回（※） （5業務）	29年9月～10月	・平成28年度に係る業務の実績に関する評価及び決算等についての報告 ・中期目標期間（平成25年度～平成29年度）に見込まれる業務の実績に関する評価についての報告 ・その他 中期目標期間終了時における業務・組織全般の見直しについての報告	第5回（※） （5業務）	30年2月	・第4期中期計画（案）についての審議 ・平成30年度年度計画（案）についての審議 ・災害補償関係業務に関する業務方法書の一部変更（案）についての審議（農業災害補償関係業務） 農業災害補償法の一部を改正する法律（平成29年法律第74号）の成立により、農業経営収入保険業務に係る貸付業務等が追加されたこと及び業務名の変更により、所用の変更を行うもの。 ・運営規程の一部改正（案）について やむを得ない事情により会議を開く余裕がないと認められるときの議決の方法について、新たに定めるもの。
				開催時期		主な議事								
第4回（※） （5業務）	29年9月～10月	・平成28年度に係る業務の実績に関する評価及び決算等についての報告 ・中期目標期間（平成25年度～平成29年度）に見込まれる業務の実績に関する評価についての報告 ・その他 中期目標期間終了時における業務・組織全般の見直しについての報告												
第5回（※） （5業務）	30年2月	・第4期中期計画（案）についての審議 ・平成30年度年度計画（案）についての審議 ・災害補償関係業務に関する業務方法書の一部変更（案）についての審議（農業災害補償関係業務） 農業災害補償法の一部を改正する法律（平成29年法律第74号）の成立により、農業経営収入保険業務に係る貸付業務等が追加されたこと及び業務名の変更により、所用の変更を行うもの。 ・運営規程の一部改正（案）について やむを得ない事情により会議を開く余裕がないと認められるときの議決の方法について、新たに定めるもの。												
※農業信用保険業務は、第5回、第6回														
				○ 運営委員会における委員からの意見を踏まえ業務運営等に反映させた事項は以下のとおりである。										

- ・ 29年10月開催の運営委員会（農業信用保険業務）における委員からの「業務の標準処理期間について、信用基金の責めによらない事情により標準処理期間内に処理できない場合については、その旨を評価書の中に説明として加筆する必要があるのではないか」との意見を踏まえ、今後作成する評価書に記載することとした。
- ・ 29年9月開催の運営委員会（漁業信用保険業務）における委員からの「法令違反行為等に関する相談窓口又は通報窓口については、通報者（職員）にとってハードルが高いものとならないよう、顧問弁護士等の外部（第三者）へ通報できる仕組みを次期中期計画等に向けて検討すべき」との意見及び「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン」（平成28年12月9日消費者庁）を踏まえ、関係規程の改正を行うとともに、30年度上半期中に弁護士事務所を外部窓口として設置することを検討することとした。

（苦情対応関連）

- 利用者等から信用基金の業務に関して寄せられた苦情等に対し、必要な手続きを苦情対応要領に定めているところであり、29年度は利用者から苦情が1件、相談が1件寄せられた。

苦情の内容は、保証利用が終了してから期間が経つのに、出資が戻ってこないとのことであり、法律で払戻しができず譲渡による方法しか認められていないことを説明し、理解を求めた。

相談の内容は、法人の吸収合併により本店所在地が変更となることに伴い、林業信用保証業務において都道府県別に設定している保証倍率が下がり、結果として保証限度額も下がることについてであり、現行ではやむを得ないものである旨を説明し、理解を得た。

（各業務における取組）

- 運営委員会及び苦情対応関連以外の事項について、各業務で取り組んだ事項は以下のとおりである。

（農業信用保険業務）

- ・ 政府以外の出資者である基金協会等に対し農業信用保険業務に関する重要事項の情報提供を行うため、「都道府県農業信用基金協会等代表者連絡会議」を29年6月（28年度決算及び業務の概況等について報告）及び30年3月（第4期中期計画(案)及び平成30年度年度計画(案)等について報告）に開催したが、信用基金の業務に係る意見・要望はなかった。
- ・ 29年8月から9月にかけて実施した「農業者に対する貸出に係る保証機関の利用状況」に関するアンケート調査において、基金協会及び農協から農業信用保証保険制度の役割等について意見を求め、29年11月に調査結果の取りまとめを行ったが、信用基金の業務に係る意見・要望はなかった。
- ・ 29年11月に、基金協会の保証利用の現状・動向を把握するための「保証引受等基本動向調査」と、農協及び銀行等金融機関に対して保証・保険制度や農業融資に対する意識等を把握するための「金融機関貸出等に関する基本動向調査」を実施し、基金協会及び金融機関から、保険料率の引下げや無担保

				枠の拡充に関する意見があった。 調査結果は、報告書として取りまとめ、業務参考の参考とするとともに、30年3月に基金協会等関係機関に配付した。 (林業信用保証業務) 29年6月及び11月に林業者等を対象に「林材業の業況動向調査」を実施し、6月及び11月時点での関係業界における売上げ、純利益、資金繰り、設備投資等の現況・見通し及び実績を調査した。結果、九州などで売上見通しが向上しており、資金需要が見込まれるため、保証拡大に向けて当該地域の金融機関を重点的に訪問し、保証制度について周知した。なお、本調査結果は、業界新聞に取り上げられたことにより、広く周知された。 - 各地域における関係業界の動向等を把握するとともに出席者間の情報共有を図るため、都道府県林業信用保証担当者及び相談員（注）会議を4ブロックに分けて29年6月から7月にかけて開催した。 (注) 地域の林業・木材産業に関する情報収集や基金制度の普及等を図るため、都道府県から推薦を受けた者（全国53名）に相談員委嘱を行う。 - 関係業界の動向を把握するとともにその意見を聴取するため、従来より木材関係中央団体との情報交換を行っているところである。30年2月に（株）日本政策金融公庫と、3月に（一社）全国木材組合連合会との情報交換会を実施したが、信用基金の業務に係る意見・要望はなかった。 (漁業信用保険業務) 29年8月から11月にかけて開催された基金協会主催のブロック（5ブロック）会議に出席し、意見交換を実施したが、信用基金の業務に係る意見・要望はなかった。 (漁業災害補償関係業務) - 漁業共済組合に対して、共済金支払資金に係る借入実績、借入条件、寄託、漁業災害補償関係業務に係る改善要望等についてのアンケート調査を29年9月に実施したが、信用基金の業務に係る意見・要望はなかった。 なお、調査結果を取りまとめ、11月に漁業共済組合に配付した。	
--	--	--	--	---	--

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価 ＜評価に至った理由＞ 運営委員会等の各種会議における意見交換及びアンケート調査により、利用者等から意見・苦情を把握し、より利用者の意見を取り入れた業務改善に向けた取組を行っており、中期目標を達成していると認められることから、評価をBとする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 引き続き、運営委員会等の各種会議における意見交換やアンケート調査により把握した利用者等からの意見を業務運営に適切に反映させるよう取り組むとともに、苦情が発生した際には適切に対応していく	B

必要がある。

<その他事項>

年度評価項目別評価調査（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報													
第2-2		情報の提供・開示（職員の勤務条件の公表）											

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	（参考）	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	指標	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
④ 特定独立行政法人に準じ、その職員の勤務時間その他の勤務条件を公表するよう努める。	(4) 特定独立行政法人に準じ、その職員の勤務時間その他の勤務条件を公表するよう努める。	(5) 職員の勤務時間その他の勤務条件を規定した就業規則を公表する。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 改正後速やかに公表しているか	<主要な業務実績> (4) 職員の勤務条件の公表 ○ 職員の勤務時間その他の勤務条件を規定した就業規則については、改正の都度、信用基金ウェブサイトで公表した（最新30年2月23日公表）。	<自己評価> 評価：B 改正の都度、公表したことから、Bとする。 <課題と対応> 引き続き、改正後公表する。

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価 <評価に至った理由> 職員の勤務条件については、改正の都度、公表しており、中期目標を達成していると認められることから、評価をBとする。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、職員の勤務条件について、改正の都度、公表していく必要がある。 <その他事項>	B

年度評価項目別評価調書（財務内容の改善に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第3－1	適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定（保険料率算定委員会における保険料率水準の点検及び必要に応じた見直し（農業信用保険業務））

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	（参考）	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
業務収支（百万円） （A－B）	－	－	1,917	3,035	2,491	518	3,431	11,392
収益合計（A）	－	－	7,049	6,961	6,240	5,959	5,722	31,931
政府事業交付金収入	－	－	732	564	324	324	54	1,998
事業収入	－	－	6,317	6,397	5,915	5,636	5,669	29,934
保険料収入	－	－	3,469	3,433	3,278	3,075	2,947	16,202
回収金収入	－	－	2,848	2,963	2,637	2,561	2,722	13,731
費用合計（B）	－	－	5,131	3,926	3,749	5,441	2,291	20,538
事業費	－	－	5,131	3,926	3,749	5,441	2,291	20,538
保険金	－	－	5,131	3,926	3,749	5,441	2,291	20,538

注）政府事業交付金収入は、損益ベース。それ以外は、現金ベースである。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
第4 財務内容の改善に関する事項 1 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定 ① 保険料率・保証料率については、適正な業務運営を行うことを前提として、農林漁業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。 その際、制度資金の政策効果の発揮や農林漁業者の負担増加にも配慮しつつ、引き続き、業務収支の状況や保険事故等の発生状況の実態を踏まえ、毎年度、料率算定委員会において保険料率・保証料率	第3 財務内容の改善に関する事項 1 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定 (1) 保険料率・保証料率については、引受審査能力の向上等による適正な業務運営を行うことを前提として、農林漁業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。 その際、制度資金の政策効果の発揮や農林漁業者の負担増加にも配慮しつつ、引き続き、業務収支の状況や保険事故等の発生状況の実態を踏まえ、毎年度、料率算定委員会におい	第3 財務内容の改善に関する事項 1 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定 (1) 保険料率・保証料率については、引受審査能力の向上等による適正な業務運営を行うことを前提として、農林漁業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。 このため、引き続き、業務収支の状況や保険事故等の発生状況の実態を踏まえ、料率算定委員会において保険料率・保証料率の	<主な定量的指標> 業務収支 <その他の指標> なし <評価の視点> 業務収支の状況や保険事故等の発生状況の実態を踏まえた料率の点検、検討は行われているか	<主要な業務実績> 第3 財務内容の改善に関する事項 1 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定 (1) 保険料率算定委員会における保険料率水準の点検及び必要に応じた見直し（農業信用保険業務） ○ 29年12月に開催した農業信用保険料率算定委員会において、以下のとおり検討を行った。 ・ 「直近の保険料率改定時（29年4月）の保険料率の基礎とした理論値（28年度理論値）」と「直近の保険事業実績を踏まえて算定した理論値（29年度理論値）」の比較分析を行い、現行の保険料率水準の点検を行った。この結果、資金区分毎にみると、「29年度理論値」が「28年度理論値」を上回る資金区分、下回る資金区分の両方があったが、直近の保険料率改定時の基本とした資金区分全体では、「29年度理論値」が「28年度理論値」を下回っていたところであり、29年4月の保険料率改定から間もないことから、現状において保険料率の見直しを行うのは適当ではないとした。 ・ 借入者の信用リスクに応じた保証・保険料率の本格的な実施（デフォルト率による段階別料率の導入）については、与信上のデータの蓄積を引き続き行うとともに、デフォルト率による信用リスク評価システムの運営方法及び信用リスク評価に係る料率のあり方について、基金協会を交えて検討していくこととした。	<自己評価> 評定：B 現行保険料率の基礎とした28年度理論値と29年度理論値とを比較検証するとともに、農業信用保険制度を巡る状況を踏まえ、料率の見直しを検討したことから、Bとする。 <課題と対応> 引き続き、業務収支の状況や保険事故等の発生状況の実態等を踏まえ、料率算定委員会において、保険料率水準の点検を実施し、

の水準を点検し、必要に応じて、保険料率・保証料率の見直しを行う。なお、林業信用保証業務については、業務収支の黒字を目指し、代位弁済率の低減を図るとともに、保証料収入について中期目標期間終了時までに平成24年度比で1.6%の増を目指す。	て保険料率・保証料率の水準を点検し、必要に応じて、保険料率・保証料率の見直しを行う。なお、林業信用保証業務については、業務収支の黒字を目指し、代位弁済率の低減を図るとともに、保証料収入について中期目標期間終了時までに平成24年度比で1.6%の増を目指す。	見直しを行う。		○ 30年1月に開催したリスク管理委員会において、上記の料率算定委員会の検討結果を報告したが、意見はなかった。	必要に応じて、保険料率の見直しを行う。
--	--	----------------	--	--	----------------------------

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	B
<評価に至った理由> 保険料率算定委員会において、現行保険料率の基礎とした28年度理論値と29年度理論値とを比較検証するとともに、農業信用保険制度を巡る状況を踏まえ、料率の見直しを検討しており、中期目標を達成していると認められることから、評価をBとする。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、業務収支の状況や保険事故の発生状況の実態等を踏まえ、農業信用保険料率算定委員会において保険料率の水準を点検し、必要に応じて、保険料率の見直しを行う必要がある。 <その他事項>	

年度評価項目別評価調書（財務内容の改善に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第3—1	適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定（保証料率算定委員会における保証料率水準の点検及び必要に応じた見直し（林業信用保証業務））

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
業務収支（百万円） （A－B）	—	—	▲105	173	▲169	19	11	▲71
収益合計（A）	—	—	1,320	753	1,008	707	684	4,472
政府事業交付金収入	—	—	446	134	532	208	122	1,442
事業収入	—	—	874	619	476	499	562	3,030
保証料収入	—	—	362	344	320	302	293	1,621
求償権回収収入	—	—	512	275	156	197	269	1,409
費用合計（B）	—	—	1,425	581	1,177	687	673	4,543
事業費	—	—	1,425	581	1,177	687	673	4,543
代位弁済費	—	—	1,425	581	1,177	687	673	4,543

注）政府事業交付金収入は、損益ベース。それ以外は、現金ベースである。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
第4 財務内容の改善に関する事項 1 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定 ① 保険料率・保証料率については、適正な業務運営を行うことを前提として、農林漁業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。 その際、制度資金の政策効果の発揮や農林漁業者の負担増加にも配慮しつつ、引き続き、業務収支の状況や保険事故等の発生状況の実態を踏まえ、毎年度、料率算定委員会において保険料率・保証料率	第3 財務内容の改善に関する事項 1 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定 (1) 保険料率・保証料率については、引受審査能力の向上等による適正な業務運営を行うことを前提として、農林漁業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。 その際、制度資金の政策効果の発揮や農林漁業者の負担増加にも配慮しつつ、引き続き、業務収支の状況や保険事故等の発生状況の実態を踏まえ、毎年度、料率算定委員会におい	第3 財務内容の改善に関する事項 1 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定 (1) 保険料率・保証料率については、引受審査能力の向上等による適正な業務運営を行うことを前提として、農林漁業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。 このため、引き続き、業務収支の状況や保険事故等の発生状況の実態を踏まえ、料率算定委員会において保険料率・保証料率の	<主な定量的指標> 業務収支 <その他の指標> なし <評価の視点> 業務収支の状況や保険事故等の発生状況の実態を踏まえた料率の点検、検討は行われているか	<主要な業務実績> (2) 保証料率算定委員会における保証料率水準の点検及び必要に応じた見直し（林業信用保証業務） ○ 29年12月に開催した林業信用保証料率算定委員会において、現行の保証料率水準の点検とその妥当性の検討を行った。 この結果、次のことから、保証料率は据え置くとともに、保証料率の体系を維持することとした。 ・ 木材供給量の増大が大きな政策目標とされる一方、木材・木製品製造業に対する金融機関の貸出残高は減少傾向にあることから、林業者等の投資を促すためには林業者等の負担軽減が有効と考えられるが、現時点で保証料率の引き下げは「業務収支の黒字を目指す」という方針に合致しないこと ・ 林業者等の経営環境は依然として厳しく、保証料率の負担増加は避けるべき状況にあること ・ 保証料収入と求償権回収収入によって代位弁済額を賄うとして保証料率を算定するとした場合の理論値は近年大きく変化していないこと ・ 制度資金等の政策的に重要な資金の保証料率や財務状況に応じた格付け毎の保証料率の水準についても、見直しが必要なほど状況は変化していないこと ○ 30年1月に開催したリスク管理委員会において、上記の料率算定委員会の検討結果を報告したが、意見はなかった。	<自己評価> 評定：B 制度資金の政策効果の発揮や林業者等の負担増加にも配慮しつつ、業務収支の状況や代位弁済等の発生状況の実態等を踏まえ、料率の見直しを検討したことから、Bとする。 <課題と対応> 引き続き、業務収支の状況や代位弁済の発生状況の実態等を踏まえ、料率算定委員会において、保証料率水準の点検を実施し、

の水準を点検し、必要に応じて、保険料率・保証料率の見直しを行う。なお、林業信用保証業務については、業務収支の黒字を目指し、代位弁済率の低減を図るとともに、保証料収入について中期目標期間終了時までに平成24年度比で1.6%の増を目指す。	て保険料率・保証料率の水準を点検し、必要に応じて、保険料率・保証料率の見直しを行う。なお、林業信用保証業務については、業務収支の黒字を目指し、代位弁済率の低減を図るとともに、保証料収入について中期目標期間終了時までに平成24年度比で1.6%の増を目指す。	見直しを行う。			必要に応じて、保証料率の見直しを行う。
--	--	----------------	--	--	----------------------------

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	B
<評価に至った理由> 保証料率算定委員会において、業務収支の状況や代位弁済等の発生状況を踏まえた保証料率の点検、見直しの検討が行われており、中期目標を達成していると認められることから、評価をBとする。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 保証料率を林業者等の特性を踏まえたリスクを勘案した適切な水準とするため、引き続き、林業信用保証料率算定委員会において保証料率の水準を点検し、必要に応じた見直しを行う必要がある。 <その他事項>	

年度評価項目別評価調書（財務内容の改善に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第3—1	適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定（保険料率算定委員会における保険料率水準の点検及び必要に応じた見直し（漁業信用保険業務））

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
業務収支（百万円） （A－B）	－	－	945	617	553	▲676	1,015	2,454
収益合計（A）	－	－	2,584	2,670	2,670	2,293	2,522	12,739
政府事業交付金収入	－	－	606	709	1,078	748	960	4,101
事業収入	－	－	1,978	1,961	1,593	1,545	1,563	8,640
保険料収入	－	－	1,042	985	939	867	793	4,626
回収金収入	－	－	936	975	653	679	770	4,013
費用合計（B）	－	－	1,639	2,053	2,118	2,969	1,507	10,286
事業費	－	－	1,639	2,053	2,118	2,969	1,507	10,286
うち保険金	－	－	1,639	1,810	1,926	2,854	1,363	9,592

注）政府事業交付金収入は、損益ベース。それ以外は、現金ベースである。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
第4 財務内容の改善に関する事項 1 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定 ① 保険料率・保証料率については、適正な業務運営を行うことを前提として、農林漁業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。 その際、制度資金の政策効果の発揮や農林漁業者の負担増加にも配慮しつつ、引き続き、業務収支の状況や保険事故等の発生状況の実態を踏まえ、毎年度、料率算定委員会において保険料率・保証料率	第3 財務内容の改善に関する事項 1 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定 (1) 保険料率・保証料率については、引受審査能力の向上等による適正な業務運営を行うことを前提として、農林漁業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。 その際、制度資金の政策効果の発揮や農林漁業者の負担増加にも配慮しつつ、引き続き、業務収支の状況や保険事故等の発生状況の実態を踏まえ、毎年度、料率算定委員会において	第3 財務内容の改善に関する事項 1 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定 (1) 保険料率・保証料率については、引受審査能力の向上等による適正な業務運営を行うことを前提として、農林漁業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。 このため、引き続き、業務収支の状況や保険事故等の発生状況の実態を踏まえ、料率算定委員会において保険料率・保証料率の	<主な定量的指標> 業務収支 <その他の指標> なし <評価の視点> 業務収支の状況や保険事故等の発生状況の実態を踏まえた料率の点検、検討は行われているか	<主要な業務実績> (3) 保険料率算定委員会における保険料率水準の点検及び必要に応じた見直し（漁業信用保険業務） ○ 29年12月に開催した漁業信用保険料率算定委員会において、以下のとおり検討を行った。 「直近の保険料率改定時（20年4月）の保険料率の基礎とした理論値（19年度理論値）」と「直近の保険事業実績を踏まえて算定した理論値（29年度理論値）」の比較分析を行い、現行の保険料率水準の点検を行った。 この結果、直近の保険料率改定時と乖離が見られる資金もあるが、政策的背景による保険料率維持や特別対策効果による保険金支払の漸減、漁業経営を巡る厳しい情勢（魚粉等の資材コストの高騰、高船齢化など）を踏まえると、現段階において、保険料率を見直しを行うのは適当ではないと考えられ、引き続き現行料率を維持することとした。 ○ 30年1月に開催したリスク管理委員会において、上記の料率算定委員会の検討結果を報告したが、意見はなかった。	<自己評価> 評定：B 現行保険料率の基礎とした19年度理論値と29年度理論値とを比較検証するとともに、政策的背景や近年の情勢を踏まえた経済対策の効果を鑑み、料率の見直しを検討したことから、Bとする。 <課題と対応> 引き続き、業務収支の状況や保険事故等の発生状況の実態等を踏まえ、料率算定委員会において、保険料率水

の水準を点検し、必要に応じて、保険料率・保証料率の見直しを行う。なお、林業信用保証業務については、業務収支の黒字を目指し、代位弁済率の低減を図るとともに、保証料収入について中期目標期間終了時までに平成24年度比で1.6%の増を目指す。	て保険料率・保証料率の水準を点検し、必要に応じて、保険料率・保証料率の見直しを行う。なお、林業信用保証業務については、業務収支の黒字を目指し、代位弁済率の低減を図るとともに、保証料収入について中期目標期間終了時までに平成24年度比で1.6%の増を目指す。	見直しを行う。			準の点検を実施し、必要に応じて、保険料率の見直しを行う。
--	--	----------------	--	--	-------------------------------------

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	B
<評価に至った理由> 保険料率算定委員会において、現行保険料率の基礎とした19年度理論値と29年度理論値について比較検証を行っている。 また、漁業経営を巡る厳しい情勢等を踏まえて保険料率水準の点検等を行っており、中期目標を達成していると認められることから、評価をBとする。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、漁業の特性を踏まえつつ、漁業金融を取り巻く情勢や業務収支の状況の変化等を勘案した適切な水準となるよう、漁業信用保険料率算定委員会において、現行の保険料水準の点検及び現行の保険料率の見直しについて検討を行い、必要に応じて見直しを行う必要がある。 <その他事項>	

年度評価項目別評価調査（財務内容の改善に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第3—1	適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定（業務収支の黒字化に向けた保証料収入の増（平成24年度対比1.6%増）等（林業信用保証業務））

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
保証料収入計画(百万円) (A)	24年度対比1.6%増	(443) (24年度見込額)	387	437	441	445	450	2,160
保証料収入実績(百万円) (B)	—	411	362	344	320	302	293	1,621
達成率 (B/A)	—	—	93.5%	78.7%	72.7%	67.8%	65.1%	75.1%

評価対象となる指標	達成目標	(参考) 24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
業務収支（百万円） (A－B)	—	▲546	▲105	173	▲169	19	11	▲71
収益合計（A）	—	1,798	1,320	753	1,008	707	684	4,472
政府事業交付金収入	—	1,048	446	134	532	208	122	1,442
事業収入	—	750	874	619	476	499	562	3,030
保証料収入	—	411	362	344	320	302	293	1,621
求償権回収収入	—	339	512	275	156	197	269	1,409
費用合計（B）	—	2,344	1,425	581	1,177	687	673	4,543
事業費	—	2,344	1,425	581	1,177	687	673	4,543
代位弁済費	—	2,344	1,425	581	1,177	687	673	4,543

注）政府事業交付金収入は、損益ベース。それ以外は、現金ベースである。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
第4 財務内容の改善に関する事項 1 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定 ① 保険料率・保証料率については、適正な業務運営を行うことを前提として、農林漁業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。 その際、制度資金の	第3 財務内容の改善に関する事項 1 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定 (1) 保険料率・保証料率については、引受審査能力の向上等による適正な業務運営を行うことを前提として、農林漁業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。	第3 財務内容の改善に関する事項 1 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定 (1) 保険料率・保証料率については、引受審査能力の向上等による適正な業務運営を行うことを前提として、農林漁業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。	<主な定量的指標> 保証料収入、業務収支 <その他の指標> なし <評価の視点> 業務収支の黒字化のため、保証料収入の目標を達成しているか	<主要な業務実績> (4) 業務収支の黒字化に向けた保証料収入の増（平成24年度対比1.6%増）等（林業信用保証業務） ○ 保証料収入実績及び目標未達成の要因等 29年度の保証料収入目標額4億50百万円に対し、当該実績は2億93百万円であり、達成率は65.1%（28年度実績67.8%）となった。 目標未達成の要因は、日本銀行の金融緩和の流れの中で金融機関による低利率プロパー融資が増加したこと、その利率と比較した保証料率の割高感から一般資金より低保証料率に設定している木材安定供給保証等の引受が増加したこと、格付けの低位者に対する保証の減少により適用保証料率（平均）が低下したこと、また、長期資金の約定償還の進行等による保証残高の減少傾向が続いていることによるものである（27年度末保証残高401億42百万円、28年度末同367億87百万円、29年度末同351億15百万円）。	<自己評価> 評定：C 代位弁済が抑制されたことから業務収支は黒字となったこと、保証の引受の増減は景気動向に左右される面が強く、林業・木材産業における借入残高全体が減少する中で、本業務の活用が当初の想

政策効果の発揮や農林漁業者の負担増加にも配慮しつつ、引き続き、業務収支の状況や保険事故等の発生状況の実態を踏まえ、毎年度、料率算定委員会において保険料率・保証料率の水準を点検し、必要に応じて、保険料率・保証料率の見直しを行う。なお、林業信用保証業務については、業務収支の黒字を目指し、代位弁済率の低減を図るとともに、保証料収入について中期目標期間終了時までに平成24年度比で1.6%の増を目指す。	その際、制度資金の政策効果の発揮や農林漁業者の負担増加にも配慮しつつ、引き続き、業務収支の状況や保険事故等の発生状況の実態を踏まえ、毎年度、料率算定委員会において保険料率・保証料率の水準を点検し、必要に応じて、保険料率・保証料率の見直しを行う。なお、林業信用保証業務については、業務収支の黒字を目指し、代位弁済率の低減を図るとともに、保証料収入について中期目標期間終了時までに平成24年度比で1.6%の増を目指す。	このため、引き続き、業務収支の状況や保険事故等の発生状況の実態を踏まえ、料率算定委員会において保険料率・保証料率の水準を点検し、必要に応じて、保険料率・保証料率の見直しを行う。	○ 林業信用保証の利用拡大への取組等 林業信用保証の利用拡大を図るため、28年7月に設置した「林業信用保証利用拡大プロジェクトチーム」により、林業者等及び金融機関を対象とした「林業保証普及キャラバン」を実施するとともに、普及対象者の特質に応じた促進ペーパーの作成・配付を行った。この「林業保証普及キャラバン」では、29年度に各地で開催（30カ所）された会議や研修会に参加して林業信用保証制度についての説明を行うとともに、事業活動が活発な地域を重点的に、金融機関135店舗に対して保証制度の周知のための現地説明を行った（28年度113店舗）。また、信農連や農協を訪問して制度説明を行うことにより、取扱金融機関の拡大に取り組んでいる。 また、政策効果発揮に資する保証利用の拡大の観点から、29年度の林野庁の重点事業である「林業成長産業化地域創出モデル事業」を促進するための保証商品として29年4月に受付を開始した林業成長産業化モデル地域支援保証（注1）の保証利用を促進するため、事業を実施する道県と情報交換会を開催するとともに、実施道県の協議会（注2）に参加して、商品の説明を行うなど積極的な働きかけを行った（29年度末引受実績2件31百万円）。 さらに、格付けの低位な者に対する保証は代位弁済になる可能性が高くなるため、厳格な審査を行い、部分保証での取組等を検討し、代位弁済率の低減を図った。 なお、厳格な引受審査、モラルハザード対策の実施等については、第3の2の(5)「林業信用保証業務における審査の厳格化、債務保証先のフォローアップ」及び第3の3の(3)「林業信用保証業務について部分保証の拡充などの収支均衡に向けた取組」を参照。 （注1）林業成長産業化モデル地域支援保証とは、林野庁が指定した「林業成長産業化地域」におけるビジョンの実現に必要な設備資金及び運転資金を対象に、既存借入（与信額）とは別枠で1億円を貸付限度額とする保証商品である。 （注2）事業計画及び事業進捗の確認やとりまとめを行うためにモデル地域において任意で設置されているもの。	定よりも低位となり、それに伴い保証料収入も低位であったものの、保証利用拡大の取組を進めたこと、更なる保証利用拡大に向けた改善の取組を進めていることを考慮して、Cとする。 <課題と対応> 第3期中期目標に掲げられた保証料収入の増が未達成となったことから、第4期中期目標期間の業務収支の黒字を目指し、林業信用保証制度の普及推進・利用促進の取組を実施することにより、保証料収入の確保を行う。
--	---	--	--	---

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価 <評定に至った理由> 長期資金の約定償還を主因とした既保証残高の減少や、適用保証料率（平均）の低下などから、29年度の保証料収入目標の達成率は65.1%となっており、所期の目標を下回ってはいるものの、保証料収入の増加に向け、事業者等や金融機関への制度の普及や利用拡大の取組を進めたことを踏まえ、評定をCとする。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、業務収支の黒字化に向けて、これまで以上に制度周知、利用促進のための取組を積極的に行うなど、保証料収入の確保に努める必要がある。	C

<その他事項>

年度評価項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報									
第3—1		適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定（適切な貸付金利の設定（農業・漁業信用保険業務））							
2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標		達成目標	(参考)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
(農業信用保険業務)									
長期資金	貸付金利	—	—	0.0155%	0.0155%	0.0155%	0.0075%	0.0060%	0.0060～0.0155%
	貸付件数	—	—	73件	116件	73件	161件	81件	504件
短期資金	貸付金利	—	—	0.0125%	0.0125%	0.0115～0.0125%	0.0070～0.0110%	0.0055～0.0070%	0.0055～0.0125%
	貸付件数	—	—	54件	47件	42件	44件	38件	225件
(漁業信用保険業務)									
長期資金	貸付金利	—	—	0.013～0.0155%	0.013～0.0155%	0.0125～0.0155%	0.0080～0.0085%	0.0060～0.0075%	0.0060～0.0155%
	貸付件数	—	—	318件	160件	81件	123件	44件	726件
短期資金	貸付金利	—	—	0.0125%	0.0125%	0.0115～0.0125%	0.0070～0.0075%	0.0055%	0.0055～0.0125%
	貸付件数	—	—	7件	7件	14件	11件	5件	44件
3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価					
				業務実績			自己評価		
② 基金協会及び共済団体等に対する貸付金利については、貸付目的、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。	(2) 基金協会及び共済団体等に対する貸付金利については、貸付目的、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。	(2) 基金協会及び共済団体等に対する貸付金利については、貸付目的、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。	<主な定量的指標> 貸付金利 <その他の指標> なし <評価の視点> 貸付金利は、貸付目的、市中金利等を考慮した適切な水準であるか	<主要な業務実績> (5) 適切な貸付金利の設定（農業・漁業信用保険業務） （農業信用保険業務・漁業信用保険業務） ○ 基金協会に対して行う、保証能力の維持増大及び保証債務の円滑な履行に資するための貸付金については、基金協会が預金等で管理し、その利息収入を基金に繰り入れることにより、基金協会の保証能力の維持増大が図られることを目的として行っている。当該貸付金の貸付金利は、日本銀行が公表している「預金種類別店頭表示金利の平均年利率等について」（日本銀行が同行取引先の国内銀行、信用金庫及び商工組合中央金庫を対象として調査を実施）における預入期間毎の利率に2分の1を乗じて得た利率を貸付金利として設定しており、市中金利を考慮した適切な水準に設定している。 (農業信用保険業務) ・ 長期資金：貸付金利0.0060%、貸付件数81件 (28年度：貸付金利0.0075%、貸付件数161件) ・ 短期資金：貸付金利0.0055%～0.0070%、貸付件数38件 (28年度：貸付金利0.0070%～0.0110%、貸付件数44件) (漁業信用保険業務) ・ 長期資金：貸付金利0.0060%～0.0075%、貸付件数44件 (28年度：貸付金利0.0080%～0.0085%、貸付件数123件) ・ 短期資金：貸付金利0.0055%、貸付件数5件			<自己評価> 評定：B 貸付目的や市中金利等を踏まえ、適切な貸付金利を設定していることから、Bとする。 <課題と対応> 貸付目的や市中金利等を踏まえ、適切な貸付金利を設定する。		

				(28年度：貸付金利0.0070%～0.0075%、貸付件数11件)	
--	--	--	--	------------------------------------	--

4. 主務大臣による評価

主務大臣による評価

評価

B

<評価に至った理由>
貸付目的や市中金利等を踏まえ、適切な貸付金利を設定しており、中期目標を達成していると認められることから、評価をBとする。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>
引き続き、市中金利を踏まえ、適切な貸付金利を設定する必要がある。

<その他事項>

年度評価項目別評価調査（財務内容の改善に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第3—1	適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定（適切な貸付金利の設定（農業・漁業災害補償関係業務））

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	（参考）	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報	
（農業災害補償関係業務・漁業災害補償関係業務共通）								25～28年度	29年度
3月以内	—	—	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	TIBORレート+0.15%	4件	1 件
3月超6月以内	—	—	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%		1件	
6月超1年以内	—	—	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%		5件	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
② 基金協会及び共済団体等に対する貸付金利については、貸付目的、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。	(2) 基金協会及び共済団体等に対する貸付金利については、貸付目的、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。	(2) 基金協会及び共済団体等に対する貸付金利については、貸付目的、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。	<主な定量的指標> 貸付金利 <その他の指標> なし <評価の視点> 貸付金利は、貸付目的、市中金利等を考慮した適切な水準であるか	<主要な業務実績> (6) 適切な貸付金利の設定（農業・漁業災害補償関係業務） ○ 被災農漁業者に対する共済金支払のセーフティネットとして行う資金の貸付金利については、共済団体等に過大な負担にならないよう市中金利と同程度の水準に設定するため、借入申込み期間に相当する全銀協日本円TIBORレートに一定の率（0.15%）を上乗せして貸付金利を設定している（この設定方法は29年4月から適用）。 なお、貸付期間に応じた金利実態を反映させるため、28年度までの「3月以内」の期間区分を3つに細分化（「1月以内」、「1月超2月以内」、「2月超3月以内」）し、29年4月から適用した。 （農業災害補償関係業務） ・ 貸付期間が6月超の貸付け：貸付金利0.278%、貸付件数1件 （28年度：0.8%を適用した貸付件数1件） （漁業災害補償関係業務） ・ 29年度の貸付実績なし（28年度貸付実績なし）	<自己評価> 評価：B 貸付目的や市中金利等を踏まえ、適切な貸付金利を設定していることから、Bとする。 <課題と対応> 貸付目的や市中金利等を踏まえ、適切な貸付金利を設定する。

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	B
<評価に至った理由> 貸付目的や市中金利等を踏まえ、適切な貸付金利を設定しており、中期目標を達成していると認められることから、評価をBとする。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、市中金利を踏まえ、適切な貸付金利を設定する必要がある。	

<その他事項>

年度評価項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第3－2	引受審査の厳格化等（基金協会との事前協議の実施及び事前協議対象の拡大への取組（農業信用保険業務））

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
保証要綱等改正協議	－	－	167件	248件	225件	168件	199件	1,007件
うち東日本大震災資金に係るもの	－	－	4件	2件	1件	3件	0件	10件
大口保険引受事前協議	－	－	320件	332件	438件	476件	537件	2,103件
大口保険金請求事前協議	－	－	23件	14件	14件	16件	9件	76件

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
2 引受審査の厳格化等 ① 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務において、基金協会の保証要綱等の制定・改正に伴う協議を実施する。また、大口保険引受案件及び大口保険金請求案件の事前協議を引き続き実施するとともに、審査を厳格化する観点から、事故率の高い資金等を中心に、事前協議対象を拡大する。	2 引受審査の厳格化等 (1) 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務において、基金協会の保証要綱等の制定・改正に伴う協議を実施する。また、大口保険引受案件及び大口保険金請求案件の事前協議を引き続き実施するとともに、審査を厳格化する観点から、速やかに基金協会と協議の上、事故率の高い資金等を中心に、事前協議対象を拡大する。	2 引受審査の厳格化等 (1) 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務において、基金協会の保証要綱等の制定・改正に伴う協議を実施する。また、大口保険引受案件及び大口保険金請求案件の事前協議を確実に実施するとともに、これまでの取組の効果を検証する。 なお、検証結果を踏まえ対象資金等の拡大を行う必要がある場合には、基金協会と検討・協議を行い実施する。	＜主な定量的指標＞ 協議実績件数 ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ 基金協会との協議を確実に実施するとともに、事前協議の対象資金等の拡大に係る検討を行ったか	＜主要な業務実績＞ 2 引受審査の厳格化等 (1) 基金協会との事前協議の実施及び事前協議対象の拡大への取組（農業信用保険業務） ○ 基金協会が定めている債務保証要綱等の制定・改定199件について、基金協会からの提出資料又は対面により協議を実施した（28年度168件）。このうち、基金協会との対面での協議は2件であった（28年度13件）。 ○ 大口保険引受案件の事前協議 ・ 大口保険引受案件537件（条件変更を含む）について、基金協会からの提出資料又は対面により全て事前協議を実施した（28年度476件）。このうち、基金協会との対面での協議は13件であった（28年度16件）。 ・ 事前協議については、被保証者の財務内容、資金の償還可能性等を総合的に勘案した協議を実施しており、大口保険引受案件事前協議537件（条件変更を含む）のうち、取り下げは11件であった（28年度10件）。 ○ 大口保険引受案件の事前協議対象範囲の拡大等 ・ 29年12月に開催した「農業信用保証保険業務あり方検討会」において、事前協議を含めたモラルハザード防止対策の検討を行った。 検討の結果、基金協会との情報の共有に努め、大口保険引受に関して事前協議を徹底することで、保険事故発生抑制に取り組むこと、また、政策性が高い既存債務の返済に充てるための資金については農業者が必要とする資金の融通が滞ることのないよう配慮しつつ、事前協議を行っていくことが必要であることを確認した。 事前協議の対象範囲については、26年度に事故率の高い長期の農業経営改善資金、27年度に事故率が高くなると見込まれる営農維持資金及び農業再生資金について事前協議対象を拡大したところであり、近年の保険収支は毎年	＜自己評価＞ 評定：B 要綱協議や大口保険引受案件及び大口保険金請求案件に係る事前協議を着実に実施したことから、Bとする。 ＜課題と対応＞ 引き続き、要綱協議や大口保険引受案件及び大口保険金請求案件に係る事前協議を着実に実施する。

				度黒字となっていることから、29年度においても対象資金の拡大を行う状況ではないとの結論になった。 30年1月に開催したリスク管理委員会において、上記のあり方検討会の検討結果を報告したが、意見はなかった。 ○ 部分保証の実施 大口保険引受案件事前協議489件（条件変更を除く）のうち部分保証の対象となる畜特資金35件、農業経営負担軽減支援資金1件について部分保証が実施されていることを確認した（営農維持資金及び農業再生資金の実績はなし）（28年度は畜特資金12件、農業経営負担軽減支援資金1件、営農維持資金及び農業再生資金0件）。 ○ 大口保険金請求案件の事前協議 大口保険金請求案件9件について、基金協会からの提出資料により全て事前協議を実施した（28年度16件）。 具体的には、記載事項の検証や保険金請求をしようとする額の妥当性等の審査を行った。なお、免責に該当するものはなかった。	
--	--	--	--	--	--

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	B
<評価に至った理由> 基金協会との要綱協議や事前協議を着実に実施したことのほか、基金協会との検討を経て、26年度及び27年度において大口保険引受案件の事前協議対象範囲を拡大し、審査の厳格化を図り、事故発生抑制に努めており、中期目標を達成していると認められることから、評価をBとする。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、基金協会との要綱協議、大口保険引受案件及び大口保険金請求案件に係る事前協議を着実に実施していくとともに、事前協議の対象範囲の拡大の必要性を検証する必要がある。 <その他事項>	

年度評価項目別評価調査（財務内容の改善に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第3－2	引受審査の厳格化等（基金協会との事前協議の実施及び事前協議対象の拡大への取組（漁業信用保険業務））

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
大口保険引受事前協議	—	58件	81件	88件	76件	68件	52件	365件
うち事前協議により保証条件を変更した件数	—	—	2件	5件	—	—	—	7件
大口保険金請求事前協議	—	33件	48件	45件	51件	38件	26件	208件

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
2 引受審査の厳格化等 ① 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務において、基金協会の保証要綱等の制定・改正に伴う協議を実施する。また、大口保険引受案件及び大口保険金請求案件の事前協議を引き続き実施するとともに、審査を厳格化する観点から、事故率の高い資金等を中心に、事前協議対象を拡大する。	2 引受審査の厳格化等 (1) 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務において、基金協会の保証要綱等の制定・改正に伴う協議を実施する。また、大口保険引受案件及び大口保険金請求案件の事前協議を引き続き実施するとともに、審査を厳格化する観点から、速やかに基金協会と協議の上、事故率の高い資金等を中心に、事前協議対象を拡大する。	2 引受審査の厳格化等 (1) 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務において、基金協会の保証要綱等の制定・改正に伴う協議を実施する。また、大口保険引受案件及び大口保険金請求案件の事前協議を確実に実施するとともに、これまでの取組の効果を検証する。 なお、検証結果を踏まえ対象資金等の拡大を行う必要がある場合には、基金協会と検討・協議を行い実施する。	＜主な定量的指標＞ 協議実績件数 ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ 基金協会との協議を確実に実施するとともに、事前協議の対象資金等の拡大に係る検討を行ったか	＜主要な業務実績＞ (2) 基金協会との事前協議の実施及び事前協議対象の拡大への取組（漁業信用保険業務） ○ 大口保険引受案件の事前協議 ・ 大口保険引受案件52件について、基金協会からの提出資料又は対面により全て事前協議を実施した（28年度68件）。このうち、基金協会との対面での協議は2件であった（28年度5件）。 ・ 事前協議については、被保証者の財務内容、償還可能性等を総合的に勘案した協議を実施し、当該基金協会との間で被保証者の現況や当該地域・漁業の事情等に係る情報の共有、情報の蓄積に努めることにより審査の一層の効率化・厳格化を図っており、大口保険引受案件事前協議52件のうち、保証条件が変更された案件はなかった（28年度の実績なし）。 ・ 事前協議について、保証保険取扱要領においては、基金協会は信用基金に「保証決定予定日の一月前までに」協議書を提出する旨を規定しているが、東日本大震災により被災した中小漁業者等を対象とする漁業者等緊急保証対策事業に係る案件については、早急に対応できるよう1か月を切る案件においても協議の受付をする旨を基金協会に通知している。 ○ 大口保険引受案件の事前協議対象範囲の拡大等 ・ 借替緊急融資資金について、27年1月より保証の額が30百万円を超えるものに事前協議の対象範囲を拡大したところであるが、本基準に該当し実施した事前協議は、1件であった（28年度5件）。 ・ 29年12月に開催した「漁業信用保険業務あり方検討会」において、事前協議を含めたモラルハザード防止対策の検討を行った。 検討の結果、大口保証の事前協議について、直近10ヶ年（平成19～28年度）の案件数（事後報告除く）に対する保険事故案件数から算出した件数ベースの事故率は0.67%となり、これは緊急支援事業に係る代位弁済を除く直近10ヶ年の保険引受件数に対する代位弁済件数から算出した事故率1.76%を下回	＜自己評価＞ 評定：B 大口保険引受案件及び大口保険金請求案件に係る事前協議を着実に実施したことから、Bとする。 ＜課題と対応＞ 引き続き、大口保険引受案件及び大口保険金請求案件に係る事前協議を着実に実施する。

				っていることから、大口保証の事前協議は事故の低減に一定の効果をもたらしていると推察され、今後は27年1月の事前協議の対象範囲の拡大による効果について、事故率の動向を注視する必要があることを確認した。 ・ 30年1月に開催したリスク管理委員会において、上記のあり方検討会の検討結果を報告したが、意見はなかった。 ○ 大口保険金請求案件の事前協議 大口保険金請求案件26件について、基金協会からの提出資料により全て事前協議を実施した（28年度38件）。 具体的には、記載事項の検証、代位弁済の妥当性及び回収見込み等の審査を行った。なお、免責に該当するものはなかった。	
--	--	--	--	---	--

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	B
<評価に至った理由> 大口保証引受案件及び大口保険金請求案件の事前協議について、基金協会からの提出資料又は対面により、基金協会との情報の共有・蓄積に努め、審査の一層の効率化・厳格化を図っている。 また、大口保険引受案件の事前協議の範囲拡大への取組については、事前協議を含めたモラルハザード防止対策の検証を行っており、中期目標を達成していると認められることから、評価をBとする。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、大口保険引受案件及び大口保険金請求案件に係る事前協議を着実に実施していくとともに、事前協議の対象範囲の拡大の必要性を検証する必要がある。 <その他事項>	

年度評価項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
第3－2		引受審査の厳格化等（保証審査や求償権管理回収に係る研修会の開催）						
2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	（参考）	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
（農業信用保険業務）								
保証審査研修満足度	－	－	90%	87%	89%	93%	95%	91%（平均）
求償権回収研修満足度	－	－	99%	96%	97%	97%	99%	98%（平均）
（林業信用保証業務）								
研修満足度	－	－	－	－	－	95～100%	100%	99%（平均）
（漁業信用保険業務）								
研修満足度	－	－	98%	80%	82%	96%	98%	91%（平均）
3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価				
				業務実績	自己評価			
	(2) 信用基金職員及び基金協会職員向けの保証審査・求償権管理回収に係る研修会を開催する。	(2) 信用基金職員及び基金協会職員向けの保証審査・求償権管理回収に係る研修会を開催する。	<主な定量的指標> 研修満足度 <その他の指標> なし <評価の視点> 受講者等のニーズを踏まえた研修となっているか	<主要な業務実績> (3) 保証審査や求償権管理回収に係る研修会の開催（農業信用保険業務） ○ 外部講師等による保証審査実務担当者研修会を信用基金職員及び基金協会職員に向けて29年8月から9月にかけて開催した（参加者：基金協会職員53名（参加率89%（42協会／47協会））、信用基金職員20名）。研修内容は、①農業融資における保証審査のポイント（返済能力の見極め）について、②農林漁業成長産業化ファンドについて、③暴追都民センターの業務内容及び属性照会について、④基金協会における反社会的勢力への対応について、⑤保証審査に係る留意事項、⑥28年4月以降の農業保証保険約款・農業保証保険取扱要領等の変更についてであり、参加者の満足度は95%であった。 ○ 外部講師（弁護士）による求償権管理回収等事務研修会を信用基金職員及び基金協会職員に向けて29年9月に開催した（参加者：基金協会職員56名（参加率94%（44協会／47協会））、信用基金職員15名）。研修内容は、①無担保無保証案件における債権（預貯金債権・給与債権・賃料債権）執行の実務について、②民法改正による基金協会実務への影響等、③求償権管理回収の事例研究であり、求償権回収の事例研究として、研修会参加者を5～6人の班に分けて、講師からの設問に対する解決策を班毎に作成するグループ討議を取り入れていることもあり、参加者の満足度は99%であった。 （林業信用保証業務） ○ 林業管理室長による最新の製材・木材加工機械についての研修を信用基金職員に向けて29年6月に開催した（参加者：信用基金職員8名）。内容は、最新の製材・木材加工機械の性能や新商品を紹介することにより、木材・木製品製造	<自己評価> 評定：B 信用基金職員及び基金協会職員向けの保証審査・求償権管理回収に係る研修会を開催し、参加者の満足度や研修に対するニーズは高く、資質向上にも寄与しているものと考えられることから、Bとする。 <課題と対応> 受講者等のニーズやその時々の方勢を踏まえた研修内容を検討し、参加者の満足度や能力向上に繋がる研修を開催する。			

				業者等の設備に関する商品需要の動向を把握できるものであり、参加者の満足度は100%であった。 ○ 林野庁による平成28年度森林・林業白書説明会を信用基金職員に向けて29年6月に開催した（参加者：信用基金職員18名）。内容は最近の業界や施策の動向を網羅的に把握できるものであり、参加者の満足度は100%であった。 ○ 関東森林管理局茨城森林管理署及び林木育種センターによる現地研修を信用基金職員に向けて29年10月に開催した（参加者：信用基金職員6名）。内容は素材生産現場の作業工程や林木の改良品種に関する知見を深めるものであり、参加者の満足度は100%であった。 ○ 国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所による最近の林業機械の動向等についての研修を信用基金職員に向けて30年2月に開催した（参加者：信用基金職員23名）。内容は、最近の林業機械の開発動向等を把握できるものであり、参加者の満足度は100%であった。 （漁業信用保険業務） ○ 外部講師等による平成29年度全国研修会を信用基金職員及び基金協会職員にむけて30年2月に（一社）漁業信用基金中央会との共催で開催した（参加者：基金協会職員51名（参加率86%（37協会／43協会）（支所含む））、信用基金職員15名）。研修内容は、民法改正に伴う基金協会実務への影響等について等であり、満足度は98%であった。 （業務共通） ○ 上記研修については、信用基金職員及び基金協会職員のニーズも高く、職員の資質向上に寄与しているものと考えられる。	
--	--	--	--	---	--

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価 ＜評価に至った理由＞ 信用基金職員及び基金協会職員向けの保証審査・求償権管理回収に係る研修会については、参加者の満足度や研修に対するニーズも高く、資質向上にも寄与しているものと考えられ、中期目標を達成していると認められることから、評価をBとする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 引き続き、受講者等のニーズやその時々の方勢を踏まえた研修内容を検討し、参加者の満足度や能力向上に繋がる研修を開催する必要がある。 ＜その他事項＞	B

年度評価項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
第3－2		引受審査の厳格化等（信用基金の相談機能の強化）						
2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
(農業信用保険業務)								
保険引受に関する相談件数	－	57件	47件	57件	61件	43件	40件	248件
保険金支払・回収に関する相談件数	－	－	18件	11件	19件	15件	12件	75件 (注) 24年度は集計していない。
大口保険引受案件等現地協議	－	11協会	13協会	12協会	11協会	14協会	12協会	62協会 (注) 28年度及び29年度は銀行等融資の保証引受等に係る現地協議
保険金支払・回収現地協議	－	8協会	9協会	9協会	9協会	7協会	7協会	41協会
(林業信用保証業務)								
現地訪問等での相談件数	－	－	－	4件	38件	48件	135件	225件 (注) 25年度は集計していない。このため、上記225件は、26～29年度までの累計件数である。
(漁業信用保険業務)								
保険金支払・回収現地協議	－	12協会	13協会	13協会	13協会	13協会	13協会	65協会 (注) 29年度は、29年4月に設立された全国漁業信用基金協会（42の基金協会のうち19基金協会が合併）の支所（合併前の基金協会）を含む。
3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価				
				業務実績	自己評価			
	(3) 研修等による信用基金職員の資質の向上、現地協議の推進等により、信用基金の相談機能を強化する。	(3) 研修等による信用基金職員の資質の向上、現地協議の推進等により、信用基金の相談機能を強化する。	<主な定量的指標> 相談・協議件数 <その他の指標> なし <評価の視点> 現地協議等の実施により、相談機能の強化が図られているか	<主要な業務実績> (4) 信用基金の相談機能の強化（農業信用保険業務） ○ 基金協会からの保険引受に関する電話の相談40件の対応を行った（28年度43件）。 ○ 大口保険引受案件について、基金協会との個別協議（大口保険引受に係る事前協議537件（うち対面での協議13件））を実施した。 ○ 基金協会との対面を通じて事故防止等に関する情報の共有化を図るため、大口保険引受案件等に係る経営状況や期中管理状況に係る現地協議を29年9月か	<自己評価> 評定：B 基金協会との事前協議及び現地協議等を実施するとともに、適宜相談窓口を開設し、信用基金の相談機能の強化を図ったことから、Bとする。 <課題と対応>			

			ら11月にかけて12基金協会で実施した（28年度14基金協会）。このうち5基金協会については、保証保険の推進策等に係る協議も併せて実施した（28年度7基金協会）。 ○ 基金協会からの保険金の支払・回収等に関する電話の相談12件の対応を行った（28年度15件）。 ○ 保険金の支払・回収について、求償権の管理・回収の強化及び事故防止等を図るための基金協会との現地協議を29年9月から10月にかけて7基金協会で実施し、保険金残高が10百万円以上の求償債務者の回収見込額及び回収方針について、情報の共有を図った（28年度7基金協会）。 ○ 基金協会が銀行等に対して行う制度説明に同行し、融資保険制度の説明及び情報収集を10基金協会で実施（うち1基金協会は2回実施）するとともに、商工組合中央金庫に対して融資保険を含む農業信用保証保険制度の説明を行った他、日本政策金融公庫（保険部門）、全国信用保証協会連合会及び農林中金総合研究所との情報交換を行った。 ○ 財務局主催農業融資セミナーにおいて、融資保険を含む農業信用保証保険制度の説明を2財務局で行った。また、財務事務所主催の農業融資セミナーにおいて、2基金協会が融資保険を含む農業信用保証保険制度の説明を行うにあたり、信用基金において制度説明資料を作成し、基金協会に配付した。 （林業信用保証業務） ○ 林業信用保証業務については、直接林業者等の保証をしていることから、29年度も引き続き、東日本大震災復旧等緊急保証等についての相談窓口を常時開設している。 また、機会がある毎に林野庁企画課との勉強会や、研修等への参加により職員の専門性の向上を図るとともに、相談機能の強化に努めた。 その他必要な場合には相談窓口を開設、信用基金ウェブサイトに掲載しており、29年度は以下のとおりであった。	引き続き、信用基金の相談機能の強化を図るため、基金協会との事前協議及び現地協議並びに相談窓口の開設等を実施する。
--	--	--	---	---

				<table><tr><th>相談窓口</th><th>開設月</th></tr><tr><td>29年 6 月30日からの梅雨前線に伴う大雨及び台風第 3 号による災害に伴う相談窓口</td><td>7 月</td></tr><tr><td>平成29年台風第21号による災害に伴う相談窓口</td><td>10月</td></tr><tr><td>年末金融の相談窓口</td><td>12月</td></tr><tr><td>今冬期の大雪による災害に伴う相談窓口</td><td>2月</td></tr><tr><td>年度末金融の相談窓口</td><td>3月</td></tr><tr><td>霧島山（新燃岳）の噴火による災害に伴う相談窓口</td><td>3月</td></tr></table>	相談窓口	開設月	29年 6 月30日からの梅雨前線に伴う大雨及び台風第 3 号による災害に伴う相談窓口	7 月	平成29年台風第21号による災害に伴う相談窓口	10月	年末金融の相談窓口	12月	今冬期の大雪による災害に伴う相談窓口	2月	年度末金融の相談窓口	3月	霧島山（新燃岳）の噴火による災害に伴う相談窓口	3月	
相談窓口	開設月																		
29年 6 月30日からの梅雨前線に伴う大雨及び台風第 3 号による災害に伴う相談窓口	7 月																		
平成29年台風第21号による災害に伴う相談窓口	10月																		
年末金融の相談窓口	12月																		
今冬期の大雪による災害に伴う相談窓口	2月																		
年度末金融の相談窓口	3月																		
霧島山（新燃岳）の噴火による災害に伴う相談窓口	3月																		
				○ 保証引受に関する金融機関への現地訪問等で受けた相談135件の対応を行った（28年度48件）。 （漁業信用保険業務） ○ 大口保険引受案件について、基金協会との個別協議（大口保険引受に係る事前協議52件（うち対面での協議 2 件））を実施した。 ○ 保険金の支払・回収について、大口保険金請求に係る事前協議を26件実施したほか、求償権を有する21の基金協会及び全国漁業信用基金協会の17支所（合計38基金協会・支所）から、29年 3 月末時点の「求償権分類管理表」の提出を受け、求償債務者の現況及び求償権の回収見込額等に係る情報共有を図るとともに、13基金協会・支所に対して求償権の回収方針に係る現地協議を実施した（28年度13基金協会）。 また、同38基金協会・支所から、29年 9 月末時点の「求償権回収進捗状況表」の提出を受け、求償権の年間回収見込額に対する上半期の回収実績が直近 3 ヶ年の同期回収実績の平均より算出した一定の割合（50.78％）に満たない30基金協会・支所に対して、求償権回収の一層の促進を図るための個別協議を電話により実施した（28年度30基金協会）。															

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価 <評価に至った理由> 基金協会との事前協議及び現地協議等を実施したほか、基金協会が銀行等に対して行う制度説明に同行し、融資保険制度の説明及び情報収集を実施するとともに、適宜相談窓口を開設し、信用基金の相談機能の強化を図っており、中期目標を達成していると認められることから、評価をBとする。	B

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

引き続き、基金協会等関係機関及び利用者が相談しやすい体制で取り組み、信用基金の相談機能の強化を図っていく必要がある。

<その他事項>

年度評価項目別評価調査（財務内容の改善に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第3-2	引受審査の厳格化等（審査の厳格化、債務保証先のフォローアップ（林業信用保証業務））

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
保証引受審査件数 (条件変更を含む)	—	1,765件	1,800件	1,680件	1,547件	1,417件	1,395件	7,839件（A）
うち審査協議件数	—	632件	466件	385件	420件	427件	355件	2,053件（B） B/A=26.2%
うち取り下げ等 件数	—	93件	93件	74件	46件	12件	11件	236件（C） C/B=11.5%
保証引受件数 (条件変更を除く)	—	1,359件	1,380件	1,235件	1,203件	1,121件	1,047件	5,986件
うち部分保証件数	—	277件	315件	321件	346件	364件	351件	1,697件
部分保証割合	—	20.4%	22.8%	26.0%	28.8%	32.5%	33.5%	28.3%

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
② 林業信用保証業務においては、財務状況の的確な判断等による審査の厳格化、木材関係団体を通じた優良事業体への保証利用促進の働きかけ等による優良保証の確保、金融機関との情報共有の取組を講ずるほか、債務保証先の財務状況のフォローアップの在り方について専門家を交えた経営診断・指導等を引き続き実施する。また、中期目標期間中に部分保証を拡充するなど、収支均衡に向けて引き続き取り組む。	(4) 林業信用保証業務においては、財務状況の的確な判断等による審査の厳格化、木材関係団体を通じた優良事業体への保証利用促進の働きかけ等による優良保証の確保、金融機関との情報共有の取組を講ずるほか、債務保証先の財務状況のフォローアップの在り方について専門家を交えた経営診断・指導等を引き続き実施する。また、中期目標期間中に部分保証の拡充、審査の厳格化などの多様な手法により収支均衡に向けて引き続き取り組む。	(4) 林業信用保証業務においては、財務状況の的確な判断等による審査の厳格化、木材関係団体を通じた優良事業体への保証利用促進の働きかけ等による優良保証の確保、金融機関との情報共有の取組を講ずるほか、債務保証先の財務状況のフォローアップの在り方について専門家を交えた経営診断・指導等を引き続き実施する。また、中期目標期間中に部分保証の拡充、審査の厳格化などの多様な手法により収支均衡に向けて引き続き取り組む。	<主な定量的指標> 審査件数 <その他の指標> なし <評価の視点> 収支均衡に向けた取組は実施されているか	<主要な業務実績> (5) 審査の厳格化、債務保証先のフォローアップ（林業信用保証業務） ○ 厳格な引受審査の実施 - 全体の審査件数1,395件（条件変更を含む）のうち新規・増額・財務内容不良案件等355件について、総括調整役（林業担当）等を構成員とする債務保証審査協議会に付議した（28年度は全体の審査件数1,417件のうち427件）。この結果、財務内容不良等による取り下げ等は11件であった（28年度12件）。また、債務保証審査協議会に付議した案件以外についても、チェックリストに基づき確実に審査を行った。 - 保証引受審査に当たっては、定量要因について、当該申請企業等の財務諸表等を詳細に分析するとともに、必要に応じて当該申請企業等の保証取扱金融機関へのヒアリングを行いながら、信用基金が保有する資産査定データも活用して的確に評価した。 - 定性要因については、林業者等の特性を踏まえ、規模・生産性・経営体制・品質管理・金融機関の融資姿勢及び事業の発展性等の分析を行った。 ○ 優良事業体への保証利用促進の働きかけ等の取組 林業保証制度の周知のために訪問した金融機関135店舗（28年度113店舗）に対し、林業者等への融資状況を聴取し、ウッド・サポート5000及びログ・プロダクツ3000を推奨したり、融資に積極的な姿勢が見られる金融機関に対してはより詳しく説明する等、優良事業体への保証利用促進の働きかけを行った。	<自己評価> 評定：B 債務保証審査協議会で厳格な引受審査、優良事業体への保証利用の働きかけ、金融機関との情報共有を進めるとともに、部分保証の拡大の取組を行ったことから、Bとする。 <課題と対応> 引き続き、適正な審査を目的とする保証審査協議会への付議や融資機関との適切なリスク分担等を行うとともに、保証先のフ

				○ 金融機関との情報共有への取組 保証審査時に金融機関に対し、事案の内容や支援方針等を聴取する一方で、信用基金からも林業・木材産業の状況や保証利用に係る要件等を説明し、事案に対する双方の理解を深めつつ、審査に必要な情報の共有化を図った。 ○ 適切な期中管理と専門家を交えた経営診断・指導等 実質管理案件（注）について管理表を作成し、半年毎に金融機関を通じて収集した財務状況や借入金の弁済状況等をチェックし、的確な期中管理を行った。 また、経営状況が悪化した保証先に対して、専門家を交えたバンクミーティングや事業再生計画の策定及び策定した事業再生計画の進捗等を話し合う再生支援協議会等主催の会議14件に出席した（28年度23件）。さらに、金融機関協調支援の場合には保証機関として協調する等、保証先の経営健全化への支援に向けた管理も行った。 ○ 部分保証の実施 部分保証は、金融機関の責任を求めることにより厳格な引受審査や債務保証先のフォローアップにも資するものと位置づけてその拡大の取組を行った。（取組内容は、第3の3の(3)「モラルハザード対策（部分保証の拡充などの収支均衡に受けた取組（林業信用保証）」のとおり） （注）実質管理案件とは、被保証者の状況から代位弁済の可能性が高いと判断されるなど、個別の案件毎に、より厳格な期中管理に努めなければならない案件である。	フォローアップとしてバンクミーティング等に参加し、金融機関との連携を図る。
--	--	--	--	---	--

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	B
<評価に至った理由> 審査件数は減少したが、債務保証審査協議会で十分な審査協議を行っていること、保証引受審査時には申込者の財務諸表を分析しているほか、必要に応じて保証取扱金融機関へのヒアリングを実施していること、また、バンクミーティング等への出席や専門家を交えた経営診断等を通じて、被保証者に対し経営健全化への支援等の取組を行っており、中期目標を達成していると認められることから、評価をBとする。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、適正な審査等を行うとともに、金融機関との情報共有を図り被保証者のフォローアップに向けた取組を実施する必要がある。 <その他事項>	

年度評価項目別評価調査（財務内容の改善に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第3-3	モラルハザード対策（モラルハザード防止対策の導入効果の検証及び部分保証等の拡充の検討（農業信用保険業務））

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
保険引受	—	68,592件	72,287件	68,944件	57,180件	57,577件	61,784件	317,772件
うち部分保証	—	354件	168件	182件	125件	58件	88件	621件

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
3 モラルハザード対策 ① 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務について、金融機関におけるモラルハザード防止の観点から、農漁業者の負担や国庫負担の増加を避けることに留意しつつ、部分保証やペナルティー方式（代位弁済時等に一定額を金融機関が負担する方式）などモラルハザード防止対策に関して、導入効果を検証の上、引き続き実施するとともに、部分保証の拡充に関しても検討し、必要に応じて実施する。	3 モラルハザード対策 (1) 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務について、金融機関におけるモラルハザード防止の観点から、農漁業者の負担や国庫負担の増加を避けることに留意しつつ、部分保証やペナルティー方式（代位弁済時等に一定額を金融機関が負担する方式）などモラルハザード防止対策に関して、導入効果を検証の上、引き続き実施するとともに、基金協会等との意見交換等の連携を深めながら部分保証の拡充についても検討し、必要に応じて実施する。	3 モラルハザード対策 (1) 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務について、金融機関におけるモラルハザード防止の観点から、農漁業者の負担や国庫負担の増加を避けることに留意しつつ、部分保証やペナルティー方式（代位弁済時等に一定額を金融機関が負担する方式）などモラルハザード防止対策に関して、導入効果を検証の上、引き続き実施するとともに、部分保証の拡充に関しても検討し、拡充する必要がある場合には、基金協会等との意見交換等の連携を深めながら実施する。	＜主な定量的指標＞ 部分保証件数 ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ モラルハザード防止について、現状の取組に加え、関係団体等と連携を図り新たな取組を検討しているか	＜主要な業務実績＞ 3 モラルハザード対策 (1) モラルハザード防止対策の導入効果の検証及び部分保証等の拡充の検討（農業信用保険業務） ○ 金融機関に対するモラルハザード対策の実施 畜特資金、農業経営負担軽減支援資金、営農維持資金及び農業再生資金については、既存債務の返済に充てるための資金であり事故率が高いことから、モラルハザード防止対策として基金協会の債務保証に部分保証が実施されており、29年度は88件であった（28年度58件）。 ○ あり方検討会における検討結果 ・ 29年12月に「農業信用保証保険業務あり方検討会」を開催し、モラルハザード防止対策について検討を行った。 検討の結果、基金協会において保険収支の悪化要因となっている資金に対する部分保証や、事故率の高い資金を中心に、代位弁済時に金融機関に対して負担措置を求めるペナルティー方式を導入するなど、かなりの対策が講じられていることから、現在講じられているモラルハザード対策を着実に実施することとし、その効果を踏まえつつ、保険収支動向等を注視しながら引き続き検討していくこととした。 ・ 30年1月に開催したリスク管理委員会において、上記のあり方検討会の検討結果を報告したが、意見はなかった。	＜自己評価＞ 評価：B モラルハザード防止対策は適切に実施されており、また、農業信用保証保険業務あり方検討会において、モラルハザード防止対策について検討を行ったことから、Bとする。 ＜課題と対応＞ 現在実施している部分保証やペナルティー方式等の方策について導入効果を毎年度検証するとともに、基金協会との意見交換等を行うなど連携を深めつつ、必要に応じて方策を拡充する。

4. 主務大臣による評価
主務大臣による評価

評価	B
<評価に至った理由> 畜特資金、農業経営負担軽減支援資金、営農維持資金及び農業再生資金等については、既存債務の返済に充てるための資金であり事故率が高いことから、モラルハザード防止対策として基金協会の債務保証に部分保証が実施されており、また「農業信用保証保険業務あり方検討会」において、既に導入しているモラルハザード防止対策についての効果の検証を行っており、中期目標を達成していると認められることから、評価をBとする。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、モラルハザード防止対策の導入効果の検証及び部分保証等の拡充の検討を行い、基金協会と連携しつつ必要に応じて部分保証を拡充するとともに、モラルハザード防止対策を着実に実施する必要がある。 <その他事項>	

年度評価項目別評価調査（財務内容の改善に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第3-3	モラルハザード対策（モラルハザード防止対策の導入効果の検証及び部分保証等の拡充の検討（漁業信用保険業務））

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
保険引受	—	4,985件	5,283件	5,474件	4,847件	4,851件	4,817件	25,272件
うち部分保証	—	0件	0件	1件	0件	0件	0件	1件

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
3 モラルハザード対策 ① 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務について、金融機関におけるモラルハザード防止の観点から、農漁業者の負担や国庫負担の増加を避けることに留意しつつ、部分保証やペナルティー方式（代位弁済時等に一定額を金融機関が負担する方式）などモラルハザード防止対策に関して、導入効果を検証の上、引き続き実施するとともに、部分保証の拡充に関しても検討し、必要に応じて実施する。	3 モラルハザード対策 (1) 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務について、金融機関におけるモラルハザード防止の観点から、農漁業者の負担や国庫負担の増加を避けることに留意しつつ、部分保証やペナルティー方式（代位弁済時等に一定額を金融機関が負担する方式）などモラルハザード防止対策に関して、導入効果を検証の上、引き続き実施するとともに、基金協会等との意見交換等の連携を深めながら部分保証の拡充についても検討し、必要に応じて実施する。	3 モラルハザード対策 (1) 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務について、金融機関におけるモラルハザード防止の観点から、農漁業者の負担や国庫負担の増加を避けることに留意しつつ、部分保証やペナルティー方式（代位弁済時等に一定額を金融機関が負担する方式）などモラルハザード防止対策に関して、導入効果を検証の上、引き続き実施するとともに、部分保証の拡充に関しても検討し、拡充する必要がある場合には、基金協会等との意見交換等の連携を深めながら実施する。	＜主な定量的指標＞ 部分保証件数 ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ モラルハザード防止について、現状の取組に加え、関係団体等と連携を図り新たな取組を検討しているか	＜主要な業務実績＞ (2) モラルハザード防止対策の導入効果の検証及び部分保証等の拡充の検討（漁業信用保険業務） ○ 金融機関に対するモラルハザード対策の実施 ・ 緊急融資資金について、金融機関に対して貸し手としての一定の責任を求め、代位弁済があった際に金融機関が代位弁済額の5～15%を基金協会に対し出資する「特別出資」（29年度5件13百万円）を実施した（28年度6件22百万円）。 また、20年4月から事故率の高い経営安定資金に部分保証（保証割合80%）を導入している。これらの資金については、既存債務の返済に充てるための資金であり事故率が高い又は高くなると見込まれることから、モラルハザード対策として実施されたものである。 ・ 緊急融資資金及び経営安定資金については、20年4月から年度当初に基金協会と締結する漁業保証保険契約の対象から原則として除外し、該当案件が生じた際に、個別に基金協会と協議の上、保証保険契約金額を変更した（29年度契約変更3件）。なお、契約変更の際には、対象案件について融資しようとする金融機関が作成した書類を添えて変更理由を説明する書類が協会から提出され、金融機関の審査内容を信用基金が確認の上、契約変更の可否を決定することとしている。 ○ あり方検討会における検討結果 上記を踏まえ、29年12月に「漁業信用保険業務あり方検討会」を開催し、モラルハザード防止対策について検討を行った。 ・ 大口保証の事前協議について、直近10ヶ年（平成19～28年度）の案件数（事後報告除く）に対する保険事故案件数から算出した件数ベースの事故率は0.67%となり、これは緊急支援事業に係る代位弁済を除く直近10ヶ年の保険引受件数に対する代位弁済件数から算出した事故率1.76%を下回っている。このことから、大口保証の事前協議は事故の低減に一定の効果をもたらしていると推察され、今後は27年1月の事前協議の対象範囲の拡大による効果について、事故率の動向を注視する必要があることを確認した。	＜自己評価＞ 評価：B モラルハザード防止対策は適切に実施されており、また、漁業信用保険業務あり方検討会において、モラルハザード防止対策について検討を行ったことから、Bとする。 ＜課題と対応＞ 現在実施しているモラルハザード対策について導入効果を毎年度検証するとともに、基金協会との意見交換等を行うなど連携を深めつつ、必要に応じて方策を拡充する。

				・ 経営安定資金については、部分保証導入を境に保険引受は大きく減少し、債務整理資金の需要は100%保証ではあるが特別出資を義務付けている漁業経営維持安定資金の貸付へシフトした。漁業経営維持安定資金は漁業経営の改善措置等を記載した再建計画の認定を受ける必要があり、経営安定資金よりも比較的保険事故率が低く、結果として、経営安定資金への部分保証の導入は債務整理資金の事故率の低減につながる効果があったと推察された。 ・ 30年1月に開催したリスク管理委員会において、上記のあり方検討会の検討結果を報告したが、意見はなかった。	
--	--	--	--	---	--

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	B
<評価に至った理由> 緊急融資資金について、金融機関に対して貸し手としての一定の責任を求めるための特別出資を実施したほか、20年4月から経営安定資金に部分保証（保証割合80%）を導入し、27年1月から借替緊急融資資金について大口保険事前協議の対象となる引受額の引下げを実施し、事前協議の対象範囲を拡大しており、また「漁業信用保険業務あり方検討会」において、既に導入しているモラルハザード防止対策についての効果の検証を行っており、中期目標を達成していると認められることから、評価をBとする。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、モラルハザード防止対策の導入効果の検証及び部分保証等の拡充の検討を行い、基金協会と連携しつつ必要に応じて部分保証を拡充するとともに、モラルハザード防止対策を着実に実施する必要がある。 <その他事項>	

年度評価項目別評価調査（財務内容の改善に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第3－3	モラルハザード対策（部分保証の拡充などの収支均衡に向けた取組（林業信用保証業務））

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
保証引受件数 (条件変更を除く)	－	1,359件	1,380件	1,235件	1,203件	1,121件	1,047件	5,986件
うち部分保証	－	277件	315件	321件	346件	364件	351件	1,697件
部分保証割合	－	20.4%	22.8%	26.0%	28.8%	32.5%	33.5%	28.3%

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
② 林業信用保証業務について、中期目標期間中に部分保証を拡充するなど、収支均衡に向けた取組を実施する。	(2) 林業信用保証業務について、中期目標期間中に部分保証を拡充するなど、収支均衡に向けた取組を実施する。	(2) 林業信用保証業務について、中期目標期間中に部分保証を拡充するなど、収支均衡に向けた取組を実施する。	<主な定量的指標> 部分保証件数実績 保証収支 <その他の指標> なし <評価の視点> 収支均衡に向けた取組は実施されているか	<主要な業務実績> (3) 部分保証の拡充などの収支均衡に向けた取組（林業信用保証業務） ○ 金融機関の責任も求めることにより代位弁済のリスク軽減が期待される部分保証（80%保証）の拡大に努めた。具体的には、審査に当たり、対象資金、新規・増額案件で部分保証が妥当と判断される案件、更新案件で財務内容の悪化等により100%保証から部分保証とすることが妥当と判断される案件等について、部分保証とすることを基本に引き続き取り組んだ。 ○ 財務内容が良好な者を対象に、保証料率低減等のインセンティブを付した新たな部分保証であるウッド・サポート5000及びログ・プロダクツ3000の利用を促進することとし、木材事業者や金融機関に対して積極的な普及活動を行った結果、29年度の引受実績はウッド・サポート5000は25件7億30百万円（28年度22件6億34百万円）、ログ・プロダクツ3000は19件2億47百万円（28年度24件3億26百万円）となった。 ○ 以上のこと等から、29年度の保証引受1,047件（条件変更を除く）のうち351件について、部分保証（80%保証）を実施した（28年度の保証引受1,121件のうち部分保証364件）。	<自己評価> 評価：B 収支均衡に向けて適切に取り組んだ結果、保証引受件数に占める部分保証の割合が高まったことから、Bとする。 <課題と対応> 保証料収入を確保しつつ、収支の改善を図るため、「木材安定供給保証」や「素材生産推進保証」等を積極的に普及するとともに、金融機関との適切なリスク分担を図る観点から、部分保証や金融機関のプロパー融資との組み合わせを推進する。

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	B
<評価に至った理由> 金融機関の責任も求めることにより代位弁済のリスク軽減が期待される部分保証（80％保証）の拡大に努めたほか、財務内容が良好な者を対象に、保証料率低減等のインセンティブを付した部分保証であるウッド・サポート5000及びログ・プロダクツ3000の利用を促進しており、中期目標を達成していると認められることから、評価をBとする。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 保証料収入を確保しつつ、収支の改善を図るため、ウッド・サポート5000及びログ・プロダクツ3000等を積極的に普及するとともに、部分保証や融資機関のプロパー融資との組み合わせを推進するなど、収支均衡に向けた方策を的確に実施する必要がある。 <その他事項>	

年度評価項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
第3—4		求償権の管理・回収の強化等（回収金の実績及び回収実績向上のための取組（農業信用保険業務））						

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 第2期累計	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
回収金収入目標(百万円)	—	15,097	2,833	3,193	3,399	3,372	3,221	16,019
回収金収入実績(百万円)	—	15,494	2,848	2,963	2,637	2,561	2,722	13,731
達成率	—	102.6%	100.5%	92.8%	77.6%	75.9%	84.5%	85.7%

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
4 求償権の管理・回収の強化等 回収実績の向上と経費の効率化を図るため、基金協会との連携を強化するほか、債権回収業者（サービサー）等の活用による回収策については、費用対効果を検証の上、回収委託基準の明確化等を実施する。また、保険料・保証料・貸付金利息を確実に徴収する。	4 求償権の管理・回収の強化等 回収実績の向上と経費の効率化を図るため、基金協会との連携を強化するほか、債権回収業者（サービサー）等の活用による回収策については、費用対効果を検証の上、回収の可能性、債権額の規模や委託に要する経費に照らし、指標の設定を含め回収委託基準の明確化等を実施する。また、保険料・保証料・貸付金利息を確実に徴収する。	4 求償権の管理・回収の強化等 (1)ア. 回収実績の向上と経費の効率化を図るため、基金協会との連携を強化するほか、債権回収業者（サービサー）等の活用による回収策については、回収委託基準に沿って実施する。 また、求償権残高別や回収原資等の情報（内容）を踏まえて、より効果的に保険金・求償権の回収を行う。 イ. 平成29年度における回収金収入については、農業信用保険業務においては3,221百万円、林業信用保証業務においては357百万円、漁業信用保険業務においては645百万円をそれぞれ見込む。	<主な定量的指標> 回収金額 <その他の指標> なし <評価の視点> 基金協会との連携やサービサーの適切な活用により、回収金収入は目標を達成しているか	<主要な業務実績> 4 求償権の管理・回収の強化等 (1) 回収金の実績及び回収実績向上のための取組（農業信用保険業務） ○ 29年度の回収金収入目標額32億21百万円に対し、当該実績は27億22百万円であり、達成率は84.5%（28年度実績75.9%）となった。 ○ 目標未達成の要因は、保険金支払額が目標設定時の想定を下回ったこと、回収の対象となる保険金支払に係る基金協会の求償権残高が減少している中、返済計画に基づく約定弁済等の小口回収の割合が大半を占めており（構成比：25年度 54.0%、26年度 50.6%、27年度 57.2%、28年度 58.0%、29年度 54.1%）、資産処分等による回収が増加していないことが考えられる。 しかしながら、回収率（累計保険金支払額に対する累計納付金（元本）の割合）でみれば、下記の回収促進のための取組もあり、5ヶ年連続で伸びている（24年度末41.06%・25年度末41.39%・26年度末42.01%・27年度末42.48%・28年度末42.50%・29年度末43.30%）。 なお、資産処分が進まない要因としては、農業者の高齢化等に伴い離農する農家や規模拡大を志向する農家が増える中、農地の流動化についてはリース（賃貸）が主流で行なわれていることに加え、農地等の売却価格も低下していることが考えられる。 ○ 回収促進のための取組 求償権の回収主体は基金協会であることから、信用基金では、毎年度、回収金収入の目標達成に向けた業務計画を立て、現地協議等を実施しながら、基金協会と回収促進に向けた情報共有及び連携を図り、求償権回収に取り組んだ。 29年度においては、以下の取組を行った。 ・ 納付金実績の進捗管理 各基金協会の回収納付金実績について、毎月の前年度同期実績との比較、進捗管理を行い、11月末回収納付金実績確定時において、前年同期の回収納付金実績から大幅に減少している基金協会に対して、減少要因について照会	<自己評価> 評定：C 回収実績の進捗管理や基金協会との現地協議の実施等、回収向上に向けた取組を行ったものの、目標達成率は84.5%であったことから、Cとする。 <課題と対応> 引き続き、左記の「回収促進のための取組」における回収実績の進捗管理や基金協会との現地協議の実施等、回収向上に向けた取組を着実に行之、回収促進を図る。

を行い状況を把握するとともに、求償権の一層の回収努力を依頼し、求償権回収の促進を図った。

- ・ 求償権に関する情報の共有

基金協会から、29年3月末時点の「大口求償債務者の現況及び今後の回収方針等の報告書」の提出を29年7月に受け、大口求償債務者の現況等を把握し、報告書中に回収見込のある案件については、回収納付金実績を確認し、必要に応じて、基金協会に照会を行い状況を把握するとともに、求償権の回収努力を依頼し、情報の連携に努めた。

- ・ 現地協議の実施

保険金残高が100万円以上の求償債務者の回収見込額、回収原資及び回収方針について、求償権の管理・回収の強化及び事故防止を図るため基金協会との現地協議を29年9月から10月にかけて7基金協会（28年度7基金協会）で実施するとともに、現地協議において聴取した29年度回収納付金見込額をもとに、適宜、回収納付金実績の進捗管理を行い、進捗状況が遅い基金協会に対し照会を行い、求償権回収の一層の促進を図るための協議を行った。

- ・ 法務相談の実施

基金協会からの求償権の管理・回収保全に係る法務相談に対応し、その中で、全国の基金協会に対して参考になると思われる事例について、求償権管理回収等事務研修会において事例研究として取り上げ、基金協会に情報提供した。

- ・ 求償権回収事例の収集

回収納付金が100万円以上の案件について、その回収方法について特徴的な点等を基金協会に聴取した。

- ・ 求償権管理回収等事務研修会の開催

外部講師（弁護士）による求償権管理回収等事務研修会を信用基金職員及び基金協会職員に向けて29年9月に実施した。参加者の満足度は99%であった。

- ・ コンビニ収納代行サービス利用に対する助成

基金協会からの要請事項について検討を行った結果、現状、利用している基金協会が少ないことから、当面行わないこととし、今後利用状況をみて再検討することとした。

- ・ 助成金の交付

- ① 求償権管理回収助成金

基金協会による保険金支払に係る求償権の適正な管理とその円滑な回収に資するため、回収納付金の実績に応じ、各基金協会に助成金を交付した（29年度28百万円）。

- ② 法的措置事業に対する助成金

基金協会が保険金支払に係る求償権の回収のために行った訴訟等法的措置について、基金協会の負担となった訴訟費用等の実績に応じ、各基金協会に助成金を交付した（29年度14百万円）。

- ③ サービサーへの回収委託に対する助成金

基金協会が保険金支払に係る求償権の回収をサービサーに委託し、回収があった求償権についての委託経費の実績に応じ、各基金協会に助成

				金を交付した（29年度10百万円）。	
--	--	--	--	--------------------	--

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	C
<評価に至った理由> 回収の対象となる保険金支払に係る基金協会の求償権残高が目標設定時の想定を下回り、また、資産処分等による大口回収が減少したため、29年度の回収金収入目標の達成率は84.5%となったことから、評価をCとする。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、基金協会との情報共有及び連携に努めるほか、求償権残高別や回収原資等の情報・内容を分析した上で現地協議先の選定を行い、求償権の回収促進について協議を行うこと等を通じて、より効率的に回収実績の向上を図る必要がある。 <その他事項>	

年度評価項目別評価調査（財務内容の改善に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
第3—4	求償権の管理・回収の強化等（回収金の実績及び回収実績向上のための取組（林業信用保証業務））							

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 第2期累計	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
回収金収入目標(百万円)	－	2,315	343	346	350	353	357	1,749
回収金収入実績(百万円)	－	1,917	512	275	156	197	269	1,409
達成率	－	82.8%	149.3%	79.5%	44.4%	55.9%	75.4%	80.6%

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
4 求償権の管理・回収の強化等 回収実績の向上と経費の効率化を図るため、基金協会との連携を強化するほか、債権回収業者（サービサー）等の活用による回収策については、費用対効果を検証の上、回収委託基準の明確化等を実施する。また、保険料・保証料・貸付金利息を確実に徴収する。	4 求償権の管理・回収の強化等 回収実績の向上と経費の効率化を図るため、基金協会との連携を強化するほか、債権回収業者（サービサー）等の活用による回収策については、費用対効果を検証の上、回収の可能性、債権額の規模や委託に要する経費に照らし、指標の設定を含め回収委託基準の明確化等を実施する。また、保険料・保証料・貸付金利息を確実に徴収する。	4 求償権の管理・回収の強化等 (1)ア. 回収実績の向上と経費の効率化を図るため、基金協会との連携を強化するほか、債権回収業者（サービサー）等の活用による回収策については、回収委託基準に沿って実施する。 また、求償権残高別や回収原資等の情報（内容）を踏まえて、より効果的に保険金・求償権の回収を行う。 イ. 平成29年度における回収金収入については、農業信用保険業務においては3,221百万円、林業信用保証業務においては357百万円、漁業信用保険業務においては645百万円をそれぞれ見込む。	＜主な定量的指標＞ 回収金額 ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ 基金協会との連携やサービサーの適切な活用により、回収金収入は目標を達成しているか	＜主要な業務実績＞ (2) 回収金の実績及び回収実績向上のための取組（林業信用保証業務） ○ 29年度の求償権回収目標額3億57百万円に対し、当該実績は2億69百万円であり、達成率は75.4%（28年度実績55.9%）となった。 ○ 目標未達成の主な要因は、回収に大きく関係する求償権の取得額（代位弁済額）が目標設定時の想定を大きく下回ったこと、担保不動産の売却による回収額も目標設定時と比較して減少していることによる。 なお、求償権残高に対する回収額の割合は、29年度は6.7%と、第2期中期目標期間（20～24年度）における同割合の平均3.6%を上回る水準となっている。 また、25年度から29年度までの回収金収入累積は目標17億49百万円に対し、当該実績は14億9百万円であり、達成率は80.6%である。 ○ 回収促進のための取組 ・ 回収の対象となる求償権先毎の債務者現況、弁済状況、事業実態、担保の有無及び処分状況等の特質を精査し、回収難易度別に分類した上で個々に目標とする回収額を設定し、必要に応じて以下の方策等を実施した。 ① 弁済が滞っている先及び弁済があってもその額が弁済能力に比し低調な先を対象に29年7月に21件、9月に12件、30年2月に18件の催告書を送付して弁済の開始又は再開を促した。 ② 電話や書面による督促に加え、代位弁済後も事業継続し直接の面談が可能な先等10件を対象に現地訪問を実施し、債務者の現況把握に努めるとともに弁済を強く促した。 ③ 督促を行うも何ら反応を示さない先、弁済があってもその額が弁済能力に比し低調な先など弁済に非協力的な先や担保不動産の売却により回収が見込める先を対象に、28年度からの継続を含め、保証債務履行請求訴訟、不動産競売申立て等11件を実施した。 ④ サービサー委託が有効と判断した先10件の追加委託を30年2月に実施した。	＜自己評価＞ 評定：C 回収に大きく関係する求償権の取得額（代位弁済額）が目標設定時の想定を大きく下回ったものの、求償権先の特質に応じた回収や回収促進検討会の開催など回収促進のための取組を着実に実施することにより達成率は75.4%と前年度を大きく上回る結果であったことから、Cとする。 ＜課題と対応＞ 引き続き、左記の「回収促進のための取組」を継続して実施し、求償権先の実情に応じた対応に努め、求償権の回収促進を図る。

				⑤ 回収の進捗状況を月別管理表により随時確認するとともに、30年1月及び3月に担当部署内で回収促進検討会を開催し、回収の進まない求償権先に対して今後措置すべき回収方策の見直しを行った。 ・ 農業部門において29年9月に実施した「求償権管理回収等事務研修会」に職員3名を参加させ、専門的な知識の習得に努めた。	
--	--	--	--	--	--

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	C
<評価に至った理由> 回収の対象である求償権残高が目標設定時に想定した残高を大きく下回ったこと、担保不動産の売却による回収額も減少していることから、29年度の回収金収入目標の達成率は75.4%となっており所期の目標を大きく下回ってはいるものの、29年度の求償権残高に対する回収率は6.7%と、前中期目標期間における同率の平均3.6%を上回っていること、催告書や担保処分の促進、サービサーへの委託等の取組を進めていることを踏まえ、評価をCとする。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、回収実績向上のため、回収の対象となる求償権先毎の債務者現況、弁済状況、事業実態、担保の有無及び処分状況等の特質を精査し、回収難易度別に分類した上で個々に目標とする回収額を設定し、必要に応じて催告書、現地訪問、法的手続等の回収方策を継続して実施し、求償権先の実情に応じた対応を行い、求償権の回収促進を図る必要がある。 <その他事項>	

年度評価項目別評価調査（財務内容の改善に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
第3—4		求償権の管理・回収の強化等（回収金の実績及び回収実績向上のための取組（漁業信用保険業務））						

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 第2期累計	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
回収金収入目標(百万円)	－	5,131	446	506	561	612	645	2,770
回収金収入実績(百万円)	－	5,090	936	975	653	679	770	4,013
達成率	－	99.2%	209.7%	192.8%	116.5%	110.8%	119.4%	144.9%

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
4 求償権の管理・回収の強化等 回収実績の向上と経費の効率化を図るため、基金協会との連携を強化するほか、債権回収業者(サービサー)等の活用による回収策については、費用対効果を検証の上、回収委託基準の明確化等を実施する。また、保険料・保証料・貸付金利息を確実に徴収する。	4 求償権の管理・回収の強化等 回収実績の向上と経費の効率化を図るため、基金協会との連携を強化するほか、債権回収業者(サービサー)等の活用による回収策については、費用対効果を検証の上、回収の可能性、債権額の規模や委託に要する経費に照らし、指標の設定を含め回収委託基準の明確化等を実施する。また、保険料・保証料・貸付金利息を確実に徴収する。	4 求償権の管理・回収の強化等 (1)ア. 回収実績の向上と経費の効率化を図るため、基金協会との連携を強化するほか、債権回収業者(サービサー)等の活用による回収策については、回収委託基準に沿って実施する。 また、求償権残高別や回収原資等の情報(内容)を踏まえて、より効果的に保険金・求償権の回収を行う。 イ. 平成29年度における回収金収入については、農業信用保険業務においては3,221百万円、林業信用保証業務においては357百万円、漁業信用保険業務においては645百万円をそれぞれ見込む。	<主な定量的指標> 回収金額 <その他の指標> なし <評価の視点> 基金協会との連携やサービサーの適切な活用により、回収金収入は目標を達成しているか	<主要な業務実績> (3) 回収金の実績及び回収実績向上のための取組（漁業信用保険業務） ○ 29年度の回収金収入目標額6億45百万円に対し、当該実績は7億70百万円であり、達成率は119.4%（28年度実績110.8%）となった。 ○ 求償権を有する21の基金協会及び全国漁業信用基金協会の17支所（合計38基金協会・支所）から、29年3月末時点の「求償権分類管理表」の提出を受け、求償債務者の現況及び求償権の回収見込額等に係る情報共有を図るとともに、13基金協会・支所に対して求償権の回収方針に係る現地協議を実施した（28年度13基金協会）。 ○ 求償権を有する38基金協会・支所から、29年9月末時点の「求償権回収進捗状況表」の提出を受け、求償権の年間回収見込額に対する上半期の回収実績が直近3ヵ年の同期回収実績の平均より算出した一定の割合（50.78%）に満たない30基金協会・支所に対して、求償権回収の一層の促進を図るための個別協議を電話により実施した（28年度30基金協会）。 ○ 各基金協会に対し、前年度の回収実績に応じて一定率（2%相当）の回収奨励金を交付しており、29年度は、28年度回収実績に基づき14百万円を交付した（28年度交付実績13百万円）。	<自己評価> 評定：B 個別協議等を通じて基金協会と密に連携して回収実績の向上を図ったこと及び事業規模の大きい案件に係る大口回収が重なったことにより達成率は119.4%となったことから、Bとする。 <課題と対応> 引き続き、基金協会との個別協議等を通じて密に連携し、回収促進を図る。

--	--	--	--	--	--

4. 主務大臣による評価					
主務大臣による評価					
評 定					B
< 評価に至った理由 > 基金協会からの「求償権分類管理表」に基づく求償権回収方針や求償権債務者の現況等についての現地協議を実施したこと、また、基金協会から「求償権回収進捗状況表」の提出を受け、上半期の求償権回収実績が一定水準に満たない基金協会には一層の促進を図るための個別協議を実施したことにより、29年度の回収金目標 6 億45百万円に対し、実績は 7 億70百万円と、達成率は119.4%となっており、中期目標を達成していると認められることから、評価をBとする。 < 指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策 > 引き続き、求償権を有する基金協会等と個別協議等を通じて連携を強化し、回収実績の向上に努める必要がある。 < その他事項 >					

年度評価項目別評価調査（財務内容の改善に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第3—4	求償権の管理・回収の強化等（サービサー等の活用による回収策について費用対効果の検証及び回収委託基準の明確化等（林業信用保証業務））

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	26年度達成目標	(参考) 24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
うちサービサー回収額 (A) (百万円)	—	44	41	60	48	35	30	215
サービサー委託経費(B) (百万円)	—	13	14	21	20	13	14	82
経費率 (B/A)	—	29.8%	33.6%	34.5%	41.7%	37.6%	46.0%	38.1%

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
4 求償権の管理・回収の強化等 回収実績の向上と経費の効率化を図るため、基金協会との連携を強化するほか、債権回収業者（サービサー）等の活用による回収策については、費用対効果を検証の上、回収委託基準の明確化等を実施する。また、保険料・保証料・貸付金利を確実に徴収する。	4 求償権の管理・回収の強化等 回収実績の向上と経費の効率化を図るため、基金協会との連携を強化するほか、債権回収業者（サービサー）等の活用による回収策については、費用対効果を検証の上、回収の可能性、債権額の規模や委託に要する経費に照らし、指標の設定を含め回収委託基準の明確化等を実施する。また、保険料・保証料・貸付金利を確実に徴収する。	4 求償権の管理・回収の強化等 (1) ア. 回収実績の向上と経費の効率化を図るため、基金協会との連携を強化するほか、債権回収業者（サービサー）等の活用による回収策については、回収委託基準に沿って実施する。 また、求償権残高別や回収原資等の情報（内容）を踏まえて、より効果的に保険金・求償権の回収を行う。 イ. 平成29年度における回収金収入については、農業信用保険業務においては3,221百万円、林業信用保証業務においては357百万円、漁業信用保険業務においては645	<主な定量的指標> 回収金額 <その他の指標> なし <評価の視点> 新たな回収委託基準に沿って、サービサーの活用による回収策を実施しているか	<主要な業務実績> (4) サービサー等の活用による回収策について費用対効果の検証及び回収委託基準の明確化等（林業信用保証業務） ○ 回収実績の向上と経費の効率化を図るため、28年3月に締結した委託契約（契約期間3年）に基づき、回収委託基準（注）に沿って44件の求償権（29年度期首残高4億89百万円）の回収委託を実施し、29年度の回収額は30百万円となった。 (注) 過去の回収実績を踏まえ、効果的な回収が図られるよう、代位弁済から5年以内の先であって、弁済交渉の頻度の増加、早急な不動産の任意処分交渉や法的手段の実施が必要な先を委託の対象とすることを回収委託基準として明確化した（26年3月改正）。 ○ 29年9月及び30年2月にサービサーとの打合せを実施し、委託した全求償権の進捗状況を確認するとともに回収方策等必要な措置につき指示を行った。 ○ サービサー委託が有効と判断した先10件の追加委託を30年2月に実施した。	<自己評価> 評価：B サービサーへの回収委託については、回収委託基準に沿って実施しており、Bとする。 <課題と対応> 引き続き、明確化した回収委託基準に沿ってサービサーへの回収委託を実施し、回収実績の向上と経費の効率化を図る。

		百万円をそれぞれ 見込む。			
--	--	------------------	--	--	--

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	B
<評価に至った理由> サービスへの回収委託にあたっては、回収委託基準に沿って委託を行っており、中期目標を達成していると認められることから、評価をBとする。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、回収委託基準に基づくサービスの効果的な活用により、回収困難先からの回収実績の向上と経費の効率化を図る必要がある。 <その他事項>	

年度評価項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
第3—4		求償権の管理・回収の強化等（保険料・保証料、貸付金利息の確実な徴収）						
2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	26年度達成目標	(参考) 24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
(農業信用保険業務)								
保険料（百万円）	—	3,557	3,469	3,433	3,278	3,075	2,947	16,202
貸付金利息（百万円）	—	13	9	6	6	6	4	31
(漁業信用保険業務)								
保険料（百万円）	—	1,072	1,042	985	939	867	793	4,626
貸付金利息（百万円）	—	6	4	4	4	4	3	19
(林業信用保証業務)								
保証料（百万円）	—	411	362	344	320	302	293	1,621
3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価				
				業務実績	自己評価			
4 求償権の管理・回収の強化等 回収実績の向上と経費の効率化を図るため、基金協会との連携を強化するほか、債権回収業者（サービサー）等の活用による回収策については、費用対効果を検証の上、回収委託基準の明確化等を実施する。また、保険料・保証料・貸付金利息を確実に徴収する。	4 求償権の管理・回収の強化等 回収実績の向上と経費の効率化を図るため、基金協会との連携を強化するほか、債権回収業者（サービサー）等の活用による回収策については、費用対効果を検証の上、回収の可能性、債権額の規模や委託に要する経費に照らし、指標の設定を含め回収委託基準の明確化等を実施する。また、保険料・保証料・貸付金利息を確実に徴収する。	(2) 平成27年度から28年度にかけて、保険料計算システムの不具合や検証体制の不備等により保険料・保証料の誤請求や未徴収・過徴収事案が発生したことから、各部室で見直した事務の検証方法に基づき、再発防止対策を徹底し、保険料・保証料、貸付金利息の確実な徴収に努める。	<主な定量的指標> 保険料、保証料、貸付金利息の徴収額 <その他の指標> なし <評価の視点> 保険料、保証料、貸付金利息を確実に徴収しているか	<主要な業務実績> (5) 保険料・保証料、貸付金利息の確実な徴収 ○ 27年度から28年度にかけて発生した保険料・保証料の誤請求、未徴収・過徴収事案を踏まえ各部室で見直した事務の検証方法に基づき、再発防止対策を徹底し、保険料・保証料、貸付金利息について、定められた納入期日に確実に徴収した。	<自己評価> 評定：B 保険料・保証料、貸付金利息を確実に徴収したことから、Bとする。 <課題と対応> 請求・納入の都度、担当部署及び会計部署において正確性の点検を実施し、保険料・保証料、貸付金利息を確実に徴収する。			
4. 主務大臣による評価								
主務大臣による評価								
評定						B		
<評定に至った理由> 保険料・保証料、貸付金利息を定められた納入期日に確実に徴収しており、中期目標を達成していると認められることから、評定をBとする。								

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

引き続き、27年度から28年度にかけて発生した保険料・保証料の誤請求、未徴収・過徴収事案を踏まえ各部室で見直した事務の検証方法に基づき、再発防止対策を徹底するとともに、請求・納入の都度、担当部署及び会計部署において正確性の点検を実施し、保険料・保証料、貸付金利息を確実に徴収する必要がある。

<その他事項>

年度評価項目別評価調書（財務内容の改善に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
第3—5		代位弁済率・事故率の低減（事故率の低減（農業信用保険業務））						
2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	（参考）第2期中 期目標期間実績	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
今期保険引受額累計(百万円) ①	—	1,988,282	376,081	718,921	1,049,468	1,385,632	1,755,368	
今期保険金支払額累計（今期 引き受けた案件のみ）(百万 円) ②	—	2,565	—	24	198	426	668	第2期中期目標期間においては、東日本大 震災による影響を除いている。
事故率（②÷（①×保険てん 補率））	0.12%以下	0.18%	—	0.00%	0.03%	0.04%	0.05%	第2期中期目標期間の達成目標も0.12%以 下である。
3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価				
				業務実績	自己評価			
5 代位弁済率・事故率 の低減 2及び3の取組によ り、中期目標期間中に保 証契約・保険契約を締結 した案件については、林 業信用保証業務において はその代位弁済率を2.94 %以下とし、また、基金 協会の代位弁済が保険事 故となる農業信用保険業 務にあってはその事故率 を0.12%以下、漁業信用 保険業務にあってはその 事故率を1.15%以下とす る。この場合、代位弁済 率・事故率は、経済情勢、 国際環境の変化、災害の 発生、法令の変更等外的 要因により影響を受ける ことについて配慮する。	5 代位弁済率・事故率 の低減 2及び3の取組により、 中期目標期間中に保証契 約・保険契約を締結した 案件については、林業信 用保証業務においてはそ の代位弁済率を2.94%以 下とし、また、基金協会 の代位弁済が保険事故と なる農業信用保険業務に あってはその事故率を0.1 2%以下、漁業信用保険業 務にあってはその事故率 を1.15%以下とする。こ の場合、代位弁済率・事 故率は、経済情勢、国際 環境の変化、災害の発生、 法令の変更等外的要因に より影響を受けることに ついて配慮する。	5 代位弁済率・事故率 の低減 代位弁済率及び事故率 については、中期目標期 間中に保証契約・保険契 約を締結した案件につい ての代位弁済率及び事故 率を指標として、中期目 標の達成に努める。この 場合、代位弁済率・事故 率は、経済情勢、国際環 境の変化、災害の発生、 法令の変更等外的要因に より影響を受けることに ついて配慮する。	<主な定量的指標> 事故率・代位弁済率 <その他の指標> なし <評価の視点> 引受審査の厳格化等モラル ハザード防止に向けた取組 により、代位弁済率や事故 率が目標を達成しているか	<主要な業務実績> 5 代位弁済率・事故率の低減 ※ 代位弁済率・事故率の評価に当たっては、代位弁済率・事故率が、経済情勢、 国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等外的要因により影響を受けることに ついて配慮するものとする。 (1) 事故率の低減（農業信用保険業務） ○ 第3期中期目標期間の事故率は、0.05%となり、目標を達成した（目標値： 中期目標期間中に0.12%以下）。なお、事故率の低減に向けた取組は、第1—1 —(2)「事業費の削減に向けた取組（農業信用保険業務）」を参照。 ○ 年度が進むにつれて事故率が上がるのは、第3期中期目標期間に引き受けた 案件が対象となっていることから、例えば25年度においては、25年度に引き受 けた案件が25年度中に保険金支払いとなることは少なく、29年度においては、 25～28年度に引き受けた案件の保険金支払いが発生することによるものである。 （参考）第2期中期目標期間（20～24年度）の事故率の推移（東日本大震災に よる影響を除く） 20年度：0.06%、21年度：0.04%、22年度：0.05%、23年度：0.08%、 24年度0.18%	<自己評価> 評価：B 中期目標を達成し たことから、Bと する。 <課題と対応> 事前協議の実施や 金融機関との適切 なりリスク分担の取 組等を着実に実施 し、保険事故率の 抑制に努める。			

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	B
<評価に至った理由> 29年度末における事故率は0.05％であり、中期目標を達成していると認められることから、評価をBとする。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、事前協議の実施や融資機関との適切なリスク分担の取組等を着実に実施し、保険事故率の抑制に努める必要がある。 <その他事項>	

年度評価項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
第3—5		代位弁済率・事故率の低減（代位弁済率の低減（林業信用保証業務））						
2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	（参考）第2期中 期目標期間実績	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
今期保証引受額累計(百万円) ①	—	208,813	34,122	63,506	93,284	121,162	148,427	
今期代位弁済額累計(今期引 き受けた案件のみ)(百万円) ②	—	5,880	114	240	883	1,302	1,670	第2期中期目標期間においては、東日本大 震災による影響を除いている。
代位弁済率（②÷①）	2.94%以下	2.82%	0.33%	0.38%	0.95%	1.07%	1.13%	第2期中期目標期間の達成目標も2.94%以 下である。
3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価				
				業務実績	自己評価			
5 代位弁済率・事故率 の低減 2及び3の取組によ り、中期目標期間中に保 証契約・保険契約を締結 した案件については、林 業信用保証業務において はその代位弁済率を2.94 %以下とし、また、基金 協会の代位弁済が保険事 故となる農業信用保険業 務にあってはその事故率 を0.12%以下、漁業信用 保険業務にあってはその 事故率を1.15%以下とす る。この場合、代位弁済 率・事故率は、経済情勢、 国際環境の変化、災害の 発生、法令の変更等外的 要因により影響を受ける ことについて配慮する。	5 代位弁済率・事故率 の低減 2及び3の取組により、 中期目標期間中に保証契 約・保険契約を締結した 案件については、林業信 用保証業務においてはそ の代位弁済率を2.94%以 下とし、また、基金協会 の代位弁済が保険事故と なる農業信用保険業務に あってはその事故率を0.1 2%以下、漁業信用保険業 務にあってはその事故率 を1.15%以下とする。こ の場合、代位弁済率・事 故率は、経済情勢、国際 環境の変化、災害の発生、 法令の変更等外的要因に より影響を受けることに ついて配慮する。	5 代位弁済率・事故率 の低減 代位弁済率及び事故率 については、中期目標期 間中に保証契約・保険契 約を締結した案件につい ての代位弁済率及び事故 率を指標として、中期目 標の達成に努める。この 場合、代位弁済率・事故 率は、経済情勢、国際環 境の変化、災害の発生、 法令の変更等外的要因に より影響を受けることに ついて配慮する。	<主な定量的指標> 事故率・代位弁済率 <その他の指標> なし <評価の視点> 引受審査の厳格化等モラル ハザード防止に向けた取組 により、代位弁済率や事故 率が目標を達成しているか	<主要な業務実績> 5 代位弁済率・事故率の低減 ※ 代位弁済率・事故率の評価に当たっては、代位弁済率・事故率が、経済情勢、 国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等外的要因により影響を受けることに ついて配慮するものとする。 (2) 代位弁済率の低減（林業信用保証業務） ○ 第3期中期目標期間の代位弁済率は、1.13%となり、目標を達成した（目標 値：中期目標期間中に2.94%以下）。なお、代位弁済率の低減に向けた取組は、 第1－1－(3)「事業費の削減に向けた取組（林業信用保証業務）」を参照。 ○ 年度が進むにつれて代位弁済率が上がるのは、第3期中期目標期間に引き受 けた案件が対象となっていることから、例えば25年度においては、25年度に引 き受けた案件が25年度中に代位弁済となることは少なく、29年度においては、 25～28年度に引き受けた案件の代位弁済が発生することによるものである。 （参考）第2期中期目標期間（20～24年度）の代位弁済率の推移（東日本大震 災による影響を除く） 20年度：0.44%、21年度：1.31%、22年度：1.83%、23年度：2.12%、 24年度2.82%	<自己評価> 評価：B 中期目標を達成し たことから、Bと する。 <課題と対応> 厳格な引受審査の 実施や金融機関と の適切なリスク分 担の取組等を着実 に実施し、代位弁 済率の抑制に努め る。			

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	B
<評価に至った理由> 29年度末における代位弁済率は1.13%であり、中期目標を達成していると認められることから、評価をBとする。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、適正な引受審査の実施や融資機関との適切なリスク分担の取組等を着実に実施し、代位弁済率の抑制に努める必要がある。 <その他事項>	

年度評価項目別評価調査（財務内容の改善に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第3－5	代位弁済率・事故率の低減（事故率の低減（漁業信用保険業務））

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	（参考）第2期中 期目標期間実績	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
今期保険引受額累計(百万円) ①	－	524, 239	84, 928	165, 506	243, 652	316, 113	383, 754	
今期代位弁済額累計（今期引 き受けた案件のみ）(百万円) ②	－	3, 114	10	82	284	1, 884	2, 482	第2期中期目標期間においては、東日本大 震災による影響を除いている。
事故率（②÷①）	1. 15%以下	0. 59%	0. 01%	0. 05%	0. 12%	0. 60%	0. 65%	第2期中期目標期間の達成目標も1. 15%以 下である。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
5 代位弁済率・事故率 の低減 2及び3の取組によ り、中期目標期間中に保 証契約・保険契約を締結 した案件については、林 業信用保証業務において はその代位弁済率を2. 94 %以下とし、また、基金 協会の代位弁済が保険事 故となる農業信用保険業 務にあってはその事故率 を0. 12%以下、漁業信用 保険業務にあってはその 事故率を1. 15%以下とす る。この場合、代位弁済 率・事故率は、経済情勢、 国際環境の変化、災害の 発生、法令の変更等外的 要因により影響を受ける ことについて配慮する。	5 代位弁済率・事故率 の低減 2及び3の取組により、 中期目標期間中に保証契 約・保険契約を締結した 案件については、林業信 用保証業務においてはそ の代位弁済率を2. 94%以 下とし、また、基金協会 の代位弁済が保険事故と なる農業信用保険業務に あってはその事故率を0. 1 2%以下、漁業信用保険業 務にあってはその事故率 を1. 15%以下とする。こ の場合、代位弁済率・事 故率は、経済情勢、国際 環境の変化、災害の発生、 法令の変更等外的要因に より影響を受けることに ついて配慮する。	5 代位弁済率・事故率 の低減 代位弁済率及び事故率 については、中期目標期 間中に保証契約・保険契 約を締結した案件につい ての代位弁済率及び事故 率を指標として、中期目 標の達成に努める。この 場合、代位弁済率・事故 率は、経済情勢、国際環 境の変化、災害の発生、 法令の変更等外的要因に より影響を受けることに ついて配慮する。	<主な定量的指標> 事故率・代位弁済率 <その他の指標> なし <評価の視点> 引受審査の厳格化等モラル ハザード防止に向けた取組 により、代位弁済率や事故 率が目標を達成しているか	<主要な業務実績> 5 代位弁済率・事故率の低減 ※ 代位弁済率・事故率の評価に当たっては、代位弁済率・事故率が、経済情勢、 国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等外的要因により影響を受けることに ついて配慮するものとする。 (3) 事故率の低減（漁業信用保険業務） ○ 第3期中期目標期間の事故率は、0. 65%となり、目標を達成した（目標値： 中期目標期間中に1. 15%以下）。なお、事故率の低減に向けた取組は、第1－1 －(4)「事業費の削減に向けた取組（漁業信用保険業務）」を参照。 ○ 年度が進むにつれて事故率が上がるのは、第3期中期目標期間に引き受けた 案件が対象となっていることから、例えば25年度においては、25年度に引き受 けた案件が25年度中に保険金支払いとなることは少なく、29年度においては、 25～28年度に引き受けた案件の保険金支払いが発生することによるものである。 （参考）第2期中期目標期間（20～24年度）の事故率の推移（東日本大震災に よる影響を除く） 20年度：0. 00%、21年度：0. 20%、22年度：0. 40%、23年度：0. 40%、 24年度0. 59%	<自己評価> 評価：B 中期目標を達成し たことから、Bと する。 <課題と対応> 事前協議の実施や 金融機関との適切 なりリスク分担の取 組等を着実に実施 し、保険事故率の 抑制に努める。

4. 主務大臣による評価
主務大臣による評価

評価 評価	B
<評価に至った理由> 29年度末における事故率は0.65%であり、中期目標を達成していると認められることから、評価をBとする。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、事前協議の実施や融資機関との適切なリスク分担の取組等を着実に実施し、保険事故率の抑制に努める必要がある。 <その他事項>	

年度評価項目別評価調査（財務内容の改善に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第3—6	基金協会及び共済団体等に対する貸付金の適正な審査及び回収

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報)

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価																																																		
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価																																														
				業務実績	自己評価																																													
6 基金協会及び共済団体等に対する貸付け 基金協会及び共済団体等に対する貸付けについては、引き続き適正な審査を行うとともに、その回収については、確実に徴収するものとする。	6 基金協会及び共済団体等に対する貸付け 基金協会及び共済団体等に対する貸付けについては、引き続き適正な審査を行うとともに、その回収については、確実に徴収するものとする。	6 基金協会及び共済団体等に対する貸付け 基金協会及び共済団体等に対する貸付けについては、引き続き適正な審査を行うとともに、その回収については、確実に徴収に努める。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 適正な貸付審査と期日に確実な回収がされているか	<主要な業務実績> 6 基金協会及び共済団体等に対する貸付金の適正な審査及び回収 (農業信用保険業務・漁業信用保険業務) ○ 基金協会に対する貸付けについては、借入申込書等の審査を迅速かつ的確に行うとともに、貸付金の回収については、基金協会に対して予め償還期限、回収額及び利息を通知することにより、期日どおりに全額回収した。 (農業災害補償関係業務・漁業災害補償関係業務) ○ 共済団体等に対する貸付けについては、借入申込書及び償還計画書等の審査を迅速かつ的確に行うとともに、貸付金の回収については、共済団体等に対して予め償還期限、回収額及び利息を通知することにより、期日どおりに全額回収した。 なお、漁業災害補償関係業務においては、29年度は貸付・回収の実績なし。 (単位：百万円) <table><tr><th colspan="2">区分</th><th>28年度末貸付残高</th><th>29年度貸付額</th><th>29年度回収額</th><th>29年度末貸付残高</th></tr><tr><td rowspan="2">農業信用保険業務</td><td>長期資金</td><td>36,753</td><td>18,280</td><td>18,279</td><td>36,754</td></tr><tr><td>短期資金</td><td>290</td><td>192</td><td>414</td><td>68</td></tr><tr><td rowspan="3">漁業信用保険業務</td><td>長期資金</td><td>27,229</td><td>11,722</td><td>11,702</td><td>27,249</td></tr><tr><td>短期資金</td><td>878</td><td>533</td><td>1,237</td><td>174</td></tr><tr><td>特別資金</td><td>99</td><td>-</td><td>-</td><td>99</td></tr><tr><td colspan="2">農業災害補償関係業務</td><td>500</td><td>300</td><td>500</td><td>300</td></tr><tr><td colspan="2">漁業災害補償関係業務</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr></table>	区分		28年度末貸付残高	29年度貸付額	29年度回収額	29年度末貸付残高	農業信用保険業務	長期資金	36,753	18,280	18,279	36,754	短期資金	290	192	414	68	漁業信用保険業務	長期資金	27,229	11,722	11,702	27,249	短期資金	878	533	1,237	174	特別資金	99	-	-	99	農業災害補償関係業務		500	300	500	300	漁業災害補償関係業務		-	-	-	-	<自己評価> 評価：B 貸付金について、迅速かつ的確な審査を行うとともに、計画どおり期日に回収しており、Bとする。 <課題と対応> 貸付審査を迅速かつ的確に行うとともに、期日に全額回収を図る。
区分		28年度末貸付残高	29年度貸付額	29年度回収額	29年度末貸付残高																																													
農業信用保険業務	長期資金	36,753	18,280	18,279	36,754																																													
	短期資金	290	192	414	68																																													
漁業信用保険業務	長期資金	27,229	11,722	11,702	27,249																																													
	短期資金	878	533	1,237	174																																													
	特別資金	99	-	-	99																																													
農業災害補償関係業務		500	300	500	300																																													
漁業災害補償関係業務		-	-	-	-																																													

(注1) 長期資金とは、代位弁済財源貸付のうち、基金協会の近代化資金等に係る

				保証債務並びに農協及び漁協等保証債務に係る保証債務の額を増大させるために必要な原資となるべき資金の貸付け。 (注2) 短期資金とは、代位弁済財源貸付のうち、基金協会の近代化資金等に係る保証債務並びに農協及び漁協等保証債務に係る保証債務の履行を円滑にするために必要な資金の貸付け。 (注3) 特別資金とは、基金協会の漁業近代化資金等及び漁協等保証債務に係る保証債務であって著しく多額であるものの履行を円滑にするために必要な資金の貸付け。	
--	--	--	--	--	--

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	B
<評価に至った理由> 貸付審査については、迅速かつ的確な処理が行われ、回収については期日どおりに回収しており、中期目標を達成していると認められることから、評価をBとする。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、貸付審査を迅速かつ的確に行うとともに、期日内回収を図っていく必要がある。 <その他事項>	

年度評価項目別評価調査（財務内容の改善に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第3－7	宿舍の廃止に関する計画

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
利用戸数	27年度までに0	22戸	9戸	8戸	0戸	－	－	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
	7 宿舍の廃止に関する計画 信用基金の保有する職員宿舍について、独立行政法人の職員宿舍の見直しに関する実施計画（平成24年12月14日行政改革担当大臣決定）等を踏まえ、入居者の円滑な退去等に配慮しつつ職員宿舍の廃止に関する計画を策定の上、中期目標期間中に、廃止する。	7 宿舍の廃止に関する計画 信用基金の保有する職員宿舍について、職員宿舍廃止に係る実施計画（平成25年6月20日付け独信基601平成25年度第50号）に基づき、職員退去後の廃止宿舍について、引き続きその処分を進める。	＜主な定量的指標＞ 利用戸数 ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ 職員宿舍廃止に係る実施計画に基づき、宿舍の廃止に向けた取組は進められているか	＜主要な業務実績＞ 7 宿舍の廃止に関する計画 ○ 職員宿舍廃止に係る実施計画に基づき27年度に廃止した宿舍（成城宿舍及びみどり寮）については、28年3月1日付けで主務省より発出された「介護施設等整備のための独立行政法人の不要資産の活用について」も踏まえ、その処分を進め完了した。 （成城宿舍） 28年9月に売却した宿舍の売却代金に関して、29年3月に56百万円を国庫納付し、また、29年6月から8月にかけて政府以外の出資者に対して59百万円（都道府県40百万円、民間出資者19百万円）の出資払戻しを行った。 （みどり寮） 29年5月に主務大臣に対して重要な財産の処分に係る認可申請を行い、11月に認可を受け、一般競争入札による売却手続を行い、30年2月に売却した。 なお、みどり寮の売却が成城宿舍の売却に比べ遅くなったのは、老朽化が進んでいた成城宿舍の売却を優先したこと等によるものである。	＜自己評価＞ 評価：B 成城宿舍の売却代金の処理及びみどり寮の売却について適正に処理を完了したことからBとする。 ＜課題と対応＞ －

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	B
＜評価に至った理由＞ 職員宿舍廃止に係る実施計画に基づき、宿舍を廃止しており、中期目標を達成していると認められることから、評価をBとする。	
＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞	
＜その他事項＞	

年度評価項目別評価調査（財務内容の改善に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第3－8	農業融資資金業務に係る国庫納付

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
7 農業融資資金業務 農業融資資金業務については、「平成23年度決算検査報告」（平成24年1月2日会計検査院から国会及び内閣宛て報告）を踏まえ、農業信用基金協会がその機能を十分に発揮できることを前提としてもなお不要と見込まれると指摘された額（12億8千3百万円）については、農業信用基金協会の業務運営への影響を考慮しつつ、国庫に納付する。	8 農業融資資金業務 農業融資資金業務については、「平成23年度決算検査報告」（平成24年11月2日会計検査院から国会及び内閣宛て報告）を踏まえ、農業信用基金協会がその機能を十分に発揮できることを前提としてもなお不要と見込まれると指摘された額（123億8千3百万円）について、農業信用基金協会の業務運営への影響を考慮しつつ、国庫に納付する。		<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> なし	<主要な業務実績> 8 農業融資資金業務に係る国庫納付 ○ 25年度措置済み。	<自己評価> 評価：－ <課題と対応> －

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	－
<評価に至った理由> <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> <その他事項>	

年度評価項目別評価調査（その他の業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報														
第4	長期借入金の条件													

2. 主要な経年データ														
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 24年度		25年度		26年度		27年度		28年度		29年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
		上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期	
借入日	-	なし	24. 10. 15	25. 6. 18	なし	なし	なし	なし	27. 10. 14	なし	なし	なし	なし	
借入金額（百万円）	-	-	1,483	761	-	-	-	-	2,000	-	-	-	-	
借入期間	-	-	4 年	4 年	-	-	-	-	4 年	-	-	-	-	
借入利率	-	-	0.137%	0.225%	-	-	-	-	0.100%	-	-	-	-	
(参考)														
入札金融機関数	-	-	19社	9社	-	-	-	-	5社	-	-	-	-	
国債利率	-	-	0.135%	0.225%	-	-	-	-	0.025%	-	-	-	-	
長ブラ利率	-	-	1.25 %	1.30 %	-	-	-	-	1.10 %	-	-	-	-	

※1 国債利率は5年物。残存4年程度。

2 借入利率は、平均借入率。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
第5 その他業務運営に関する重要事項 長期借入金の条件 独立行政法人農林漁業信用基金法（平成14年法律第128号）第17条第1項（漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第196条の11第1項又は林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号）第7条の規定により読み替えて適用する場合）の規定に基づき、信用基金が長期借入金をするに当たっては、市中の金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る。	第4 その他業務運営に関する重要事項 長期借入金の条件 独立行政法人農林漁業信用基金法（平成14年法律第128号）第17条第1項（漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第196条の11第1項又は林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号）第7条の規定により読み替えて適用する場合）の規定に基づき、信用基金が長期借入金をするに当たっては、市中の金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る。	第4 その他業務運営に関する重要事項 長期借入金の条件 独立行政法人農林漁業信用基金法（平成14年法律第128号）第17条第1項（漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第196条の11第1項又は林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号）第7条の規定により読み替えて適用する場合）の規定に基づき、信用基金が長期借入金をするに当たっては、市中の金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る。	＜主な定量的指標＞ 借入利率 ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ 極力有利な条件で借入を行っているか	＜主要な業務実績＞ 第4 その他の業務運営に関する重要事項 ○ 長期借入金について極力有利な条件での借入れ 29年度は、寄託返還金を長期借入金の償還財源に充当したことから、新たな長期借入金は行わなかった。	＜自己評価＞ 評定：－ ＜課題と対応＞ 長期借入金を行う場合には、引き続き、極力有利な条件での借入れに努める。

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	—
<評価に至った理由> <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> <その他事項>	

年度評価項目別評価調査（予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第5	予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

2. 主要な経年データ														
評価対象となる指標	達成目標	(参考)	25年度		26年度		27年度		28年度		29年度		(参考情報)	
			予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	29年度における予算と決算の差額	
農業信用保険勘定（百万円）														
収入合計	－	－	34,329	32,790	34,027	31,761	22,121	19,002	34,293	30,936	27,757	24,836	2,922	
支出合計	－	－	27,258	18,528	38,153	29,398	25,800	17,048	34,657	31,266	28,270	21,513	6,757	
林業信用保証勘定（百万円）														
収入合計	－	－	14,626	15,334	11,094	8,646	15,199	10,124	12,040	8,371	11,868	8,127	3,741	
支出合計	－	－	15,678	11,189	12,593	7,670	16,799	12,422	13,195	9,048	12,834	7,612	5,222	
漁業信用保険勘定（百万円）														
収入合計	－	－	25,457	23,587	24,819	21,135	17,787	15,736	21,207	19,947	17,292	15,761	1,531	
支出合計	－	－	23,943	20,951	24,068	18,911	17,043	15,727	21,124	20,183	17,181	14,175	3,006	
農業災害補償関係勘定（百万円）														
収入合計	－	－	108,613	2,227	108,614	976	108,579	4,245	108,485	634	107,875	535	107,340	
支出合計	－	－	109,173	2,036	109,173	734	109,172	4,141	109,173	512	109,168	313	108,855	
漁業災害補償関係勘定（百万円）														
収入合計	－	－	32,693	5,979	32,693	1,555	32,696	9	32,698	6	32,698	6	32,692	
支出合計	－	－	32,697	3,583	32,700	161	32,685	18	32,673	15	32,671	19	32,652	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
	第5 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画 【別紙】	第5 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画 【別紙】	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 適正な業務運営を確保するものであるか	<主要な業務実績> 第5 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画 ○ 予算に対する決算の状況は以下のとおり。 （農業信用保険勘定） 基金協会の保証債務の履行を円滑にするために必要な資金の貸付けが減少し、当該貸付けの償還による収入が減少したこと等から、収入の決算額は予算額を下回った。また、畜産関係の対策の実施及び保険価額残高の減少等に伴い保険金の支払いが減少したこと等から、支出の決算額は予算額を下回った。 （林業信用保証勘定） 木材産業等高度化推進資金の原資となる信用基金からの都道府県に対する貸付けが減少し、当該貸付けの償還による収入が減少したこと等から、支出及び収入の決算額は予算額を下回った。 （漁業信用保険勘定） 基金協会の保証債務の履行を円滑にするために必要な資金の貸付けが減少し、当該貸付けの償還による収入が減少したこと等から、支出及び収入の決算額は予算額を下回った。 （農業・漁業災害補償関係勘定）	<自己評価> 評価：B 適正な業務運営を確保するため、年度計画における予算に基づき、適正な業務運営を実施したことから、Bとする。 <課題と対応> 引き続き、年度計画における予算等に基づき、適正な業務運営に努める。

予算では、セーフティネットという業務の特性上、大災害が発生した場合に共済金支払い原資を供給できるよう、最大規模の貸付実績を勘案して、貸付計画・借入計画を設定している。

29年度においては想定したような大災害が発生しなかったことから、予算と決算に大きな乖離が生じた。

○ 収支計画に対する決算の状況は以下のとおり。

(農業信用保険勘定)

畜産関係の対策等の実施に伴い、保険金の支払額が減少したこと等により、36億7百万円の当期総利益を計上した。

(林業信用保証勘定)

保証債務残高の減少に伴い保証債務損失引当金の戻入れが生じたこと等により、4億13百万円の当期総利益を計上した。

(漁業信用保険勘定)

大口案件の保険金の支払いがなかったこと等により、11億43百万円の当期総利益を計上した。

(農業災害補償関係勘定)

有価証券売却損が生じたこと等により、2百万円の当期純損失を計上した。この損失については、前中期目標期間繰越積立金を同額取り崩して充てた。

(漁業災害補償関係勘定)

貸付実績がなく、事業収入が減少したこと等により、8百万円の当期純損失を計上した。この損失については、前中期目標期間繰越積立金を同額取り崩して充てた。

この結果、各勘定における当期損益及び利益剰余金の状況は以下のとおりとなった。

(単位：百万円)

区 分	農業信用 保険勘定	林業信用 保証勘定	漁業信用 保険勘定	農業災害補 償関係勘定	漁業災害補 償関係勘定	合 計
当期損益	3,607	413	1,143	-	-	5,164
利益剰余金	24,122	5,314	6,297	206	165	36,105

4. 主務大臣による評価

主務大臣による評価

評価

B

< 評定に至った理由 >

適正な業務運営を確保するため、年度計画における予算に基づき、適正な業務運営を実施しており、中期計画を達成していることから、評定をBとする。

< 指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策 >

引き続き、年度計画における予算に基づき、適正な業務運営に努める必要がある。

< その他事項 >

年度評価項目別評定調書（短期借入金の限度額）

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
第6	短期借入金の限度額							
2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 第2期中期目標	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
(農業災害補償関係勘定)								
年度内短期借入金 残高最大値	1,220億円	1,230億円	2億円	—	10億円	—	—	
(漁業災害補償関係勘定)								
年度内短期借入金 残高最大値	110億円	110億円	—	—	—	—	—	
3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価				
				業務実績	自己評価			
	第6 短期借入金の限度額 中期目標期間中の短期借入金は、農業災害補償関係勘定において1,220億円、漁業災害補償関係勘定において110億円を限度とする。 (想定される理由) 農業災害補償関係勘定及び漁業災害補償関係勘定における一時的に不足する貸付原資を調達するため。	第6 短期借入金の限度額 平成29年度の短期借入金は、農業災害補償関係勘定において1,220億円、漁業災害補償関係勘定において110億円を限度とする。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 限度額の範囲内で行われたか	<主要な業務実績> 第6 短期借入金の限度額 ○ 中期計画に定めた限度額の範囲内で借入れ (農業災害補償関係業務) ○ 実績なし。 (注) 中期計画に定める限度額 1,220億円 (漁業災害補償関係業務) ○ 実績なし。 (注) 中期計画に定める限度額 110億円		<自己評価> 評定：— <課題と対応> 貸付原資として短期借入金を行う場合には、中期計画に定める限度額の範囲内で行う。		
4. 主務大臣による評価								
主務大臣による評価								
評定							—	
<評定に至った理由>								
<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>								

<その他事項>

年度評価項目別評定調書（不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第7	不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
	第7 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画 農業融資資金業務については、「平成23年度決算検査報告」（平成24年11月2日会計検査院から国会及び内閣宛て報告）を踏まえ、農業信用基金協会がその機能を十分に発揮できることを前提としてもなお不要と見込まれると指摘された額（123億8千3百万円）について、農業信用基金協会の業務運営への影響を考慮しつつ、平成25年12月までに金銭により国庫に納付する。		<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> なし	<主要な業務実績> 第7 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画 ○ 農業融資資金業務に係る政府出資金の不要額（123億83百万円）の平成25年12月までの国庫納付 ○ 25年度措置済み。	<自己評価> 評定：－ <課題と対応> －

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評定	－
<評定に至った理由>	
<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>	

<その他事項>

年度評価項目別評定調書（重要な財産の譲渡等に関する計画）

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
第8	重要な財産の譲渡等に関する計画							

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
	第8 重要な財産の譲渡等に関する計画 予定なし		<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> なし	<主要な業務実績> 第8 重要な財産の譲渡等に関する計画 実績なし。	<自己評価> 評定：－ <課題と対応> －

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評定 <評定に至った理由> <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> <その他事項>	－

年度評価項目別評定調書（剰余金の使途）

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
第9	剰余金の使途							

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
	第9 剰余金の使途 農林漁業金融のセーフティ・ネット機関としての役割の向上のため、人材の育成・研修、情報システムの充実等の使途に使用。		<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 目的積立金は、中期計画に定めた使途に使用されているか	<主要な業務実績> 第9 剰余金の使途 ○ 中期計画に定めた使途への剰余金の使用状況 目的積立金を積み立てていないことから、29年度実績なし。 ○ 中期計画に定めた使途に充てた結果、当該年度に得られた成果 目的積立金を積み立てていないことから、29年度実績なし。 なお、中期計画に定めた使途に係る経費は、一般管理費を充てて対応した。 また、得られた効果は、「人材の育成・研修」については第1の3の(2)「効果的な研修の実施」を、「情報システムの充実」については第1の6「業務運営の効率化等を踏まえた情報システムの整備」を参照。	<自己評価> 評定：－ <課題と対応> 目的積立金を積み立てた場合には、中期計画に定めた使途に使用する。

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評定 <評定に至った理由> <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> <その他事項>	－

年度評価項目別評定調書（その他主務省令で定める業務運営に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
第10ー 1	施設及び設備に関する計画							

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
	第10 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1 施設及び設備に関する計画 予定なし		<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> なし	<主要な業務実績> 第10 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1 施設及び設備に関する計画 実績なし。	<自己評価> 評定：－ <課題と対応> －

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価 <評定に至った理由> <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> <その他事項>	－

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第10-2	人員に関する指標（人員に係る指標）

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	
	2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。） (1) 方針 農林漁業金融をめぐる情勢の変化に即応して、信用基金の業務の円滑な実施を担うことができる人材を確保するため、職員に対する各種研修を効果的に実施していくとともに、高度な専門知識を有する職員を採用する。 また、業務の質や量に対応した適切な人員配置を実現する。 (2) 人員に関する指標 期末の常勤職員数は、期初を上回らないものとする。 (参考1) 期初の常勤職員数113名 (参考2) 中期目標期間中の人件費総額見込み 5,300百	第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1 人事に関する計画	<主な定量的指標> 定員及び実員の推移 <その他の指標> なし <評価の視点> 期初の常勤職員数を踏まえた体制となっているか	<主要な業務実績> 2 人員に関する指標 (1) 人員に係る指標 ○ 中期計画期末の常勤職員数の見込み（113名）を踏まえ、業務体制、退職者数及びそれを補う新規採用者数等を勘案して人員配置を行った（29年度の新規採用者は4名。29年4月1日人員 108名。30年3月31日人員 99名（30年3月末の退職者を含めると106名））。	<自己評価> 評定：B 期末の常勤職員見込みを踏まえた人員確保を行っていることから、Bとする。 <課題と対応> 引き続き、期末の常勤職員見込みを踏まえた人員確保を行う。

	万円 ただし、上記の額は、 役員報酬並びに職員基本 給、職員諸手当及び超過 勤務手当に相当する範囲 の費用である。				
--	--	--	--	--	--

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	B
<評価に至った理由> 期末の常勤職員見込みを踏まえた人員確保を行っており、中期計画を達成していると認められることから、評価をBとする。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、期末の常勤職員見込みを踏まえた人員確保を行う必要がある。 <その他事項>	

年度評価項目別評定調書（その他主務省令で定める業務運営に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第10ー 2	人員に関する指標（人材の確保）

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
	2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。） (3) 人材の確保及び養成に関する計画 ① 人材の確保 金融、保険業務等の分野において高度な専門性を有する民間企業等の人材を採用する。また、適切な人事管理の構築等を通じた魅力ある就業環境の形成により、人材の確保を行う。	1 人事に関する計画 (1) 人材の確保 金融、保険業務等の分野において高度な専門性を有する人材の確保に努める	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ 高度な専門性を有する人材を確保しているか	＜主要な業務実績＞ (2) 人材の確保 ○ 金融機関において融資業務等の経験も有する者を外部から登用するとともに定年退職した職員を再雇用し、これらの者の専門知識・経験を生かした配置等を行った。外部登用者や再雇用職員は、豊富なキャリアを生かし指導的役割を果たしている。	＜自己評価＞ 評定：B 専門知識を有する人材を確保することにより、業務の円滑な実施を確保しており、Bとする。 ＜課題と対応＞ 引き続き、専門知識を有する人材の確保に努め、業務の質や量に対応した適切な人事配置を行う。

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評定	B
＜評定に至った理由＞ 専門知識や豊富な経験を有する人材を確保することにより、業務の円滑な実施を確保しており、中期計画を達成していると認められることから、評定をBとする。	
＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 引き続き、専門知識や豊富な経験を有する人材の確保に努め、業務の質や量に対応した適切な人員配置を行う必要がある。	
＜その他事項＞	

年度評価項目別評定調査（その他主務省令で定める業務運営に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第10－2	人員に関する指標（人材の養成）

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
	2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。） (3) 人材の確保及び養成に関する計画 ② 人材の養成 個々の職員の専門性の育成に配慮した人事管理を行うとともに、職員に対する研修制度の充実等により、民間企業等から採用した人材の専門的な知見を速やかに共有させ、専門性の高い人材の早期育成を図る。	1 人事に関する計画 (2) 人材の養成 個々の職員の専門性の育成に配慮した人事管理を行うとともに、金融業務機能の強化を図るための研修を含め、職員に対する研修制度の充実等により、民間企業等から採用した人材の専門的な知見を速やかに共有させ、専門性の高い人材の早期育成を図る。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 人事管理や研修により、人材育成が図られているか	<主要な業務実績> (3) 人材の養成 ○ 業務の適正化を図るため、同一ポストに長期に在籍する職員を把握しつつ、日常の業務及び研修による能力向上、人事評価結果等により、業務の適性を見極め、適材適所の配置を行う人事管理を実施した。 ○ 研修により職員の能力向上を図った上で、勤務実績等を踏まえ、適材適所の人事配置を行った。 ○ 27年4月に定めた「能力開発研修（専門研修）実施要領」に基づき、採用後一定の期間内において受講する研修種類等を明確にして、審査・回収等の金融業務機能の強化を図るために行う専門研修の実効性を高めた。	<自己評価> 評定：B 研修等により職員の能力向上を図り、業務の適性を見極め、適切な人事配置を行うことにより、業務の円滑な実施を確保しており、Bとする。 <課題と対応> 引き続き、職員に対する各種研修の実施等により高度な専門知識を有する人材の育成に努めるとともに、民間企業等から採用した人材の専門的な知見の速やかな共有が可能となる人事配置を行う。

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評定	B

< 評定に至った理由 >

研修等により職員の能力向上を図り、適性を見極めを通じて、適切な人事配置を行うことにより、業務の円滑な実施を確保しており、中期計画を達成していると認められることから、評定をBとする。

< 指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策 >

引き続き、職員に対する各種研修の実施等により高度な専門知識を有する人材の育成に努め、適性を見極めを通じて、業務の質や量に対応した適切な人事配置を行う必要がある。

< その他事項 >

年度評価項目別評定調書（その他主務省令で定める業務運営に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第10－3	積立金の処分にに関する事項

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
	3 積立金の処分にに関する事項 各勘定の前中期目標期間繰越積立金は、それぞれ農業信用保険業務、漁業信用保険業務、農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に充てることとする。	2 積立金の処分にに関する事項 各勘定の前中期目標期間繰越積立金は、それぞれ農業信用保険業務、漁業信用保険業務、農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に充てることとする。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 各勘定の前中期目標期間繰越積立金は、各業務に充てられているか	<主要な業務実績> 3 積立金の処分にに関する事項 ○ 農業災害補償関係勘定及び漁業災害補償関係勘定に計上の前中期目標期間繰越積立金は、農業災害補償関係勘定における当期純損失2百万円及び漁業災害補償関係勘定における同8百万円の補てんに充てた。 なお、農業信用保険勘定及び漁業信用保険勘定に計上の同積立金は、同勘定において当期純利益を計上したことから、積立金の取崩を行っていない。	<自己評価> 評定：B 積立金を当期純損失の補てんに充てたことから、Bとする。 <課題と対応> 各勘定の前中期目標期間繰越積立金は、それぞれ農業信用保険業務、漁業信用保険業務、農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に充てる。

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評定	B
<評定に至った理由> 農業災害補償関係勘定及び漁業災害補償関係勘定に係る積立金はそれぞれの当期純損失の補てんに充てており、中期計画を達成していると認められることから、評定をBとする。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、各勘定の前中期目標期間繰越積立金について、各業務に充てる必要がある。 <その他事項>	

1. 平成29事業年度予算及び決算

(1) 収入

(単位：百万円)

科 目	総 計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業災害補償関係勘定		漁業災害補償関係勘定	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算
受 入 事 業 交 付 金	1,707	1,273	254	72	309	309	1,145	892	-	-	-	-
政 府 補 給 金 受 入	15	2	-	-	15	2	-	-	-	-	-	-
政 府 出 資 金	-	-					-	-	-	-	-	-
地方公共団体出資金	10	-	-	-	10	-	-	-	-	-	-	-
民 間 出 資 金	15	-	-	-	15	-	0	-	-	-	-	-
事 業 収 入	124,886	46,951	27,117	24,366	10,490	7,550	15,808	14,531	54,418	504	17,053	-
運 用 収 入	1,049	1,025	384	395	268	265	339	328	52	31	7	6
借 入 金	69,806	-	-	-	761	-	-	-	53,406	-	15,639	-
そ の 他 の 収 入	4	14	3	3	1	0	0	11	-	-	0	-
合 計	197,492	49,265	27,757	24,836	11,868	8,127	17,292	15,761	107,876	535	32,698	6

(2) 支出

(単位：百万円)

科 目		総 計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業災害補償関係勘定		漁業災害補償関係勘定	
		予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算
運 営 経 費	事 業 費	198,114	41,953	27,406	20,791	12,245	7,061	16,711	13,801	109,104	300	32,649	-
	一 般 管 理 費	2,011	1,679	865	722	589	551	470	374	64	13	22	19
	直 接 業 務 費	248	159	161	103	38	39	44	16	4	1	1	0
	管 理 業 務 費	321	279	149	124	97	91	59	56	10	4	6	5
	人 件 費	1,442	1,241	555	496	454	420	368	303	50	8	16	14
合 計		200,125	43,632	28,270	21,513	12,834	7,612	17,181	14,175	109,168	313	32,671	19

2. 平成29事業年度収支計画及び実績

(1) 収益

(単位：百万円)

科 目	総 計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業災害補償関係勘定		漁業災害補償関係勘定	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
政府事業交付金収入	3,506	1,188	1,937	54	409	175	1,160	960	-	-	-	-
政府補給金収入	15	2	-	-	15	2	-	-	-	-	-	-
事業収入	8,871	7,284	6,750	5,479	464	307	1,576	1,497	21	1	60	-
財務収益	1,018	1,005	369	387	264	264	331	318	47	31	7	6
引当金等戻入	-	1,626	-	744	-	611	-	269	-	-	-	2
雑益	4	3	3	3	1	0	0	-	-	-	0	-
前中期目標期間繰越積立金取崩額	-	9	-	-	-	-	-	-	-	2	-	8
当期総損失	-	-	-	-	1,093	-	-	-	-	-	-	-
合 計	13,413	11,119	9,059	6,667	2,245	1,359	3,068	3,044	68	34	66	16

(2) 費用

(単位：百万円)

科 目	総 計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業災害補償関係勘定		漁業災害補償関係勘定	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
事業費	9,577	3,908	6,974	2,319	110	61	2,493	1,527	0	-	0	-
一般管理費	1,930	1,583	800	669	577	522	468	363	64	13	22	15
直接業務費	227	133	152	93	27	25	44	13	4	1	1	0
管理業務費	266	240	98	90	96	89	56	53	10	3	6	5
人件費	1,437	1,210	550	486	454	408	368	297	50	9	16	10
減価償却費	56	79	34	57	11	11	10	10	0	0	0	0
財務費用	35	3	0	0	15	3	0	0	3	0	17	0
引当金等繰入	1,532	349	-	-	1,532	349	-	-	-	-	-	-
臨時損失	0	35	-	14	-	0	0	0	-	21	0	0
固定資産除却損	0	0	-	0	-	0	0	0	-	0	0	0
固定資産売却損	-	9	-	9	-	-	-	-	-	-	-	-
有価証券売却損	-	26	-	5	-	-	-	-	-	21	-	-
当期総利益	284	5,164	1,251	3,607	-	413	97	1,143	1	-	27	-
合 計	13,413	11,119	9,059	6,667	2,245	1,359	3,068	3,044	68	34	66	16

(注) 収支計画は、予算ベースで作成した。

3. 平成29事業年度資金計画及び実績

(1) 収入

(単位：百万円)

科 目	総 計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業災害補償関係勘定		漁業災害補償関係勘定	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
業務活動による収入	127,625	49,269	27,767	24,845	11,080	8,132	17,279	15,751	54,440	536	17,059	6
投資活動による収入	47	126	-	118	4	8	13	-	30	-	-	-
財務活動による収入	69,831	11	-	-	786	-	0	11	53,406	-	15,639	-
前年度からの繰越金	157,170	160,476	57,175	59,676	40,335	41,417	50,821	50,017	2,828	3,347	6,010	6,019
合 計	354,673	209,882	84,943	84,639	52,205	49,556	68,113	65,779	110,703	3,882	38,709	6,025

(2) 支出

(単位：百万円)

科 目	総 計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業災害補償関係勘定		漁業災害補償関係勘定	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
業務活動による支出	130,315	48,867	28,268	27,520	12,073	6,843	17,181	14,172	55,762	313	17,032	19
投資活動による支出	15	51	13	12	1	15	1	3	1	21	0	0
財務活動による支出	69,806	860	-	15	761	820	-	25	53,406	-	15,639	-
翌年度への繰越金	154,537	160,104	56,663	57,092	39,370	41,879	50,932	51,578	1,535	3,548	6,037	6,007
合 計	354,673	209,882	84,943	84,639	52,205	49,556	68,113	65,779	110,703	3,882	38,709	6,025

(注) 資金計画は、予算ベースで作成した。

平成 2 9 年度業務収支

(単位：百万円)

科 目	総 計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業災害補償関係勘定		漁業災害補償関係勘定	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
政府事業交付金収入	3,453	1,135	1,937	54	356	122	1,160	960	-	-	-	-
事業収入	9,168	7,797	6,746	5,669	807	562	1,544	1,563	11	4	60	-
保険料収入	4,424	3,740	3,525	2,947	-	-	899	793	-	-	-	-
回収金収入	3,866	3,492	3,221	2,722	-	-	645	770	-	-	-	-
保証料収入	450	293	-	-	450	293	-	-	-	-	-	-
求償権回収収入	357	269	-	-	357	269	-	-	-	-	-	-
貸付金利息収入	70	4	-	-	-	-	-	-	11	4	60	-
収益合計	12,621	8,933	8,683	5,722	1,163	684	2,704	2,522	11	4	60	-
事業費	10,598	4,472	6,946	2,291	1,200	673	2,451	1,507	-	-	-	-
保険金	9,305	3,654	6,946	2,291	-	-	2,358	1,363	-	-	-	-
代位弁済費	1,200	673	-	-	1,200	673	-	-	-	-	-	-
国庫納付金	93	144	-	-	-	-	93	144	-	-	-	-
財務費用												
支払利息	20	-	-	-	-	-	-	-	3	-	17	-
費用合計	10,617	4,472	6,946	2,291	1,200	673	2,451	1,507	3	-	17	-
収 支 差	2,004	4,461	1,737	3,431	△37	11	253	1,015	8	4	43	-

「財務内容の改善に関する事項」の参考情報

法人単位

(単位：百万円、%)

	平成25年度末 (初年度)	平成26年度末	平成27年度末	平成28年度末	平成29年度末 (最終年度)
前期中(長)期目標期間繰越積立金	14,350	14,350	14,350	14,076	14,067
目的積立金	—	—	—	—	—
積立金	1,416	7,582	13,077	16,874	22,038
うち経営努力認定相当額					—
その他の積立金等	—	—	—	—	—
運営費交付金債務	—	—	—	—	—
当時の運営費交付金交付額(a)	—	—	—	—	—
うち年度末残高(b)	—	—	—	—	—
当期運営費交付金残存率(b/a)	—	—	—	—	—

(注1) 最終年度における「前中(長)期目標期間繰越金」、「目的積立金」、「積立金」は、次期中(長)期目標期間への積立金の繰越しを算定するために各勘定科目の残余を積立金に振り替える前の額です。

(注2) 「うち経営努力認定相当額」は、最終年度に経営努力認定された額です(最終年度に経営努力された利益は「目的積立金」には計上されずに、「積立金」に計上された上で次期中(長)期目標期間に繰り越されます。)。

(注3) 「その他の積立金等」には、各独立行政法人の個別法により積立金が強制される積立金等の額です。

「財務内容の改善に関する事項」の参考情報

農業信用保険勘定

(単位：百万円、%)

	平成25年度末 (初年度)	平成26年度末	平成27年度末	平成28年度末	平成29年度末 (最終年度)
前期中(長)期目標期間繰越積立金	10,020	10,020	10,020	10,020	10,020
目的積立金	—	—	—	—	—
積立金	—	3,683	6,986	10,494	14,102
うち経営努力認定相当額					—
その他の積立金等	—	—	—	—	—
運営費交付金債務	—	—	—	—	—
当時の運営費交付金交付額(a)	—	—	—	—	—
うち年度末残高(b)	—	—	—	—	—
当期運営費交付金残存率(b/a)	—	—	—	—	—

(注1) 最終年度における「前中(長)期目標期間繰越金」、「目的積立金」、「積立金」は、次期中(長)期目標期間への積立金の繰越しを算定するために各勘定科目の残余を積立金に振り替える前の額です。

(注2) 「うち経営努力認定相当額」は、最終年度に経営努力認定された額です(最終年度に経営努力された利益は「目的積立金」には計上されずに、「積立金」に計上された上で次期中(長)期目標期間に繰り越されます。)。

(注3) 「その他の積立金等」には、各独立行政法人の個別法により積立金が強制される積立金等の額です。

「財務内容の改善に関する事項」の参考情報

林業信用保証勘定

(単位：百万円、%)

	平成25年度末 (初年度)	平成26年度末	平成27年度末	平成28年度末	平成29年度末 (最終年度)
前期中(長)期目標期間繰越積立金	—	—	—	—	—
目的積立金	—	—	—	—	—
積立金	1,411	3,072	4,633	4,901	5,314
うち経営努力認定相当額					—
その他の積立金等	—	—	—	—	—
運営費交付金債務	—	—	—	—	—
当時の運営費交付金交付額(a)	—	—	—	—	—
うち年度末残高(b)	—	—	—	—	—
当期運営費交付金残存率(b/a)	—	—	—	—	—

(注1) 最終年度における「前中(長)期目標期間繰越金」、「目的積立金」、「積立金」は、次期中(長)期目標期間への積立金の繰越しを算定するために各勘定科目の残余を積立金に振り替える前の額です。

(注2) 「うち経営努力認定相当額」は、最終年度に経営努力認定された額です(最終年度に経営努力された利益は「目的積立金」には計上されずに、「積立金」に計上された上で次期中(長)期目標期間に繰り越されます。)。

(注3) 「その他の積立金等」には、各独立行政法人の個別法により積立金が強制される積立金等の額です。

「財務内容の改善に関する事項」の参考情報

漁業信用保険勘定

(単位：百万円、%)

	平成25年度末 (初年度)	平成26年度末	平成27年度末	平成28年度末	平成29年度末 (最終年度)
前期中(長)期目標期間繰越積立金	4,071	4,071	4,071	3,807	3,807
目的積立金	—	—	—	—	—
積立金	—	793	1,348	1,348	2,491
うち経営努力認定相当額					—
その他の積立金等	—	—	—	—	—
運営費交付金債務	—	—	—	—	—
当時の運営費交付金交付額(a)	—	—	—	—	—
うち年度末残高(b)	—	—	—	—	—
当期運営費交付金残存率(b/a)	—	—	—	—	—

(注1) 最終年度における「前中(長)期目標期間繰越金」、「目的積立金」、「積立金」は、次期中(長)期目標期間への積立金の繰越しを算定するために各勘定科目の残余を積立金に振り替える前の額です。

(注2) 「うち経営努力認定相当額」は、最終年度に経営努力認定された額です(最終年度に経営努力された利益は「目的積立金」には計上されずに、「積立金」に計上された上で次期中(長)期目標期間に繰り越されます。)。

(注3) 「その他の積立金等」には、各独立行政法人の個別法により積立金が強制される積立金等の額です。

「財務内容の改善に関する事項」の参考情報

農業災害補償関係勘定

(単位：百万円、%)

	平成25年度末 (初年度)	平成26年度末	平成27年度末	平成28年度末	平成29年度末 (最終年度)
前期中(長)期目標期間繰越積立金	107	107	107	107	105
目的積立金	－	－	－	－	－
積立金	5	21	80	101	101
うち経営努力認定相当額					－
その他の積立金等	－	－	－	－	－
運営費交付金債務	－	－	－	－	－
当時の運営費交付金交付額(a)	－	－	－	－	－
うち年度末残高(b)	－	－	－	－	－
当期運営費交付金残存率(b/a)	－	－	－	－	－

(注1) 最終年度における「前中(長)期目標期間繰越金」、「目的積立金」、「積立金」は、次期中(長)期目標期間への積立金の繰越しを算定するために各勘定科目の残余を積立金に振り替える前の額です。

(注2) 「うち経営努力認定相当額」は、最終年度に経営努力認定された額です(最終年度に経営努力された利益は「目的積立金」には計上されずに、「積立金」に計上された上で次期中(長)期目標期間に繰り越されます。)。

(注3) 「その他の積立金等」には、各独立行政法人の個別法により積立金が強制される積立金等の額です。

「財務内容の改善に関する事項」の参考情報

漁業災害補償関係勘定

(単位：百万円、%)

	平成25年度末 (初年度)	平成26年度末	平成27年度末	平成28年度末	平成29年度末 (最終年度)
前期中(長)期目標期間繰越積立金	152	152	152	143	135
目的積立金	—	—	—	—	—
積立金	—	12	30	30	30
うち経営努力認定相当額					—
その他の積立金等	—	—	—	—	—
運営費交付金債務	—	—	—	—	—
当時の運営費交付金交付額(a)	—	—	—	—	—
うち年度末残高(b)	—	—	—	—	—
当期運営費交付金残存率(b/a)	—	—	—	—	—

(注1) 最終年度における「前中(長)期目標期間繰越金」、「目的積立金」、「積立金」は、次期中(長)期目標期間への積立金の繰越しを算定するために各勘定科目の残余を積立金に振り替える前の額です。

(注2) 「うち経営努力認定相当額」は、最終年度に経営努力認定された額です(最終年度に経営努力された利益は「目的積立金」には計上されずに、「積立金」に計上された上で次期中(長)期目標期間に繰り越されます。)。

(注3) 「その他の積立金等」には、各独立行政法人の個別法により積立金が強制される積立金等の額です。